

# 台湾の高等教育

## —現状と改革動向—

高等教育研究叢書  
95 2008年3月

小川 佳万・南部 広孝 編



広島大学  
高等教育研究開発センター

# 台灣の高等教育

## －現状と改革動向－

小川 佳万・南部 広孝 編

広島大学高等教育研究開発センター

## はしがき

台湾は、古くは「フォルモサ（麗しき島）」、近年では「緑色砂島（緑のシリコン・アイランド）」や「科技島（科学技術の島）」と呼ばれる地域であり、九州よりもやや小さい台湾島と近隣の小島に2,300万の人々が暮らしている。台湾に対するイメージは世代間で異なっていると考えられるが、近年では日本のアニメ文化から多大な影響を受けた「日本大好き」若者（「哈日族」）が増加しているニュースをしばしば目にするため、それが日本人にとっては台湾に対して親しみやすさを醸し出している。また経済面では、外貨準備高が世界第4位であり、コンピュータ生産地として世界に名を馳せていることもしばしば報道されている。もちろんその反面、国際的な関係、特に中国との関係で厳しい緊張状態が続いていることも周知の通りである。

こうしたさまざまな面を併せ持つ台湾であるが、小規模であり資源に乏しいという点を考慮して1950年当時から人材立国となるべく、政府が教育に多大なエネルギーを注いできたことはあまり知られていない。とりわけ人材養成という点で高等教育の拡大に力点をおき、絶え間のない改革を通して発展させてきている。その勢いは21世紀に入っても衰えるどころか、ますます増してきているように見える。2001年に教育部から公表された『大学教育政策白書』によれば、21世紀を「頭脳経済」の時代ととらえて、こうした社会で最も重要な資源は人的資本であると考え、また文化の伝承、国家の競争力、経済や産業の発展という点からも、高等教育のさらなる拡大および高度化を目指しているのである。

こうした一連の改革の結果、ここ20年で台湾の高等教育は大規模な変貌を遂げるに至った。それを形容するのに「爆発」や「激動」といった語を使用することは決して大げさなことではない。しかしながら、どのような原理で、どのような特徴を伴いながらそれが進行しているのか、またそもそも具体的にどんな点が顕著に変化しているのかという基本的な実態も明らかになっているとは言えない。それは、全体を見渡すことができないほど台湾の高等教育は激しく動いているからであり、もちろん外国人にとっては言語的な制約という面もある。こうしたわかっているようでわからないという曖昧な状態を脱するためにも全体を見通すことのできる書物があれば、日本の高等教育を相対化するうえでも、大学改革の国際比較を進めていくうえでも大いに役立つと考えられる。

また、年間100万人以上の日本人が訪れる「近くて近い」台湾との交流は、旅行者としても仕事のうえでも今後ますます盛んになってくることが十分予想できる。教育分野の交流においても、台湾から日本への留学生は中国、韓国に次いで多く、これら3国・地域で全体の8割以上を占めているほどである。これらの国および地域の高等教育の現状を知ることは、留学交流の進展という意味で不可欠であるが、中国や韓国に比べ、台湾の高等教

育に関する情報は著しく少なく、しかも正確な情報を体系的に提供している書物が皆無に近いのが実情である。そのため、たとえば、編者自身、所属大学の留学生担当の事務職員の方から留学生の受験資格等を尋ねられることが多くなっている。したがって、台湾の高等教育に关心を持つ研究者や学術交流を進めている事務職員等、多くの人々が台湾の高等教育の現状について最新で正確な情報を得られる書物を求めていると考えられるのである。

本書は、以上の点を考慮して台湾の高等教育を網羅的に紹介・解説することを意図したハンドブックであり、したがってさまざまな角度（領域）から台湾の高等教育について論述している。本書は全9章構成である。まず第1章で台湾の高等教育の流れを概観し、続いて第2章では複雑な高等教育機関を分類し、それぞれの特徴を述べる。第3章では台湾社会で常に論争の的となってきた大学入学者選抜制度について述べる。第4章から第6章にかけては学士課程、修士課程、博士課程各々の教育段階の概況と特徴に言及し、第7章で台湾の大学管理上の諸問題について分析する。その後の第8章では、ほとんど知られていない台湾の大学教員の現状について述べる。そして最後の第9章で台湾の高等教育交流について日本との関係を含めて近年の特徴を概観する。本書は、全体を読み通すことによって、台湾の高等教育の近年の動向のエッセンスが把握できるように意図して編集されたものである。

本書は構想の段階からすでに3年の時間が経過している。諸般の事情により、遅々として作業が進まない編者を叱咤してくれたのは、迅速に原稿を執筆していただいた台湾の共著者たちであった。彼らは他ならぬ台湾高等教育を実際に経験した大学院生（当時）であり、近年の改革を誰よりも肌身を感じてきた人々である。彼らの学問に対する真摯で情熱的な姿勢には、「活気ある」台湾の大学を象徴しているようで大いに刺激を受けた。また本書の編集にあたっては同じ編者である南部広孝氏の手を大いに煩わせた。氏にはご自身の執筆章だけでなく、煩雑な翻訳の作業をしていただいた。氏の協力がなかったら本書の出版はさらに遅れていたはずである。お礼を述べたい。さらに事項の事実確認や文章の校正等では、大学院生の劉語霏さん、石森広美さんに協力いただいた。感謝したい。

最後に、本書は、紙幅の制限から厳密な意味での註はつけておらず、各表の出典も割愛したことであらかじめお断りしておきたい。その代わりいくつかの章で章末に参考文献を載せておいたので、関心のある読者はそちらを参照していただきたい。我々執筆者一同は、台湾の高等教育に关心を持つ研究者や職員の方々に簡潔で正確な情報を提供できるよう心がけたつもりである。不十分な点は多々あると認識しているが、それでも本書が台湾および台湾の高等教育に关心を持つ多くの人たちの理解への一助となれば幸いである。

2007年11月 仙台

編者を代表して 小川 佳万

## 目 次

はしがき	小川 佳万	i
第1章 高等教育の発展	小川 佳万	1
第2章 高等教育機関	劉 語霏	13
第3章 大学入学者選抜制度	劉 語霏	23
第4章 学士課程	小川 佳万・蔡 婉如	35
第5章 修士課程	徐 靜欣 (訳: 南部 広孝)	47
第6章 博士課程	劉 宜蓁 (訳: 南部 広孝)	57
第7章 高等教育行政	南部 広孝	69
第8章 大学教員	陳 靜如 (訳: 南部 広孝)	79
第9章 高等教育交流	石森 広美	93

# 第1章 高等教育の発展

小川 佳万

## 1. はじめに

台湾は、1950年以降蒋介石総統の強力なリーダーシップの下、不安定で厳しい国内・国際環境を配慮して「戒厳令」を敷きながら一党独裁体制を維持し、経済面でも開発独裁を強力に推進してきた。教育面でもその中央集権的教育体制の影響は強く、北京語（国語）による教育と孫中山の「三民主義」を教育の基本にすえた中国化教育を強力に推進し、あわせて敵対する中国共産党を意識した反共教育も推し進めていった。こうした点は台湾社会を担う各分野のリーダー養成を目的とした高等教育分野にも当然のことながら当てはまり、政府の出先機関的性格を有していた大学・学院は、学生募集や教育課程編成権においても、教員採用等の人事権、管理運営面においても政府の強いコントロール下に置かれていた。それは明らかに「大学自治」、「学問の自由」といった観点からは対極的な状態に置かれていたことを意味する。

こうした台湾の大学・学院に一大転機が訪れたのは、政治の世界において民主化が本格化した1980年代後半という時期と軌を一にする。では、高等教育は1980年代以降どのように民主化していくのであろうか。本章では、台湾社会の民主化が開始された1980年代以降の台湾高等教育を10年ごとに区分して、その変遷について主に高等教育の拡大という側面に注目しながら、全体的な概略を論じていくことにしたい。本章によって、台湾高等教育の改革の流れをつかめるとともに、その特徴がどこにあるのかも理解できるであろう。

## 2. 1980年代－多元化社会の教育－

### （1）多元化

1980年代を最も特徴づける語は、間違いなく「多元化」である。長い間独裁体制をとつてきた国民党に対抗する政党として1986年に民主進歩党（民進党）が結成され、政治界で一党独裁体制からの「多元化」が開始されると、それに伴い台湾はさまざま面で「多元化」社会に向けて出発する。長い間敷かれてきた「戒厳令」が翌1987年に解除され、言論界の自由化（1988年新聞新規発行禁止解除）がそれに続くと、社会は比較的自由な雰囲気に包まれていく。さらに1989年蒋介石の息子である蒋經國総統の死去後、国民党側

の新しい指導者李登輝総統の出現とともにこの「多元化」はいっそう進行していくのである。

高等教育分野における「多元化」の出発点は、「大学法」が改正された1994年に求めることができるが、そのための土台づくりはすでに80年代後半から始まっていた。高等教育に対する政府の規制は非常に厳格であり、学生募集から教育課程編成、大学の管理運営にまで詳細な規制に縛られていた。こうした環境は、明らかに大学に存在するべき「大学自主権」の喪失を意味し、何よりも大学の活力が生まれないということを、多くの教授陣、特に海外の大学で学位を取得して帰国した教授陣は、肌身で感じていたのである。

国民党政府にとっても、台湾の社会構造が大きく変化してきている中で高等教育を多元化していくかなければ、新たな人材養成の要請に応えられないということを痛感していた。1970年代に父親の蒋介石の死後引き継いだ息子の蒋經国は、道路や発電所建設等「十大建設」と称された大国家プロジェクトを推進して台湾のインフラ整備に努めたため、台湾経済は高成長を遂げることになった、ところが、1980年代前半までにGDPに占める製造業の割合が低下し、代わって第三次産業の割合が急激に上昇してくると、新しい分野の労働力に対する需要が急速に高まったためである。

そこでこうした変化に対応するかたちで政府はさまざまな改革を実施していくのであるが、1980年代に最初に実施したものは、私立高等教育機関の新設を再び認めたことである（1985年）。高等教育機関数において、1965年にはすでに私学の数が公立のそれを上回っていたが（公立24校：私立32校）、1960年代後半の急増の後（1965年私立32校：1970年私立62校）、高等教育機関の質の問題に直面したため1970年代から80年代前半にかけてしばらく60校台で停滞していた。しかし1985年の私立抑制政策の解除によって、再び増加し始めたのである（1985年私立69校：1990年私立82校）。このことは、政府が1985年以降の量的拡大を主に私立に求めていく方針を明確にしたことを意味しており、言い換えると政府は公立と私立との健全な競合によって高等教育全体を拡大および向上させようとしたのである。そしてその後、この傾向はさらに顕著になり、私立は1995年の84校から2000年の97校へと激増していくことになる。

また、高等教育の「多元化」という点で忘れてはならないのは、1986年に創立された国立放送（原語：空中）大学の設置である。これは伝統的な高等教育機関に対して新しいタイプのそれを提供したという意味で「多元化」を志向したものと言えよう。この放送大学は、高等教育へのニーズの高まりを受けて、より多くの人たちに高等教育の機会を提供し、学士学位も授与する教育機関として多大な貢献をしてきたのであり、その意味で当時から画期的であった。実際、2001年度までに、放送大学によって学士学位を授与された成人は1万8,335人にも達していて、その後大きな発展を遂げていく成人教育分野の先駆けとして位置づけられよう。

## (2) 高等教育の拡大

前節では、高等教育機関数から高等教育の拡大や多元化をみてきたが、では在学者数からみた場合どのような特徴がみられるのであろうか(第2章参照)。以下の表1-1は、大学生数の推移を4年制(以上)の課程である本科と2,3年制の課程である専科に分けて1950年以降5年ごとに示したものである。ここからわかるることは以下の4点である。

表1-1 大学生数の推移

年 度	大学生数			年 度	大学生数		
	本科	専科	合計		本科	専科	合計
1950	5,374	1,286	6,660	1980	153,088	183,134	336,222
1955	13,460	4,545	18,005	1985	179,334	236,824	416,158
1960	26,735	7,888	34,623	1990	239,082	315,169	554,251
1965	54,819	29,534	84,353	1995	314,499	394,751	709,250
1970	92,850	108,328	201,178	2000	564,059	444,182	1,008,241
1975	135,297	150,226	285,523	2003	837,602	289,025	1,126,627

第1に、高等教育の拡大は1980年代だけに起こったのではなく、1950年代から継続的に拡大してきたことである。1950年に6,000人台でスタートした大学生数は、その後一貫して増加しつづけ、1970年に20万人を超える、1985年には40万人を突破している。その後拡大のペースはさらに高まり、2000年にはついに100万人の大台に到達している。前節で高等教育機関数は1970年代から80年代前半にかけて頭打ちであったと述べたが、学生数でみた場合、同期間にも着実に増加していたことがわかる。ここから1970年代から高等教育機関各校が大規模化したこと、すなわち1校あたりの学生収容人数が格段に増加したことがわかるのである。

第2に、1950年当初は「本科」中心の高等教育システムであったが、1970年に「本科」と「専科」の学生数が逆転し、その後1995年までずっと「専科」に在籍する学生が上回っていた。すなわち高等教育拡大の内実は「専科」レベルの教育の顕著な拡大であり、私立の高等教育機関数が公立のそれを上回っていることを勘案すると、新しく設置された「専科」レベルの高等教育機関の多くは私立であったことがわかる。ただし、高等教育の拡大を短期課程・私立に求めるこの傾向は、台湾に特異なわけではなく、諸外国にもみられる一般的な現象であると言える。

第3に、1990年以降も大学生数は増加の一途をたどるにも関わらず、2000年から再び「本科」と「専科」に在籍する学生数が逆転していることがわかる。これは後述するように1990年代の法改正によって大学の改組が比較的容易になり、多くの専科学校が4年制

の大学・学院に昇格していったからである。高等教育の飽和状態を受け学生獲得競争が激化するなか、一般に威信が高いとされる4年制大学の方が学生を引きつけやすいと各専科学校が判断したためと考えられる（第4章参照）。

第4に、表にはないが、就学率（18～21歳人口）でみた場合、1980年代後半に15%を越え、トロウの理論に従えば、この時期に台湾の高等教育が「エリート教育段階」から「マス（大衆化）教育段階」に移行したことになる。その10年前の1970年代中葉にはまだ10%を割っていたことを考えると、この点でも1980年代に高等教育の拡大が起こったことがわかるのである。これは、高等教育を受ける機会が特定の人たちだけの特権ではなくなったことを意味し、トロウの説明を待つまでもなく、高等教育システムの抜本的な改革を要求するプッシュ要因となったのである。

## 2. 1990年代－大学運営の民主化－

### （1）大学院の拡大

1990年代に入ると、国民党主席についた李登輝は台湾の民主化をさらに推し進め、1996年には台湾初の総統直接選挙を実施、そこで彼自身総統に再選された。つまり李登輝は台湾初の民選総統として総統に再就任したのである。こうした政治変動を背景に、社会各方面でのいっそうの改革が進められていくが、当然のこととして教育面でも民主化がさらに進展することになる。

この民主化を量的拡大の面からとらえた場合、1990年代も高等教育が順調に拡大してきたことを前節でみてきたが、1990年代に顕著になってきたのは大学院の拡大である。もともと大学生数の増加が必然的にその上の課程、すなわち大学院の拡大をもたらすことは不思議なことではないが、台湾では急激な高等教育の拡大によって、大卒者の失業率が増加したという社会問題が起き始めていたのである。その問題に対する対策の1つとして大学院の拡大が求められてきたのである。

表1-2は大学院学生数の推移を1950年から5年ごとに「修士」と「博士」に分けて示したものである。1950年代にはほとんど機能していなかった大学院であるが、その後徐々に学生数が増加し始め、修士課程では1970年に2,129人、1980年に5,633人、1990年には1万7,935人と激増してきている。その勢いは1990年代にさらに加速し、1990年の2万人弱から2000年には一気に7万人を突破するに至った。それは明らかに増加というよりも「爆発」状態と例えるのにふさわしい状況であった（第5章参照）。

表1-2 大学院学生数の推移

年 度	大学院生数		年 度	大学院生数	
	修士	博士		修士	博士
1950	5	0	1980	5,633	673
1955	169	0	1985	10,638	1,780
1960	426	11	1990	17,935	4,437
1965	974	19	1995	33,200	8,897
1970	2,129	166	2000	70,039	13,822
1975	3,614	298	2003	121,909	21,658

一方博士課程も同様な傾向がみられる。実質的に1960年頃から始まった博士課程も徐々にではあるが増加していき、1980年に673人であった学生数が1990年には4,437人まで顕著に増加している。そして1990年代も修士課程と同様であり、1990年の約4,500人から2000年に約1万4,000人にまで激増している。修士課程学生数同様、博士課程もこの勢いがまだ続きそうであると予測できるのは、2003年の両者の数字が示しているとおりである（第6章参照）。

各大学に大学院が存在することは大学の威信を高めるのに有利であり、学生獲得を容易にすると考える点も大学院拡大の要因になっている。またこうした拡大を政府側からみると、1980年代後半から台湾の産業構造が大きく変化するなかで、より高度な人材を求める必要に直面したという点を指摘できる。また旗艦産業であった電子産業も中国への工場進出による産業の空洞化が進んだため、代わりにバイオテクノロジーなどの先端産業の育成を図る必要が出てきたのである。そのため、大学院の拡大は政府の最優先政策の1つとして展開することになる。

## （2）大学自主権の拡大

大学組織に注目した場合、1990年代の重要な変化として「大学法」の改正があげられる。「戒厳令」解除後の政治・社会環境の変化に対応するように1994年に「大学法」が改正された。この「大学法」そのものは、1970年以降ほぼ10年ごとに改正されてきているが、1994年の改正は、教育部が大学に対して実施した規制緩和政策の内実を意味しており、これが各大学に対して大学自治の概念を醸成する重要な契機になったことは明確である。したがって各高等教育機関にとって、1990年代は1950年代以来の大改革の時期であったと言えるのである。そして、この法を根拠として、各大学はカリキュラム編成権や教員採用に対して実質的な権限をもち、高等教育が大衆化するなかで、自らの特色を社会にアピールできるようになったのである（第7章参照）。

また、財政面でも大学自主権が実質化してきている。これまでの政府予算に全面的に依存する状況から、「校務基金制度」を開始し、各大学による自己調達、自主的な資金調達と運用が可能となった（第7章参照）。授業料・雑費も各大学が決定できることになっている。これを政府からみれば、大学数が増加するなかで、政府の支出をこれ以上増やさないためにも有効な措置であったと言える。

この新制度は、はじめ台湾大学や清華大学等5校から始まったが、1999年の「国立大学校務基金設置条例」の成立によって、現在ほとんどの国立大学で導入されている。この新制度は確かに財政収入を政府補助金や授業料収入以外のところから得られるという利点があるが、大学ごとの格差が拡がるという懸念も同時に指摘されている。

また、こうして大学に対する政府の規制緩和が実施されると、高等教育への「新規参入」現象がみられることになった。その一方で、既存の高等教育機関の改組も同時に起こってきたことも注目されるべき点である。表1-3は、1950年以来の高等教育機関数の推移を5年ごとに「大学」「学院」「専科学校」に分けて示したものである。この表で明らかになるとおり、第1に、1950年以来機関数はずつと増加し続けている。そのなかでも特に、1960年代（1960年27校：1965年56校：1970年92校）と1990年代（1990年121校：1995年134校：2000年150校）に著しく増加していることがわかる。

表1-3 高等教育機関数の推移

年 度	機関数			年 度	機関数		
	大学	学院	専科学校		大学	学院	専科学校
1950	1	3	3	1980	16	11	77
1955	4	6	5	1985	16	12	77
1960	7	8	12	1990	21	25	75
1965	10	11	35	1995	24	36	74
1970	9	13	70	2000	53	74	23
1975	9	16	76	2003	67	76	15

2点目として、機関の種類別にみた場合、「大学」の増加が著しいのが1990年代（1990年21校：2000年53校）で、「学院」の増加が著しいのも1990年代（1990年25校：2000年74校）であることがわかる。これは先に述べたとおり、1990年代の規制緩和の影響である。

3点目に、その中で特異な傾向を示しているのが「専科学校」である。専科学校の場合は、すでに1960年代に激増がみられ、高等教育全体の拡大に大きな貢献をしてきたことは既述のとおりであるが、その後「専科学校」は1990年代に逆に減少してきているのである。

ある（1990年75校：2000年23校）。これは規制緩和を受けて、多くの大学が大学院を設置したのと同様、威信の上昇とより多くの学生獲得を目指して、2-3年制の「専科学校」が4年制の「学院」や「大学」へ改組してきたからである。つまり、大学生の多くが4年制の本科課程に在籍していることになり、高等教育のインフレを進行させているという批判もなされている。こうした点から高等教育の質の問題が出てくるのである。

### （3）「社区大学」の登場

こうした高等教育拡大を就学率から再び眺めると、1980年代の後半に15%に達した高等教育就学率は、1990年代に入ると順調な伸びをみせ、1991年には21%，1997年には31%とついに30%台にまで上昇する。民主化の進展は当然のことながら高等教育の各方面にもおよび、そのスローガンは、「18歳人口により多くの高等教育機会を」から、「すべての人に高等教育機会を」というように社会全体を巻き込んで変化していくことになる。

また、台湾社会も国際的、国内的に大きな転機を迎える（第9章参照）。それは李登輝総統から陳水扁総統にかけての台湾「本土化」という改革である。これまでの中国人形成から、台湾人形成をめざす「教育の本土化」が進行することによって、いわゆる台湾ナショナリズムが高揚することとなった。この改革によって義務教育段階に「認識台湾」という科目が1997年から社会から独立して設定されたことはその象徴的できごとである。子どもたちは中国史だけではなく、新しく台湾史や台湾地理も学ぶことになったのである。さらに陳總統が台湾の独立路線を採用したため統一派の国民党とたたかう衝突するばかりでなく、国名を台湾とするデモ行進敢行など、中国政府との関係も悪化した。

すでに台湾と中国との経済関係はますます緊密になってきており、もはや中国との交流なくしては台湾経済が成り立たなくなるまでに依存度を高めてきているが、そうした微妙な関係を含めて、台湾社会は新しい民主的な社会の創造に向けて、具体的にどう構築していくのか、その際高等教育はどのように関わっていくのかが重要課題となってきたのである。

こうした変化を象徴する1990年代のできごとは、社会の民主化運動と関連して誕生したリカレント教育の一環としての「社区（コミュニティ）大学」である。これは、台湾大学教授であった黄武雄が、1994年に提唱したことによって台湾各地に広がった運動をもとに、1997年に誕生した新しい教育機関である。現在では約80校にまで増加している。それは、従来の試験制度によって教育機会を得られなかつた人々に対して教育機会の提供といった意味だけではなく、新しく流入した外国人労働者や外国人花嫁等をも含めて、新しい台湾社会を担う市民の育成を目標とする点で時代の要求に合致していた。つまり、それは、地域住民に対して生涯学習を提供する教育機関であると言え、また職業教育だけではなく、娯楽や教養教育を含めているという点と、学位取得とは無関係であるという点で、1980年代に誕生した放送大学とは性質を異にしていた。

### 3. 2000 年代 一質的向上と卓越性－

#### (1) 質的向上

1990 年代に改革派のリーダーとして登場した李登輝総統は、永年議員の引退勧告など台湾の民主化政策を推進したが、高齢のため 2000 年の總統選には出馬せず、代わって民進党の陳水扁が總統に選出された。ここに、台湾史上初の政権交代が実現し、台湾は新たな一步を踏み出すことになった。こうした変化を象徴するように高等教育にも新たな課題が持ち上がってきたのである。

前掲表 1-1 に見たように、高等教育在学者数の「爆発」は 2000 年以降さらに顕著になってきた。1990 年時点で 55 万人を突破した高等教育在籍者（本科と専科の合計）は、1995 年になると 70 万人を超える、さらに 2000 年時点でついに大台の 100 万人を突破したのである。しかもこの勢いは停止しておらず、2003 年に 110 万人台に達している。人口 2,300 万人に対して（正規課程だけで）110 万人の高等教育人口を抱える台湾は、すでに量的に飽和状態に達していると言われており、また「世界一の高等教育大国」と揶揄されるに至っている。2003 年 9 月に開かれた全国教育発展会議で、「全面的に高等教育の品質と効能、国際競争力を高める」が三大議題として取り上げられたことが示しているように、2000 年以降の台湾にとって、既存の大学をどう整備していくのかが緊急かつ新しい課題として浮かびあがってきたのである。

そのための方策として、まずは質の保証をどう担保するかという問題に政府は直面することとなった。高等教育の爆発によって各方面から学生の質や教育の質が低下してきていることが指摘されている。たとえば、大学生総数を大学教員総数で除した 1 人当たり学生数でみると、公立「大学」が 1991 年の 10.44 人から 2000 年に 13.92 人へ、一方公立「学院」の場合、1991 年の 8.55 人から 2000 年の 15.12 人と「大学」以上に増加していることからも、このことは明確に指摘できるのである。またこうした学生数の増加に伴い、より効果的な教育がこれまで以上に求められる大学教員に対する教育活動への注目も集まっている（第 8 章参照）。これらの点を勘案して、1994 年の「大学法」改正で教育部が大学評価を行う法的根拠が生まれたが、その教育部は、1997 年から機関ごとの大学総合評価を初めて実施した。そして 2000 年以降、これまで行われていた学問分野別評価と並んで、この機関評価を恒常化させている。まだ、評価基準や評価方法には改善の余地が多く残されているが、評価の重要性がますます高まってくることは確実である。

また教育部は、高等教育機関数のこれ以上の増加ができるだけ抑えるために、大学の合併を奨励している。たとえば、国立嘉義師範学院と国立嘉義技術学院が合併した事例をはじめ、2000 年以降各地域で学校側の合併案の議論が徐々に進んでいる。

さらに競争原理の徹底化によって質の向上をめざすことも行われている。たとえば、これまで常に批判にさらされてきた教員養成問題は、1990 年代の教員免許の開放制によって、台湾の教員養成を独占してきた師範大学・学院制度の特権が剥奪され、一般の大学も教員

養成に参加できることになったのである。しかも師範大学・学院に優秀な学生を引きつけていた公費待遇制度が廃止されたため、こうした師範大学・学院は自らの存在意義をかけて自らを改革しなければならなくなつた。2004 年の台東師範学院から台東大学への一般大学化、台南師範学院の台南大学への同様な改革、台北師範学院の台北教育大学への改組など師範系の大学・学院は機関レベルで 2000 年以降最もドラスティックな改革を経験することになったのである。

## （2）国際競争と卓越性

2000 年代に入ると台湾をめぐる国内・外の環境はさらに大きく変化することになる。台湾は 2002 年に中国と WTO に同時加盟し、諸外国の学校が高等教育の市場に参入する可能性と学生募集への危機が高まるにつれて、大学全体の競争力を高めようと改革してきている。つまり、新しい世紀に入った台湾は、国際的に通用する人材の育成をめざし始めたのである。その国際競争力強化の鍵は言うまでもなく、高等教育の全体的な質をどのように向上させるかであるが、他国との競争においてまずは学術研究の強化が最重要課題となる。2005 年に「大学法」が再び改正されるが、そこでは「自治」以外に「卓越性」を意識していることからもそのことがわかる。

こうした国際環境を配慮して、政府は 1999 年に「大学学術卓越発展計画」を出し、4 年間で 130 億元を助成して世界レベルの研究大学をつくることを宣言した。また 2003 年に出された「新十大建設」でも 5 年 500 億元の助成を宣言した。さらに人材投資と養成、研究・開発の促進を目標とする「国際的な一流大学・トップの研究センターを発展させる計画」は、日本の「21 世紀 COE プログラム」に相当するものであるが、これによって教育部が本気で世界に通用する一流大学を台湾に造ろうとしていることが社会に徐々に認知されてきている。

また、各大学はこうした巨額な補助金を獲得するために、続々と研究型大学に改組する一方、有力大学は、補助金の獲得を確実なものとするため、大学の連盟を進めてきている。たとえば、2002 年 3 月に 4 つの国立大学、すなわち中央大学、交通大学、清華大学、陽明大学は「台湾聯合大学系統」を立ち上げたのを皮切りに、「台湾大学系統（台湾大学、政治大学、成功大学、中山大学）」、「台湾綜合大学連盟（台湾師範大学、台北大学、中興大学、中正大学）」、「私立大学連盟（輔仁大学、淡江大学等の 8 校の私立大学）」、「台湾聯合師範大学系統」等も成立して、一種のブームとなっている。こうした連盟は、単に補助金獲得というだけでなく、大学間交流を活性化させ、将来的には大学の統合という可能性も含まれているのである。

## （3）新たな「多元化」政策

以上のように、2000 年以降の改革だけでもさまざまなものがあげられるが、それ以外に

注目される改革として次の 2 点を紹介できる。第 1 に、社会に最も注目を集め、議論を巻き起こしているのは、疑いなく大学入学者選抜制度の大改革である（第 3 章参照）。台湾も少子化傾向にあるにも関わらず、高等教育拡大のスピードはすさまじく、入学者選抜が機能しなくなるという懸念が以前から指摘されてきた。また大学入試にかかる高校生の精神的負担は大きく、少しでもそれを軽減し、高級中学段階の学習活動を実りあるものに改革しようとした意図ももっている。

その大改革とは、これまで台湾の大学入学者選抜制度において半世紀近く存続してきた統一試験である「聯考」を 2002 年に廃止したことである。新しい「大学多元入学方式」はかなり複雑で説明しにくく、「聯考」がもつ「透明性」、「客觀性」、「公平性」、「効率性」等の諸特徴と比較して、それには「不透明」、「主觀的」、「複雑」等の批判がすでに起きている。ただ、それにも関わらず、さらに「社会的な弱者層や地域間の均衡発展」を意図した「繁星計画」を試行しており、この大学入学者選抜に関する多元化はいっそう進行していくものと考えられる。今後、社会的な混乱を引き起こさないようにどう改革していくのかが最も注目される領域である。

もう 1 つは、成人教育の正規化という問題である。2002 年 1 月の WTO 加盟後、海外の学校の台湾進出に加え、遠隔教育、インターネット学習が普遍化したことによって、台湾における成人高等教育も大きな挑戦に直面している。そのため 2004 年に「開放大学法」を制定し、成人高等教育の開放的・弾力的・多元的なシステムを構築する一方で、1998 年より各地方政府によって設置された「社区大学」がそこに包摂され、終身学習機関から正規の社区型开放大学への転換を目指しているのである。それは、「社区大学」を学位授与を伴う 4 年制課程の正規の教育体系に位置づけようとする大胆な試みであり、さらに構想中の 2 年制の「社区学院」（コミュニティ・カレッジ）の場合は「副学士」を授与することも検討している。より多くの人々に高等教育の機会を開くという高邁な理念がこの「開放大学法」によって実現できる見通しが立ってきたが、もともと民主化運動と関連していた「社区大学」が正規の教育体系の中に埋没してしまうという懸念も残されている。いずれにせよ、この点も今後の動向が注目されるところである。

以上ここまで、台湾の高等教育の展開の過程を概観してきたが、1950 年時点では高等教育機関はわずか 4 校であった台湾が、2003 年で 158 校と、この半世紀で 40 倍にも拡大したこと、正規の教育体系だけで 110 万人を抱えるに至ったことはまさに奇跡としか言いようがない。1990 年代に 30% を突破した就学率も、2001 年には 40% にも到達し、さらに 2004 年には 50%、2005 年時点で 57% にまで上昇を続けている。台湾はすでに「マス段階」から「ユニバーサル・アクセス段階」に移行したと言えるのである。その意味では、台湾が新たな高等教育制度を模索していくのは必然的なことと言え、したがって巨大な高等教育を抱える台湾が、今後どのように発展していくのか、台湾政府はそれをどのような原理で導いていくかとしているのかは学術的にも十分検討に値する。こうした台湾の高等

教育の将来を見通すためにも、次章以下では、台湾高等教育のそれぞれの領域について、現状と改革動向を詳細に検討していくことにしたい。

### 【参考文献】

- 教育部（2001）『大学教育政策白書』。
- 牧野篤（2007）「中国と台湾の社会変動とコミュニティ教育」『教育改革の国際比較』大桃 敏行・上杉孝實・井ノ口淳三・植田健男編ミネルヴァ書房、289-309頁。
- 楊思偉（2007）「台湾の国立大学法人化に関する予定政策の分析」『大学財務経営研究』第4号、国立大学財務・経営センター、241-259頁。
- 若林正丈（2001）『台湾－変容し躊躇するアイデンティティー』筑摩書房。
- 李海績・鄭新蓉主編（2003）『台湾教育概観』九州出版社。

## 第2章 高等教育機関

劉 語霏

### 1. 体系上の分類：3ルート

今日台湾の高等教育機関は、表2-1に示すとおり、3つの「教育ルート」に分かれて発展してきている。この「教育ルート」とは、政府が計画した学生の進路を意味している。そのうちこれまで、普通高級中学から大学・学院への普通教育のルート（第1の教育ルート）を中心に発展してきたことから、「教育のルート」とは実質的にこれのみを意味してきた。その一方、高級職業学校から専科学校や技術学院への技術・職業教育の進路は未開発の山道に喩えられる。近年、高校進学者の半数が職業教育系の学校に在籍することから、職業教育系の進学ルートの改革が要請されてきている。つまり、技術・職業教育の各学校段階の接続の改善と整備が必要だと考えられたため、教育部は、従来の普通教育の進路を「第1の教育ルート」として設定し、それと並行する技術・職業教育の「第2の教育ルート」を積極的に拡大させてきた。要するに、後期中等教育の専門高校教育の改革を契機として、高等教育段階の技術・職業教育の「第2の教育ルート」が形成され、飛躍的に展開してきたということである。

さらに近年、生涯教育の要請に対応するために、リカレント教育（原語：進修・推広教育）を「第3の教育ルート」として発展させてきている。後期高等教育段階の大学院レベルはこの3つの「教育ルート」を統合した単線型制度である。

以下の表2-1に示したように、前期高等教育段階は、後期中等教育段階に繋がっていて、普通教育と技術・職業教育が並行する複線型であり、学校等の教育機関を利用している社会教育も含んだ3つの体系に分かれている（第4章の図4-1「台湾の現行学制」も参照してもらいたい）。

#### （1）第1の教育ルート

このルートは伝統的で学術的な教育のルートであり、「普通教育の国道」とも言われる。普通高級中学、または総合高級中学の普通科から普通大学（総合大学、単科大学、師範・体育・芸術等の独立学院を含む）への進学のルートを指している。従来、これはさらに一般体系と師範体系に分かれており、後者には師範大学3校と師範学院7校が含まれていた。ところが、1995～96年の間に、師範系高等教育機関（師範大学と師範学院を指す）に関

する法規が廃止され、普通大学でも教員養成センター（原語：師資培育中心）の設置が認められるようになるとともに、師範大学・学院の方も積極的に総合大学へ改組しようとしているため、一般体系と師範体系の区別は徐々に曖昧になってきている。

このルートでは卒業後、学士学位を取得でき、修士（原語：碩士）課程等の大学院への進学が認められている。

表2-1 学校体系における後期中等教育段階と高等教育機関の発展類型

教育段階 ルート		中等教育	高等教育	
		後期	学士課程	大学院 課程
第1の 教育 ルート	普通教育	高級中学 (高中)	1. 大学 2. 学院	研究科
第2の 教育 ルート	技術 ・ 職業教育	1. 総合高級中学 (総合高中) 2. 高級職業学校 (高職) 5年制専科学校 (五 専)	1. 科技大学 (四技) 2. 技術学院 →4年制：四技 →2年制：二技 3. 2年制専科学校 (二専)	研究科
第3の 教育 ルート	リカレン ト教育	1. 高級中学附設補習 (進修) 学校 (高級進修学校、 高中補校) 2. 高級職業学校附設補 習 (進修) 学校 (高級進修学校、高職 補校) 3. 実用技能班	1. 放送 (原語：空中) 大学 2. 4年制社区 (コミュニティ) 大学 3. 2年制「社区学院」(検討中) 4. 技術学院附設専科進修学校 (進修専校) 5. 大学附設専科進修学校 (進修専校) 6. 進修学院	放送大学 の研究科 (試行中)

- 科技大学と4年制の技術学院と二専は合わせて「四技二専」と呼ばれる。
- 高級中学と高級職業学校の附設補習（進修）学校はまとめて「高級進修学校」と呼ばれる。

## （2）第2の教育ルート

このルートは近年拡大してきたルートであり、台湾では「技術・職業教育の国道」とも言われている。高級職業学校、総合高級中学の職業科、5年制専科学校から、大学（主として科技大学、一部普通大学への進学も可能）、4年制・2年制技術学院、2年制専科学校への進学のルートを指し、あわせて「四技二専・二技」進学のルートと言われている。このルートでも卒業後、学士学位を取得でき、修士等の大学院への進学も可能である。

### (3) 第3の教育ルート

このルートは、前二者の教育機関から提供されるリカレント教育（原語：回流教育）ルートであり、「補修および進修教育」とも言われる。つまり、社会人の再学習や生涯学習のための機会提供として開かれた高等教育機関である。

1986年に設立された放送大学（原語：空中大学）のほか、生涯学習推進のため、1997年から、当時の教育部長の呉京の下で、「第3の教育ルート」が開始された。これは、「大学法」と「大学推廣教育実施辦法」に基づいて、大学や大学院等の高等教育機関が、夜間、休日、冬・夏休み等の期間を通じてさまざまな長短期学習課程を開設し、在職社会人のための進学専修班や進修推広班等の継続教育を提供するというルートである。このルートでも卒業後、単位取得・履修証明書や学士等の学位を取得でき、大学学士課程への受験資格または編入試験の申請資格が得られ、さらに大学院への進学も可能である。

そのほか1998年から設置され、2004年に全国32校存在する4年制の「社区大学」（コミュニティ大学）がある。また2年制の「社区学院」（コミュニティ・カレッジ）を設立することも計画されている。

2004年現在、このルートの教育機関は78校ある。その内訳は、放送大学が2校、「技術学院（大学）附設専科進修学校」（進修専校）が42校、「技術学院（大学）附設専科進修学院」（進修学院）が34校である。

近年、この「リカレント教育」の積極的な推進に伴って、このルートは拡大している。規制緩和によって、高等教育機関は、正規の教育課程を受講する学生のほか、社会人学生を幅広く受け入れてきている。2003年時点で、このルートで学ぶ学生数は進修専校が6万3,861人、放送大学および進修学院が5万3,009人であり、あわせて11万人以上の学習者がそれぞれの学習目的に合わせて利用している。

## 2. 高等教育機関の種類：3種類

高等教育機関の種類としては、「専科学校」「独立学院」「大学」の3種類存在する。その目的は、「専科学校」が応用科学を教授し、技術人材を養成することを目的とするのに対して、「独立学院」「大学」では、深い学術を研究し、専門人材を育てることを目的とする。具体的には以下のとおりである。

### (1) 大学

1. 種類：普通大学（総合大学、師範大学を含む）、科技大学、放送大学。
2. 校数：2004年現在、普通大学は51校（総合大学49校、師範大学2校）、科技大学は20校、放送大学は2校。
3. 修業年限：普通大学は原則的に4年制（一部分の法律系と建築系は5年制、歯学（原

- 語：牙医）：6年制、医学：7年制），科技大学には2年制と4年制があり、エンジニア在職人員進修班は3年制。
4. 教育目標：「大学法」による主旨は従来の「高度な学問を研究し、専門人材を養成すること」から、1993年に「学問を研究し、人材を養成し、文化を高め、社会に貢献し、国家の発展に奉仕すること」に幅広く変更された。その中で、科技大学の教育目標は、「高級な工業工程および科技管理技術の人材を育成すること」である；放送大学の教育目標は、「成人再教育および継続教育を行い、生涯学習の理念を実現すること」である。
  5. 募集対象：高級中学、総合高級中学、高級職業学校、5年制専科学校（五専；後期中等教育段階を含む）、2年制の専科学校（二専；日本の短大に相当）の卒業生、また、前者と同等の学歴を有する者。
    - ① 普通大学は主に高級中学および総合高級中学の普通科卒業生。
    - ② 4年制の科技大学は主に総合高中の職業科、高職卒業生。2年制の科技大学には、五専と二専。ただし、一部の普通大学には技術・職業教育系の学生を対象とした学生募集枠がある。
    - ③ 放送大学の場合は上記①②の対象制限なし。
  6. 入試試験の時期：毎年4月または5月。
  7. 学科の類型：教育部の統計処の資料によると、主な分野は、商業および管理、工学（原語：工程），数学および電算機科学、人文、医薬衛生、教育、経済社会および心理、自然科学、家政、農林漁牧、芸術、マス・コミュニケーション、建築および都市計画、法律、観光、運輸通信、体育、工業技術である。
  8. 卒業に必要な単位数：各大学が定めるが、4年制の大学は128単位以上。
  9. 学位資格：学士。
  10. 進学先：研究科の修士課程と博士課程。

## （2）独立学院

1. 種類：普通教育体系の師範学院、体育学院、芸術学院、人文社会学院、管理学院と、技術・職業教育体系の技術学院、看護（原語：護理）学院、外語学院。
2. 校数：普通教育体系は19校、その内訳は、師範学院7校、体育学院3校、芸術学院1校、人文社会学院1校、管理学院7校；技術・職業教育体系は53校、その内訳は技術学院48校、看護学院1校、外語学院1校、医事学院1校、管理・健康学院1校、観光（原語：餐旅）学院1校。
3. 修業年限：普通教育体系の4年制の学院と、技術・職業教育体系の4年制・2年制の技術学院を含む。
4. 教育の目標：「大学法」にも制約され、独立学院の宗旨は大学のそれと同じように、

- 学問を研究し、人材を養成し、文化を高め、社会に貢献し、国家の発展に奉仕することである。さらに、教育の目標はそれぞれの専門分野別によって違う。
- ただし現実的には、大学と独立学院の教育目標の違いは、学問の研究を中心のことと応用の知識と実務の学習を中心のことと思われている。
5. 募集対象：高級中学、総合高級中学、高級職業学校、5年制専科学校、2年制専科学校の卒業生、また、前者と同等の学歴を有する者。
    - ①普通教育体系の4年制の学院の場合は、主に高級中学および総合高級中学の普通科卒業生。
    - ②技術・職業教育体系の4年制の技術学院は、主に総合高級中学の職業科と高級職業学校の卒業生。技術・職業教育体系の2年制の技術学院は、5年制専科学校と2年制専科学校の卒業生。

一部の普通学院には技術・職業系の学生を対象とした学生募集枠がある。そして、少子化等の影響による技術学院の募集不足の危機を解決するために、近年の改革の中で、高級中学と総合高級中学の普通科出身学生の入学の開放も要請されている。
  6. 入試試験時期：毎年7月。
  7. 学科の類型：普通教育の独立学院と大学は大同小異だが、技術学院の場合は、機械類、汽車（自動車）類、電機類、電子類、化工類、衛生類、土木建築類、工業設計類、工学（原語：工程）管理類工程組、工学（原語：工程）管理類管理組、看護（原語：護理）類、食品類、商業類、商業設計類、幼保類、美容類、家政類、農業類、語文類英文組、語文類日本組、観光（原語：餐旅）類、海事類、水産類等がある。
  8. 学位資格：学士。
  9. 進学先：4年制の独立学院は修士課程と博士課程に進学できる。

### （3）専科学校

1. 種類：台湾戲曲専科、看護（原語：護理）専科、工商専科、海事商業専科、観光経営管理専科、医看護（原語：医護）（管理）専科がある。
2. 校数：全部で15校ある。その内訳は、台湾戲曲専科1校、看護専科3校、工商専科1校、海事商業1校、観光経営管理専科1校、医看護（管理）専科8校。
3. 修業年限：5年制（例外：薬学、獣医、輪機、航海等の学科は6年制）と2年制（例外：建築は3年制）がある。
4. 教育目標：応用科学と技術を教授し、中級レベルの実用的な専門人材を育成すること。
5. 募集対象：国民中学（国中；日本の中学校に相当）、総合高級中学の職業科、高職、高中の卒業者、また、前者と同等の学歴を有する者。
  - ①5年制の場合は、主に国中の卒業生。

②2 年制の場合は、主に総合高級中学の職業科と高級職業学校の卒業生であるが、一部の学科では高級中学の卒業生も募集できる。

6. 入試試験時期：毎年 7 月。
7. 学科の類型：「学科」と言う。専門分野については、専科学校と技術学院は同じ。
8. 学位資格：副学士。
9. 進学先：卒業後 3 年間の仕事の経験があれば、修士課程と博士課程に進学できる。

### 3. 設置主体：2 類型

高等教育機関を設置できるのは国、地方政府、個人または民間団体である。高等教育機関は設置者別によって公立と私立とに分けられ、前者はさらに国立、直轄市（台北市と高

表 2-2 台湾の高等教育機関数の推移（設置者別）

年 度	大学			学院					専科学校					総計
	国立	私立	小計	国立	省立	市立	私立	小計	国立	省立	市立	私立	小計	
1986	9	7	16	6	0	0	6	12	10	9	2	56	77	105
1987	9	7	16	7	8	1	7	23	10	1	1	56	68	107
1988	9	7	16	7	8	1	7	23	10	1	1	58	70	109
1989	13	8	21	4	8	1	7	20	11	1	1	62	75	116
1990	13	8	21	4	8	1	12	25	11	1	1	62	75	121
1991	13	8	21	14	0	1	14	29	12	0	1	60	73	123
1992	13	8	21	14	0	1	14	29	13	0	1	60	74	124
1993	13	8	21	14	0	1	15	30	13	0	1	60	74	125
1994	15	8	23	16	0	1	18	35	12	0	1	59	72	130
1995	16	8	24	17	0	1	18	36	15	0	1	58	74	134
1996	16	8	24	19	0	2	22	43	14	0	0	56	70	137
1997	20	18	38	19	0	2	19	40	10	0	0	51	61	139
1998	21	18	39	20	0	2	23	45	6	0	0	47	53	137
1999	21	23	44	23	0	2	36	61	4	0	0	32	36	141
2000	25	28	53	22	0	2	50	74	4	0	0	19	23	150
2001	27	30	57	21	0	2	55	78	3	0	0	16	19	154
2002	27	34	61	21	0	2	55	78	3	0	0	12	15	154
2003	32	39	71	17	0	2	53	72	3	0	0	12	15	158

雄市；政令指定都市に相当）立、県（市）立に分けられる。公立学校と私立学校の校数比は約1：2であり、学生数からみると私立に在籍する学生は全体の4分の3を超えていている。

1. 公立学校：公に設置された学校を指す。国立学校、直轄市立学校、市立学校を含む。表2-2に示したように、1990年までは、省（台湾省）立学校が存在したが、その後国立（学院・専科学校）に変更された。したがって現行の高等教育機関には省立学校は存在しない。
2. 私立学校：個人（3人以下）または民間団体が私立学校法に基づいて設置した学校を指す。

#### 4. 高等教育機関の機能：5性格

高等教育機関での多元化を促進するために、教育部は近年台湾の大学・学院をさらにそれぞれの性格によって、「研究型」、「教学型」、「科技型」、「社区型」、「遠隔（原語：遠距）型」の5つのタイプに分け、発展させようとしている。

- (1) 研究型：学問を発展させ、研究人材を育成することを目的とする学校を指す。たとえば、台湾大学、清華大学、交通大学、中央大学、成功大学、中山大学、陽明大学等である。教育部は、この類型に当てはまる大学を国際的に認知された一流大学にしようとしている。
- (2) 教学型：教育を重視して社会の各業種の専門人材を養成する学校を指す。たとえば、師範院校、芸術大学等である。
- (3) 科技型（專業型）：専門人材を育成することを中心とする学校で、主に科技大学、技術学院等の第2の教育ルートの学校を指す。台湾の競争力を高めるという点で、この類型の学校は期待されている。近年、優れた技術学院が徐々に科技大学に昇格してきているのはそのためである。たとえば、台湾科技大学である。
- (4) 社区型：第3の教育ルートにある「社区大学」と検討中の「社区学院」を指す。この類型に属する学校では、前三者の専門教育とは異なり、民主社会を担う市民教育が行われている。たとえば、1998年に設置された台北市文山社区大学があげられる。
- (5) 遠隔型：主として第3の教育ルートの放送大学を指す。情報産業が急速に発展している今日、さまざまなメディアを活用している。この中には、放送大学の他、一般大学・学院の中の遠隔教育を行う部門、インターネット課程の3タイプがある。  
  
(1)から(3)は伝統的な機関であるが、(4)と(5)は生涯学習社会に対応した機関であり、その重要性は高まってきている。

## 5. おわりに

台湾の高等教育機関は、それぞれの特徴、機能等によって、本文で言及したように「3ルート」、「3類型」、「2設置」、「5性格」に分類できる。この数年間、「3類型」と「2設置」には変化がみられないが、「3ルート」の分類は徐々に変わってきてている。従来、国家発展のため、高等教育機関は「3ルート」の類型にしたがって分類され機能してきたが、近年ルート相互の交流が多くなり、正規教育である第1と第2のルートを統合した方がいいのではないかという議論が出始めてきている。

さらに、生涯学習社会に対応するため、非正規教育である第3のルートはますます重視されており、実際「社区大学」や「社区学院」の設置が進んでいる。「ユニバーサル・アクセス段階」に入った台湾の高等教育では、さまざまな教育機会をより多くの人々に提供するために、社会人がさまざまなライフステージで高等教育へアクセスできるような仕組みが求められているのである。

### 【参考文献】

- 教育部（2003）『中華民国教育統計（2003年版）』。  
教育部統計処（2003）『中華民国大專院校概況統計（2002学年度）』。  
教育部高等教育司（2003）『大学校院一覧表（2003学年度）』。  
教育部技術及職業教育司（2003）『公私立技專院一覧表－科技大学・技術学院・専科学校－（2003学年度）』。  
黄政傑（2001）『大学教育改革』師大書苑。  
『二十一世紀我國高等教育的發展趨勢－體制，功能與學校組織』淡江大学教育研究中心・二十一世紀基金會，師大書苑出版。  
吳清基（2000）『技職教育的轉型與發展---提升國家競爭力的作法』師大書苑。  
黃政傑（2000）『技職教育的發展與前瞻』師大書苑。  
張添洲（2000）『技術職業教育發展』五南圖書出版公司。  
全國法規資料庫 <http://ftutc.tnit.edu.tw/>  
邁向學習社會白皮書 <http://lifelong.edu.tw/page1/yeh/report.html>  
高教簡訊 <http://www.news.high.edu.tw/>  
技專校院招生策進總會 [www.techadmi.edu.tw](http://www.techadmi.edu.tw)  
台灣聯合大學 <http://www.ust.edu.tw/>  
財團法人社区大学促進会 <http://www.napcu.org.tw/napcu/>  
国立台湾師範大学教育研究中心 <http://www.cer.ntnu.edu.tw/www/index.htm>

技專校院入學測驗中心 [www.tcte.edu.tw](http://www.tcte.edu.tw)

93 學年度四技二專日間部聯合登記分發委員會 <http://union.nanya.edu.tw>

93 年度技術校院聯合二技甄選委員會 <http://enter.cyut.edu.tw/>

九十三學年度四技二專聯合甄選委員會 <http://ftutc.tnit.edu.tw/>

新十大建設資訊網（情報ネット）<http://tnmcp.gio.gov.tw/index.htm>

財團法人國家政策研究基金會（NPF）<http://www.npf.org.tw/>

## 第3章 大学入学者選抜制度

劉 語霏

### 1. はじめに

台湾の大学入学者選抜制度は、連合募集試験（原語：聯合招生考試；以下「聯考」）方式で行われてきた。1954年から47年間実施されてきた「聯考」が、台湾の教育に大きな影響を与えたことは言うまでもない。しかしその半世紀ほどの実施で、「聯考」はずっと批判されてきた。たとえば、現在台湾の政界で活躍している吳祥輝氏は、1970年代当時進学校の優等生であったが、『拒絶聯考的小子（「聯考」を拒否する高校生）』という本の出版を通じて、「聯考」制度に抗議した。「聯考」と「立身出世」が強く結びついていた当時、彼は時代への反逆者として賞賛されたが、その一方で自らの未来を放棄する愚者とも批判された。この事件から30年間、「聯考による教育への支配」という指摘がずっとなされてきたにも関わらず、それでも存続してきたのである。「聯考」がなかなか廃止されなかつた主な原因是、その客觀性と公平性への信頼にある。つまり「聯考」による選抜が最も客觀的で公平であると考える人が多いのも事実である。

90年代以降、高等教育の拡大が顕著になる中で、2002年ついに「聯考」が廃止された。それに代わって「多元入学方法」（原語：多元入学方案）が全面的に実施されたことは台湾教育における最大の改革であったとも言えるのである。そこで、本章では、まず「多元入学方法」を含む2007年度の大学入学者選抜制度に注目し、その特徴を述べる。次にその実施機関を解説した後で、実施概況や問題点にも言及する。

### 2. 大学入試制度の特徴

#### （1）連合募集と連合試験

台湾の大学入試制度は、日本の学校別募集方法とは異なり、連合募集・連合試験方式、すなわち「聯考」であった。1992年に大学入学試験センター（原語：中華民国大学入学考試中心）が「考招分離」（募集と試験との分離）という理念に基づいた「多元入学方法」を打ち出す以前、「聯考」とは連合募集と連合試験が一体化したものであった。1992年以後「聯考」は連合試験のみ指し、連合募集を「聯招」（「聯合招生」の略称）と呼び始めた。その「聯考」は日本の大学入試センター試験と比較すると、一回の全国的な試験で受験者の成績を決める点は同じであるが、それにつづいて各大学が実施する個別試験がなく、得

られた成績にしたがって志望先に振り分けるという点にその特徴があった。

## （2）教育ルート別

台湾の大学入学者選抜制度での連合募集・連合試験は日本のような学校別・設置者別ではなく、教育ルート別である。第2章で紹介したように、前期の高等教育段階への進学ルートは、普通教育と技術・職業教育（以下技職教育）と社会教育の3ルートに分かれている。

第1、第2のルートに含まれる高等教育機関への入試制度は主に普通教育の大学・独立学院入学試験と、技職教育の四技二専（4年制の科技大学・技術学院と2年制の技術学院・専科学校の略称）入学試験にそれぞれ分かれている。一方、第3のルートに含まれる放送（原語：空中）大学と「社区（コミュニティ）大学」は、生涯学習の精神に基づいて自由入学である。この3つのルートは完全に独立しているわけではなく、特定の条件を満たせば相互乗り入れがある程度可能となっている。本章では、第1のルートである普通教育系の大学・独立学院の入学試験を中心に論じる。

## （3）受験資格

一般学歴またはそれと同等の学歴を持つことにより、大学受験資格が与えられる。一般学歴とは高級中学・高級職業学校・総合高級中学の昼間部3年の課程を卒業したことを示す。原則として、ルート別により高級中学の卒業生（総合高級中学の普通教育課程を含む）は第1の教育ルートの入学試験を、高級職業学校の卒業生（総合高級中学の職業教育課程を含む）は第2の教育ルートの入学試験を受けるが、相互の乗り入れは可能である。

一方、「肄業学生」（中途退学者に相当）とよばれる、卒業せずに中退証明書を得た学生は高級中学・高級職業学校の昼間部3年後期、または夜間部4年後期まで在学した中退証明書があれば、卒業と同等に大学を受験することができる。昼間部3年前期在学まで、または夜間部4年前期在学までの中退証明書については、在校時に同学年だった卒業者より1年遅く大学受験資格が与えられる。

他に、大学夜間部を改組した「大学研修学士クラス」（原語：大学進修学士班）という制度がある。1998年まで、一般学歴を持つ者でも同等学歴を持つ者でも大学夜間部への受験資格が与えられていた。ところが、大学夜間部では現役卒業生の合格者が年々増え、社会人が入学するという元来の目的を機能しなくなつたため、1999年以降の「大学研修学士クラス」は、受験資格に関して一般学歴や同等学歴を得て1年以上経つ者と22歳以上の在職者に限定され、現役生が受験できないこととなつた。こうして、夜間、週末（日曜日）、夏期・冬期休暇などの課程を提供して社会人の入学や研修の機会を保障する施設という位置づけが明確になった。

また、大学の学外者向けの公開講座である「普及教育クラス」（原語：推広教育班）に

は単位制のものと非単位制のものがある。単位制の「普及教育クラス」の申請者は大学、大学院の入試受験資格を持たなければならない。修了後、大学の入学試験に合格すれば、修得した単位が認定される。また、その取得した単位が2年制専科学校卒業単位数に達する場合には、2年制専科学校卒業と同等の学歴として関連学系への途中編入資格が与えられる。一方、非単位制の「普及教育クラス」は受講資格が制限されていないため、修了後は「修了証明書」のみが発行される。

### 3. 大学入試制度に関する管理機構

#### (1) 大学入学試験センター（原語：財団法人大学入学考試中心、略称は CEEC）

「聯考」をめぐる批判に対して、大学入試制度を改善するために、1989年7月教育部により大学入学試験センター（原語：中華民国大学入学考試中心）が設立された。1992年5月に「我国大学入学制度改革建議書－大学多元入学方案」を提出し、「推薦選抜試験」（原語：推薦甄試）、「事前選抜試験」（原語：予修甄試）、「改良型連合募集」（原語：改良式聯招）の3つのルートによる試験という方針を打ち出したが、1993年3月に財団法人大学入学試験センター（CEEC）として財団法人化されると、翌年に「大学推薦選抜試験」（原語：大学推薦甄試）と「学科能力テスト」（原語：学科能力測驗）の試案を行った。CEECは大学の入学者選抜制度や入試の方法・技術を検討する研究機構であり、かつ大学入学試験を行う実施機構でもある。1996年に大学連合募集委員会総務会（原語：大学聯合招生委員會試務總會）の業務を継承し、1999年に「大学多元入学新方案」という試案の企画・宣伝を行った。2002年から「試験と学生募集の分離」、すなわち「試験の専門化と学生募集の多元化」の原則の下で、「学科能力テスト」、「指定科目試験」を主管する機関となり、翌年から音楽、美術、体育の実技試験（原語：術科考試）も主催している。2003年からは募集業務を大学に戻し、試験業務のみの専門機構として機能している。

#### (2) 大学学生募集委員会連合会（原語：大学招生委員会聯合会、略称は JBCRC）

大学学生募集促進会（原語：大学招生策進会）が設置される以前、「聯考」を行うために毎年大学連合学生募集委員会（原語：大学聯合招生委員會）という臨時会が組成され、該当年度の連合募集と試験の業務を担当していた。さらに、長期的に大学入試制度の改革に取り組み、「大学法」に規定した大学募集の自主性の精神を發揮するために、1997年4月に各大学（独立学院を含む）による大学学生募集促進会が成立した。そして「試験と学生募集の分離」という理念に基づき、大学学生募集促進会は連合試験を CEEC に委託し、大学の連合募集の業務を担当することになった。

それが、2002年5月に大学学生募集委員会連合会（JBCRC）に改称され、各大学が会員として扱われ、大学の学長が会員の代表として募集方法の審議、大学間の年度募集事務の調整等の業務に努める。JBCRC は教育部の監督指導の下で、大学入試制度の業務を担

当する最高決定機関として位置付けられる。JBCRC の下に、「多元入学方法」の「選抜入学」の連合募集の業務を担当する大学選抜入学委員会（原語：大学甄選入学委員会、略称は CAAC）と、「多元入学方法」の「試験分配入学」の連合募集の業務を担当する大学試験分配入学委員会（原語：大学考試入学分發委員会、略称は UAC）が設置されている。

#### 4. 大学入試制度の構造

90 年代以後の入学者選抜の仕組みは、おおよそ募集校側が大学連合学生募集委員会を構成し、連合試験を行いながら、他のいくつかの選抜の方法を併用するというものである。2001 年までの主な入試制度は「聯考」であったが、高校への悪影響を解消するために、推薦選抜入学や申請入学等の制度が創設され、それらを併用しながら、徐々に「聯考」の割合を低下させる方向にあった。2002 年以降、推薦選抜入学や申請入学等の制度を包括し、学生の多元的な能力を活かし、多元的な価値観を持たせるための「多元入学方法」が実施されている。以下、2007 年度の入学制度を中心に解説する。2007 学年度の大学入試制度には主に「多元入学方法」、「大学単独募集」（原語：単独招生）、「繁星計画」がある。

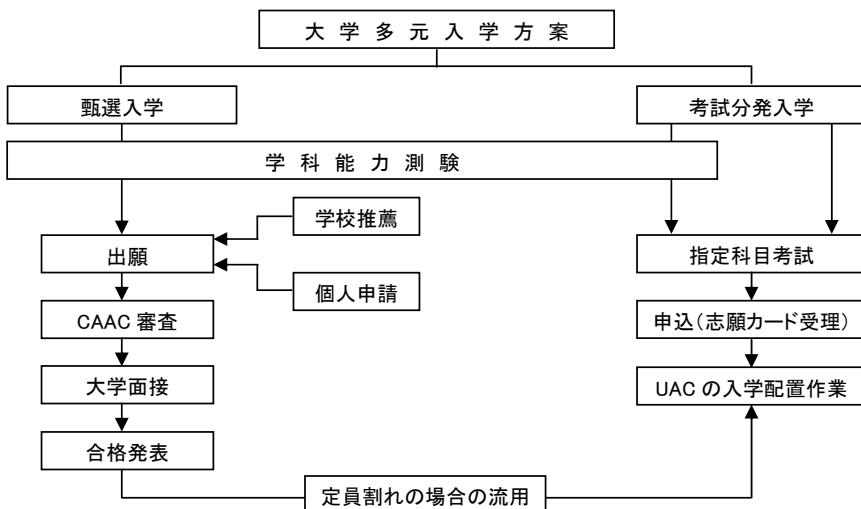
##### （1）「多元入学方法」

「多元入学方法」とは、従来の「大学入学制度＝聯考」という「一元的」な方法を反省し、入学制度を「多元化」（多様化）するものである。その趣旨は、大学入試制度の「試験と学生募集の分離」である。具体的に言えば、第 1 に、「考試專業化」（試験の専門化）である。試験を CEEC 等の常設の専門機構に依頼することにより、合理的な評価・選抜機能を生かせる試験問題の作成についての研究が可能となる。第 2 に、「招生多元化」（募集の多様化）である。募集方式を多様化させることにより、大学側は学校の教育理念・目標・特色に応じて募集方法を決め、募集条件を設定し、「求める学生」を見いだすことが可能となる。一方、大学入学志願者側も自らの意欲、適性、関心、能力に合った大学を選択することが可能となる。

現行の「多元入学方法」（図 3-1）は「選抜入学」と「試験分配入学」からなる。「選抜入学」は 2004 年に、1994 年から実施されてきた「推薦選抜」と 1998 年から実施されてきた「申請入学」を合併して簡略化したものであり、「学校推薦」と「個人申請」の 2 つのルートを含んでいる。「試験分配入学」は 2003 年度の甲、乙、丙の三案を合併したものであり、従来の「聯考」の精神を継承している。

「多元入学方法」の特徴は 5 つある。第 1 に、選考は無選抜ではなく、以下の 3 つの試験の結果を参考値として選抜を行う。

図 3-1 2007 学年度の「大学多元入学方法」の概念図



① 「学科能力テスト」

- (1) 実施時期：毎年 2 月末。
- (2) 実施機関：CEEC。
- (3) 試験内容：国文、英文、数学、社会、自然の 5 科目。各科目の試験範囲は、高 1 と高 2 の必修科目の課程標準に準ずる。
- (4) 成績の計算と利用：15 級分制。この試験の成績は「選抜入学」と「試験分配入学」等の入学試験に使われている。ただし、この試験だけ受けた場合は、「選抜入学」にしか参加できない。

② 「指定科目試験」

- (1) 実施時期：毎年 7 月初め。
- (2) 実施機関：CEEC。
- (3) 試験内容：国文、英文、数学甲、数学乙、物理、化学、生物、地理、歴史の 9 科目の中から、受験生は志望先の規定によって必要な試験科目を受ける。各科目の試験範囲は、高 1 から高 3 までの必修科目の課程標準に準ずる。
- (4) 成績の計算と利用：100 点制。この試験の成績は「試験分配入学」のみに使われている。

- ③ 「実技試験」
  - (1) 実施時期：毎年 2 月中旬。
  - (2) 実施機関：大学実技試験委員会連合会（原語：大学術科考試委員会聯合会、略称は C.A.P.E.）。
  - (3) 試験内容：音楽、美術、体育。
  - (4) 成績の計算と利用：この試験の成績は「選抜入学」と「試験分配入学」等の入学試験に利用されている。

第 2 に、「多元入学方法」の実施内容は各大学次第である。各大学は学校の特色に基づき、募集方法を決め、その条件を設定し、適材や適性のある生徒を選抜することができる。

第 3 に、「選抜入学」や「保送」（優れた能力や特別な技芸を持つ生徒向けの無試験・無選考進学）の実施時期は「試験分配入学」より早いので、これらを通じて大学等の入学資格を得た者は規定された期間内に合格した大学に書面で辞退しない限り、当該年度の「試験分配入学」や 4 年制科技大学および 2 年制専科学校の連合募集試験（原語：四技二専聯招）の申し込みはできない。

第 4 に、「選抜入学」において「学校推薦」と「個人申請」の定員は別々に規定されているので、定員割れの場合には流用するのではなく、その不足分の定員を「試験分配入学」の定員に加えることになっている。

第 5 に、「学校推薦」を通じて大学等の入学資格を得た者は入学後、特別の事情によって大学の許可がないかぎり、他学院への編入はできない。「個人申請」を通じて大学等の入学資格を得た者は入学後、大学の規定により、他学院への編入が可能である。また、個人の希望により他大学への編入もできる。

「多元入学方法」の具体的な実施内容については、年度ごとに若干の修正があるため、以下では「2007 学年度大学甄選入学招生辦法」と「2007 学年度大学考試入学分發招生辦法」に基づいて、2007 学年度の実施内容を中心に説明する。

- ① 「選抜入学」
  - (1) 制度の定義：2003 年までの「推薦入学」における特別な才能をすくい上げる精神、地域格差を縮小する目的で、「申請入学」の募集方式の柔軟性を兼ねる制度である。
  - (2) 実施機構機関：CAAC は募集要項の発行・処理や第一段階の審査（募集大学が決まった選抜基準に基づいて定員数の 3 倍ほどをとる）等の実施を行うが、科目、成績等の条件の設定や倍率の決定は各大学・学部が行う。
  - (3) 実施対象
    - a) 学校推薦：全国公私立の高級中学（職業科を除く）卒業見込み者（現役生）。
    - b) 個人申請：全国の公私立高級中学（職業高級中学と職業科を含む）の卒業者、ま

- た、それと同等の学歴（力）をもつ者は参加できる。現役生でなくてもよい。
- (4) 実施時期：主に毎年の3月末から4月末までの金、土、日曜日に面接等を行う。
- (5) 実施方法：2つの方式は同じ申込書に載っているが、1人の申請者は同じ学系についてどちらか一方しか選べない。つまり、二重申請はできない。
- a) 学校推薦：高級中学等の後期中等教育の学校が、志望先の大学（学系）の募集条件に相応しい現役生を推薦する。1人の生徒は1つの大学にしか出願できず、1つの学校から出願できるのは1つの学系に対して2~3人以下である。
- b) 個人申請：大学入学資格を持つ者は、学校を経由することなく、個人で志望先に自己推薦する。申請の制限は、1人5校（学院）以下である。また、大学によりいくつの学系に申請できるかの規定は違っている。
- (6) 定員の規定：各学系の定員は教育部の規定に基づく。個人申請の場合には補欠募集ができるが、2007年度から「学校推薦」の場合にも補欠募集ができるようになった。
- (7) 選抜：申請者の全員は「学科能力テスト」を受験しなければならない。その他、大学・学系によって、「全民英語検定」、「実技試験」等の受験が指定されることもある。

## ② 「試験分配入学」

- (1) 制度の定義：JBCRCは「試験と学生募集の分離」理念に基づき、「学科能力テスト」と「指定科目試験」の試験業務をCEECに、「実技試験」の試験業務を「2007学年度C.A.P.E」に依頼する。そして、CEECと「2007学年度C.A.P.E」から提供された受験生の個人情報、「学科能力テスト」と「指定科目試験」と「実技試験」の成績によって受験生を振り分ける制度をいう。
- (2) 実施機関：UACが募集要項の発行・処理だけではなく受験生の入学配置作業も行う。
- (3) 実施対象：全国の公私立高級中学（職業高級中学と職業科を含む）の卒業者、また、それと同等の学歴をもつ者は参加できる。現役生でなくてもよい。
- (4) 実施時期：受験生の権利を保障するために、「実技試験」（2月中旬）、「学科能力テスト」（2月末）、「指定科目試験」（7月初め）、4年制科技大学および2年制専科学校の連合募集試験の「統一入学テスト」（5月末）等の試験の時期を考慮しながら、CEEC、C.A.P.E、CAACと教育部が相談して決める。
- (5) 実施方法：UACは受験生から提出した志願カードを受理し、入学配置作業も行う。1人の受験生は100校（2004年度以前は80校）以内の志願先という記入制限がある。例外として、当年度の「選抜入学」や「保送」を通じて大学等の入学資格を得たにも関わらず、合格した大学に書面で入学を辞退した者は、その試験の成績と志願カードによって「試験分配入学」に申し込むことができる。
- (6) 定員：各大学・学系の定員は、教育部の規定に基づく。

(7) 選抜：申請者の全員は「指定科目試験」を受験しなければならない。大学側は「指定科目試験」の科目を指定することができるが、3~6科目の数の制限がある（「実技試験」を含む）。その他、「学科能力テスト」の受験も指定できる。

### （2）「大学単独募集」

「大学単独募集」とは、他大学と連合せずに学生募集や入試試験を単独で実施するということである。台湾の大学入試制度においては、連合募集が主流であるが、国立台北芸術大学や体育学院等の芸術・体育関係の学院を設置している大学では、たとえば体育の成績が優秀な生徒（原語：運動績優学生）に対する個別募集がある。そのほか、軍警学校においても、中央警察大学の4年制大学と2年制技術系などの個別募集がある。国防大学をはじめとする軍事学校の場合は軍人材募集センター（原語：国軍人才招募中心）を経由し、個別募集をする。個別募集を行う学校の大多数は「学科能力テスト」（専門によって「実技試験」を追加する場合もある）を基本的な参考値として選考を行う。

### （3）「繁星計画」

「繁星計画」とは「96学年度試辦受理高中推薦入学招生」（2007学年度高級中学推薦入学受理募集試行案）の通称である。「発展国際一流大学頂尖中心計画」（国際的に一流の大学・トップの研究センターを発展させる計画）を実行するために、台湾大学をはじめとする12校の大学は「邁向頂尖大学策略聯盟」（世界最高水準の大学をめざす策略連盟）を結成し、教育部の下で「多元入学方法」と並行し、「学校推薦入学」の形で優秀な生徒を募集する「繁星計画」という新たな大学入試制度を誕生させた。

- (1) 制度の定義：地域間格差を解消し、全国各地域の優秀な高校生に公平・平等に大学を入学する機会を与えるために、上位にある大学は募集定員の枠を提供し、各地域の高校の推薦を得て優秀な生徒を募集する制度である。
- (2) 実施機関：「邁向頂尖大学策略聯盟」（2007年1月に常設機構として運営し始めた）である。参加大学は、台湾大学、成功大学、清華大学、交通大学、中央大学、陽明大学、中山大学、中興大学、政治大学、台湾科技大学、元智大学、長庚大学である。
- (3) 実施の方式：連合募集と単独募集の2種類がある。先駆者である清華大学が単独募集を行っているが、他の11校は連合募集を行っている。
- (4) 実施対象：全国の公私立高級中学（職業科を除く）卒業見込み者（現役生）を対象とするが、以下の条件を満たさなければならない。
  - a) 高級中学在学期間は同一学校である。
  - b) 成績についての規定は大学によって違うが、清華大学の場合、高級中学1、2年次（4学期）の学業成績（全学年上位5%）と徳行成績（80点以上）がともに優秀で

あることが求められる。

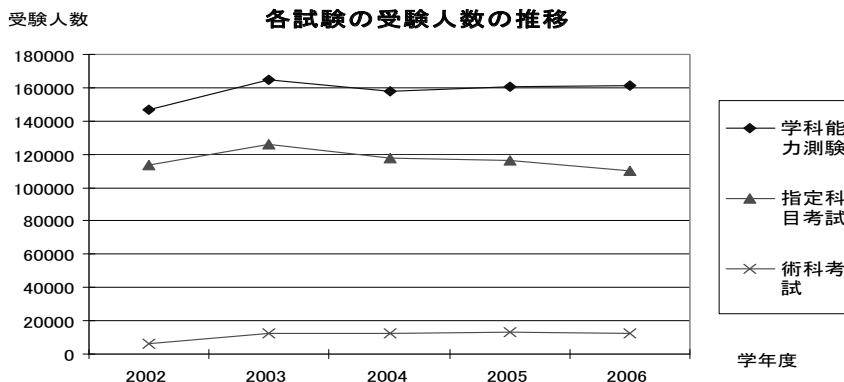
- c) 2007 年度の「学科能力テスト」の成績が志望先の大学の規定する基準に達するもの。
- (5) 実施時期：毎年 2 月末から 3 月上旬まで。
- (6) 実施方法：「選抜入学」の「学校推薦」と類似するが、高級中学側が校内審査委員会などを開き、志望先の大学（学系）の募集条件を満たした現役生を選考し、推薦することが特徴として挙げられる。基本的に各学校は、大学 1 校に 1 人の生徒を推薦する。
- (7) 選抜：「繁星計画」の申請者は「学科能力テスト」を受験しなければならないが、「選抜入学」の「学校推薦」とは違って、成績順位を基本的な参考値として選抜を行わず、学校での推薦の申請資格として利用する。すなわち、高級中学側が志望先の大学（学系）の募集条件のほかに、追加条件を設定し校内の生徒を選考することができる。
- (8) 「選抜入学」や「保送」と同様に、「繁星計画」によって入学資格を得た者は有効期間中に合格した大学に書面で辞退しない限り、当該年度の「試験分配入学」の申し込みはできない。

## 5. 実施概況と問題点

### (1) 実施概況

「大学多元入学方法」等を申請するための 3 試験の受験状況は図 3-2 のとおりである。

図 3-2 「大学多元入学方法」の各試験の受験人数の推移



「学科能力テスト」は「大学多元入学方法」の実施に伴い、受験者が急増し、大学入試

制度の最も重要な選考基準となつた。

そして、入試制度の中で、「選抜入学」（学校推薦と個人申請を含む）で進学しようとする受験者がとりわけ多いと見られる。2006年度と2007年度の「選抜入学」の参加状況は表3-1の通りである。

表3-1 「選抜入学」の参加状況

学 年 度	学校 推 薦		個 人 申 請	
	2006 年度	2007 年度	2006 年度	2007 年度
大学の募集学校（学系）数	993	1,081	1,076	1,207
大学の募集学生数	9,826	10,644	18,906	23,011
申請学生数	80,514	85,485	80,525	89,995

一方、「試験分配入学」の参加状況については、UACが公開している資料によると、2006年度の参加者数9万7,788人に対して、合格者は8万8,920人であり、合格率は約90.9%である。

また、初年度の「繁星計画」の参加状況について、清華大学の単独募集では、募集定員200人に対して合格者は150人、合格率は75%にも達した。ところが、他の台湾大学を含む11校の連合募集では、募集定員586人に対して申請者は3,559人、合格者は525人、合格率は14.75%しかなかった。学系によっても募集状況がかなり違っている。たとえば、台湾大学に申請した504人中、「社会工作学系」では、定員が1人だったが、申請者は61人もいた。それに対して「農芸学系」では、定員が10人であったが、申請者が1人もいなかった。台湾大学を含む11校の連合募集の状況をあわせると、61人の定員割れがあった。

## （2）問題点と改革の方向性

台湾では、日本の推薦入学を参考にした「推薦選抜試験」を実施してきたが、大学入試制度の多様化がいっそう進んでいる。特に2002年以降、一回きりの試験、知的能力だけを重視する一元的な合格基準などで批判されていた「聯考」に対して、「大学多元入学方法」における「試験と学生募集の分離」と「多元的な入学」という理念が特徴として強調され、進学ルートの多様化、連合募集業務について大学の自主権の保証による募集方法の多様化、募集対象の多様化、評価方法の多様化、合格基準の多様化という多様化政策は従来の入学選抜システムを根本から転換させる重大改革となつた。さらに合格基準の多様化により、大学等の学校序列の解消と学校間格差の緩和、高級中学生の多方面な学習能力の育成等に資する点は大いに評価されている。

ところが「多元化（多様化）改革」に伴い、「機会均等」や「公平性」などの批判も次々

と出てきている。まず「大学多元入学方法」については、主に 4 つの問題点が指摘されている。第 1 に、進路指導の困難である。募集方法も合格基準も単純である「聯考」に対して、「大学多元入学方法」の場合は、進学ルート、募集方法、合格基準の多様化等により、生徒や保護者の進学ルートの選択が困難だけではなく、合格基準の多様化により、受験者に混乱や誤解を招くこともあった。第 2 に、受験費用の増加である。「聯考」の場合は、受験費用の支払いは一回のみであり、ほぼ学区内や近辺で試験を受けられたが、「大学多元入学方法」の進学ルートの多様化に伴う受験費用の増加は、裕福ではない受験者の負担になっている。第 3 に、「多元的な補習」の現象がある。進学ルートの多様化を通じて、「聯考」の時代のような受験地獄に伴う生徒のストレスを解消することは「大学多元入学方法」の 1 つの大きな目標であったにも関わらず、評価方法の多様化、合格基準の多様化等により、進学塾はもちろん、子どもを「才芸班」(英会話、ピアノ等習い事のための塾)のような学習塾に通わせ、進学競争に有利な「多元的な知恵」を育てようとする保護者も出てきている。結局、進学によるストレスを解消するどころか、増加する一方である。さらに、貧富の差による学習内容の格差も出てきた。第 4 に、「選抜入学」の公平性への疑惑である。連合募集の業務について大学の自主権の保証による「選抜入学」の実施について、大学側は、募集方法、合格基準などを設定することができる。ところが、書類審査や選考過程(面接など)が未公開であるため、出身の家庭の要素が結果に影響しているかどうか等、その選考と評価の客観性に疑惑がもたれている。そのため、「大学『多元』入学方案」は「大学『多錢』入学方案である」とメディアに揶揄されてもいる。

2007 年度の実施の中で生じた問題点とその改正については、主に 2 点指摘できる。第 1 は、個人申請の申請制限の見直しである。個人申請の申請制限は 1 人が 5 校(学系)まで申請できることになっているが、人気のある公私立大学の場合、1 人の申請者が 1 つ以上の学系に合格すると他の申請者の権利を侵害する恐れがあり、定員割れに繋がる原因となる。そのため、JBCRC は 2007 年 6 月に個人申請の申請制限を見直し、申請者 1 人が 5 校(学系)以下、または 4 校(学系)以下という制限を新たに設けた。第 2 は、実施の対象制限の見直しである。教育部は第 2 のルートにおける職業教育系の学校の生徒の進路を広げるために、JBCRC への募集枠を要請しているが、職業教育系学校の工業科や商業科等の種類が多いため、現行の 1 つの学校から 1 つの学系に 2~3 人以下という申請の制限が適用できない等の実務面の困難が生じている。

一方、「繁星計画」については、1 年目の試行では地域格差の緩和についての評価が高かったため、教育部は貧富の格差にも配慮し、経済面の裕福ではない生徒への保障をより確保するため、2008 年度に学校数を 12 校から 25 校に、募集定員を 1,200 人に増加させたり、「学科能力テスト」の申請資格の審査基準を下げたりすることを提案している。ところが、前述の定員割れの募集状況から、合格者の辞退についての規定を見直している。1 人の申請者は「繁星計画」と「推薦入学」を同時に申請することができるため、両方合

格した場合「推薦入学」で合格した大学を選択し、「繁星計畫」の方を辞退することがしばしば見られたためである。このため「繁星計畫」に参加している大学の定員割れをもたらし、高級中学の唯一の申請枠を無駄にし、他の生徒の権利を侵すという批判が生じている。そこで、教育部は「繁星計畫」の合格者の辞退を認めないように改め、「繁星計畫」の合格者の「推薦入学」への重複申請を制限するという方向で調整している。また、定員割れの状況を改善するために、補欠募集制度も検討されているのである。

### 【参考文献】

- 大學入學考試中心（1991a）『大學聯考對大學教育的影響』。  
大學入學考試中心（1991b）『大學聯考對高中教育的影響』。  
大學入學考試中心（1996）『改良式聯招架構規劃工作計畫研究報告』。  
楊李娜（2003）『台灣的大學入學考試制度研究』，廈門大学高等教育科学研究所。  
教育部：<http://www.edu.tw/>  
大學入學考試中心（CEEC）：<http://www.ceec.edu.tw/>  
大學招生委員會聯合會（JBCRC）：<http://www.jbcrc.edu.tw/>  
「96 學年度試辦受理高中推薦入學招生」（「繁星計畫」）：<http://reg224.aca.ntu.edu.tw/star/info1.asp>  
「國立清華大學 96 學年度繁星計畫推薦保送入學單獨招生」：<http://my.nthu.edu.tw/~adms/www/bachelor/star/index.htm>

## 第4章 学士課程

小川 佳万・蔡 婉如

### 1. はじめに

台湾の高等教育機関は、設置者別に公立（国立、市立）と私立に分かれるが、公立の場合、たとえば国立台湾大学と台北市立教育大学のように校名の前に公立であることが示され、一方私立の場合は、そうしたものは何もないで、公立か私立のどちらであるのか簡単に区別できるようになっている。2006年時点で、公立 53 校、私立 95 校と私立の方が国立の倍近い数となっている（『大学院校一覧表』。警察や軍関係の高等教育機関を除く）。また市立大学は 2 校しかなく、公立大学はほとんどが国立大学であるという特徴もある。

その高等教育機関は、4 年制以上の学士課程をもつ大学や学院と 2、3 年制の課程からなる専科学校に分類できる。量的にみた場合、1980 年代までは圧倒的に（約 3 倍）専科学校の方が多かったが、1990 年代以降の大学の「自由化」によって、多数の専科学校が学士課程を設置するようになり、名称も専科学校から学院や大学へと変更されていった。そのため、2003 年時点で、大学・学院が 143 校に対して、専科学校はわずか 15 校である。専科学校の重要性は決して減少したわけではないが、紙幅の都合上それへの言及は割愛することにする。また、上述のとおり、前者の学士課程をもつ高等教育機関は、大学と学院という名称であるが（大学 64 校：学院 76 校）、後者の学院という名称は、大学の下部組織（日本の学部に相当）にも使用されているため、機関レベルの名称という意味で、台湾では独立学院と一般に称している。本章では、こうした混乱を避けるため、機関レベルの大学や学院を大学という名称で統一することにする。

本章の目的は、大学の学士課程教育に焦点を絞り、その具体的な内容を紹介することである。まず学士課程の概況を述べ、その後、学士課程の二大構成要素である、一般教育と専門教育とに分けて順次説明していくことにしたい。

### 2. 学士課程の概況

#### （1）学院の種類

台湾の大学は人文学院、師範学院、理工学院など各学院から構成され、その学院は学系と研究所によって構成されていることが一般的である（「大学法」第 11 条）。そしてこの学系が学士課程を担当している。表 4-1 は国立清华大学の学院・学系名である。

表 4-1 国立清華大学の学院・学系

学院	学系	学院	学系
工学院	材料科学工程学系	生命科学院	生命科学系
	化学工程学系	電気通信学院	通信工程学系 電気工程学系
	動力機械工程学系 工業工程・工程管理学系	理学院	数学系 物理学系 化学系
原子科学院	工程・系統科学系 生医工程・環境科学系		
人文社会学院	中国文学系 外国语文学系 人文社会学系	科技管理学院	計量財務金融学系 経済学系

表 4-1 のとおり、国立清華大学は、工学院等 7 つの学院によって構成され、さらに各学院はいくつかの学系に分かれていることがわかる。ここで注意が必要な点は、この学系は、学士課程だけでなく修士課程・博士課程を併設していることもあり、また各学院の中に学系と並列するかたちで、修士課程・博士課程のみを受け持つ（すなわち学士課程をもたない）研究所が存在していることである。たとえば、表 4-1 の理学院には大学院課程のみを受け持つ統計学研究所と天文研究所が存在している（言い換えると、修士課程および博士課程は、研究所だけでなく学系に設置されることもあるが、以後両者をあわせて研究科という名称を用いることにする）。

理学院や工学院など多くの大学でみられる学院以外に、原子科学院や生命科学院等他の多くの大学にみられないものも存在する。学問領域をどう括るのか、1 つの学院としてどんな学系を含めるのかという問題は、各大学の自由であり（ただし教育部の許可が必要）、法律で決められているわけではない。そのため、学問の進展や社会のニーズによって今後ユニークな名称の学院や学系が登場する可能性は十分ありえる。

## （2）学問領域

では、台湾の学生はどの分野で最も多く学んでいるのであろうか。学院ごとの学生数を示した統計資料は見当たらないが、学問分野別にみると、表 4-2 のようになる。

表 4-2 は、2002 年度の学士課程の在籍者数を、学問分野別にみたものである。この分類は台湾の教育部による分類方法であるが、どの分野に学生が多く学んでいるのかがこの表から一目瞭然となる。第 1 に、文系、理系（表 4-2 の「自然科学」から「農林漁業・牧畜学」までを加算）別の総数で比べた場合、やや文系の方が多い（55%）が、特に偏っているわけではないことがわかる。他の多くのアジア諸国でみられる理系偏重という傾向がみられないのは、大学の大衆化は主に私学の拡大によるものであることと、（表 4-2 からは判断できないが）私立大学は文科系の学院を多く設置していることと関係しているで

あろう。

第2に、学士課程は、2分野に集中しており、文科系では「商業・管理」、すなわちビジネス系、理科系では「工学」であることがわかる。これは、学生に人気のある分野を反映しているだけでなく、現在の台湾社会がどのような人材を要求しているのかをも反映していると考えられる。また、3番目に多いのが「数学・電機科学」であり、コンピュータ関連産業が際立つ台湾の特徴を示していると言える。

第3に、夜間制の課程に在籍する学生の学問分野も全日制と同様の傾向を示しているが、全日制の学生数に比して約30%の在籍者数まで達していることがわかる（全日制、夜間制以外に、量的にはわずかであるが、表4-2にはない夏学期休業を利用して学ぶコース（原語：暑期部）もある）。近年、台湾の高等教育の大衆化が著しいとの指摘がみられるが、こうした拡大では、私学だけでなく、夜間制の拡大もその一端を担っていることもここからわかるのである。

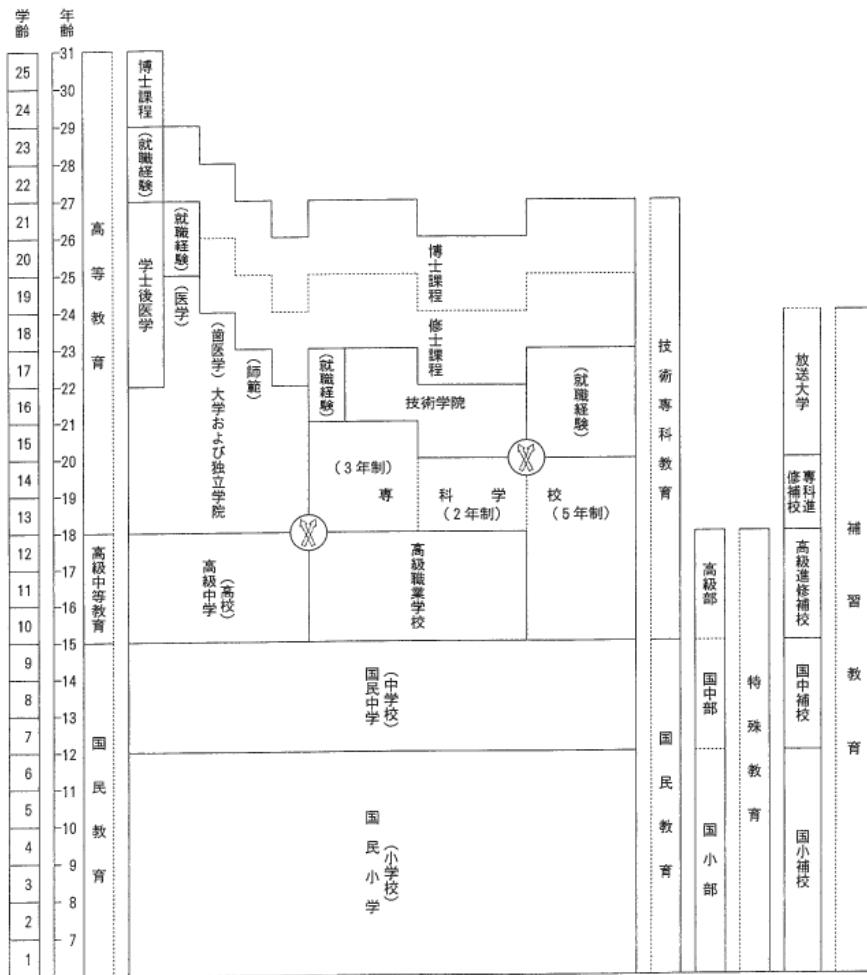
表4-2 2002年度大学本科在学者数

学問分野	2002年度		学問分野	2002年度	
	全日制	夜間制		全日制	夜間制
教育	25,393	1,584	工業技術	814	139
芸術	16,337	4,935	工学	133,738	41,290
人文	59,605	16,720	建築・都市計画	10,516	1,307
社会科学・心理学	29,860	3,483	農林漁業・牧畜	16,422	4,550
商業・管理	139,144	57,501	家政	20,267	12,744
法学	10,310	1,793	運輸通信	7,204	1,110
自然科学	22,676	1,452	観光サービス	12,813	3,432
数学・電機科学	65,101	20,886	マスメディア	15,777	2,399
医薬衛生	47,726	16,932	その他	9,218	1,289
			合計	416,152	125,286

### （3）修学年限、卒業単位数、学位

台湾の大学の修学年限は、「大学法」にもとづいて規定され、学士課程（原語：学士学位班）の多くは、日本と同じ4年制の課程である（「大学法第26条」）が、医学系7年制、歯学系（原語：牙医学系）6年制、獣医学系5年制というように一部はそれよりも長くなっている（図4-1参照：図にみられる他の高等教育機関については第2章参照）。

図 4-1 台湾の現行学制図



学士課程は、128 単位（原語：学分）を修得しなければ卒業できないことになっている（「大学法施行細則」）。したがって、どの大学も卒業に必要な単位として 128 単位以上を設定しているが、その中身については、各大学、実質的には各学院の下部組織である学系に実質的な決定権がある。より専門科目を重視する学系もあれば、一般教育の割合を高くしている学系もある。また、一般教育の中身についても、何を必修にするかは各大学の判断に任せられているのである。

「学位授与法」によれば、学位は、副学士、学士、修士（原語：碩士）、博士の4種類に分かれているが、それぞれの名称は各大学で定めてよいことになっている。これまでには学院の名称が学位の名称になっていたが、近年では学系の名称が学位の名称となるように改革されてきている。また、大学の学士課程修了者には学士の学位が授与されるが、専科学校の課程修了者には副学士が授与されることになっている。さらに、学生は所属する学系以外の学系の所定の単位を取得することによって、もう一種類の学士を取得することもできる。

### 3. 一般教育

#### （1）一般教育の概要

学士課程の前半は、一般教育（原語：通識教育）であり、学系単位で必修科目とその単位数が決められている。ただし、この一般教育は2年次までに修了ということではなく、学士課程全体にわたって学ばせるところが多い。台湾の学系の多くは、必修科目に関して、一般教育科目、専門科目とも学年ごとに指定しているところが多い。

一般教育に関して、1994年までは、教育部の指定した「共同必修科目」28単位を履修することが求められていた。この共通必修科目は、「国文（6単位）」、「外文（6単位）」、「歴史（4単位）」、「中華民国憲法と立国精神（4単位）」と、「一般教育科目（原語：通識課程、8単位）」という5つの領域から構成されていた。さらに「軍事訓練」と「体育」も、卒業単位数には含まれないものの必修であった。

この場合の「一般教育科目」は、狭義に解釈されており、「共同必修科目」と「一般教育科目」には概念上の混乱もみられた。しかも、一般教育科目は、人文、社会、自然の3領域を含めた幅広い領域を扱うことになる。これがわずか8単位で可能かどうかという問題と「国文」や「外文」等の上記の4科目との関係はどうであるのかが問題になっていた。また、「共同必修科目」の内容を教育部が一律に指定することが、大学の自主権の拡大傾向に逆行するのではないかと批判されたため、科目的設定については各大学に任せられている。

近年の傾向として、この「共同必修科目」という名称から、以前はその一部であった「一般教育」が全体を総称する名称として定着してきている。そして各大学には、この一般教育を担当する部局として一般教育センター（原語：通識教育中心）を設置している場合が多い。

#### （2）国立中山大学の例

現在では、一般教育の内容や単位数は、各大学が決定できるようになってきていて、大学ごとのバリエーションがある。それでも、一般教育の内容はどのようなものであるのか、具体的な事例から知ることは重要であろう。

表 4-3 中山大学一般教育課程

一般教育課程 (33 単位)	基礎課程 (12 単位)	国語 (4 単位)	
		英語 (4 単位)	
	学識課程 (21 単位)	体育 (4 単位)	
		サービス学習 (0 単位)	
		国防教育 (0 単位)	
一般教育講座 (1 単位)			
コア課程 (12 単位)		人文 (2 科目 4 単位)	
		社会 (2 科目 4 単位)	
		自然 (2 科目 4 単位)	
深化課程 (8 単位)		人文・社会 (2 単位以上)	
		自然 (2 単位以上)	
		専題講座 (2 単位まで)	
補助課程			

表 4-3 のとおり、中山大学の場合、一般教育課程は、「基礎課程」と「学識課程（原語：博雅課程）」との 2 種類に区分されている。一般教育において合計 33 単位分を取得しなければならないが、2 年次まで修了することは認められず、4 年次まで最低 2 科目ずつ履修しなければならないことになっている。前者の「基礎課程」では 12 単位分をあてているが、そこには「国語」(4 単位), 「英語」(4 単位), 「体育（原語：運動与健康）」(4 単位, ただし卒業単位に加算しない) という構成である。また卒業単位としては加算されないが、「サービス学習」と「国防教育」も履修しなければならない。この「サービス学習」は 3 年次に進む前の 2 学期間にわたり毎学期最低 18 時間のボランティア活動をしなければならないことになっている。「国防教育」も 2 学期間にわたり毎週 2 時間の受講が求められる。この部分は以前の「共同必修科目」に近いものとなっている。

後者の「学識課程」では 21 単位分が割り当てられている。そこには、1, 2 年次生用の「コア課程」(12 単位) と 3, 4 年次生用の「深化課程」(8 単位) に分かれている。前者は「人文」, 「社会」, 「自然と応用科学」の 3 領域から少なくとも 2 科目ずつ、少なくとも 4 単位ずつ履修することが求められている。なお、必修の「中山一般教育講座」(1 単位) は、大学で開催されるさまざまな講演会に 8 回出席すれば 1 単位が取得できるが、卒業単位には組み込まれない。後者の「深化課程」では「人文と社会科学」と「自然と応用科学」, 「専題講座」(特定のテーマに関する領域横断的に深めていく) をそれぞれ最低 2 単位ずつ履修することが求められる。

台湾の一般的傾向として、この一般教育の単位数を増加させてきていることが指摘できるが、それでも学士課程のうちの 25%程度である。アメリカは平均して学士課程の 35% を一般教育に当てていることから、さらにその割合を高めざされている。

## 4. 専門教育

### (1) 必修科目と選択科目

学士課程の後半は専門教育（原語：專業教育）課程である。この専門課程の内容は、人文学院や理学院等、学院・学系によって授業科目が全く異なっているので、平均的な事例を示しにくい。上述したとおり、この専門科目の授業科目や卒業に必要な単位数の決定は、各学系に権限があつて統一されていない。ただし、必修科目や選択科目等、多くの学院で共通する部分もあるので、その事例として国立清華大学理学院化学系を取り上げ、具体的に説明していくことにしたい。

この化学系の場合、卒業に必要な単位数は、「大学法」で定められた最低基準と同じ 128 単位であるが、そのうち必修科目と選択科目に分けた場合、100 単位が必修科目として指定されている。ただし、この 100 単位の中には、前節でみた一般教育科目や、授業科目の指定というより領域指定の、いわゆる選択必修科目も含まれていることは注意が必要である。

具体的に説明すると、一般教育課程の部分で、「一般性共同課目」が 16 単位（「文化経典領域 4 単位」、「英文領域 8 単位」、「歴史思想領域 2 単位」、「民主法治領域 2 単位」）、（狭義の）一般教育科目が 14 単位（社会科学領域、人文学領域それぞれ少なくとも 4 単位）である。化学系であるので、この一般教育科目の中には、中山大学でみられた自然科学領域の授業科目履修は設けられていない。

次に、専門科目の中の必修科目としては、まず理学院共通科目 18 単位（微積分 8 単位、普通物理・実験 10 単位）がある。これらの授業科目は、理学院に在籍する学生、すなわち、数学系の学生も、物理系の学生も全員履修しなければならない。さらに、化学系の必修科目として 52 単位（普通化学・実験 8 単位、有機化学・実験 10 単位、物理化学・実験 10 単位、分析化学・実験 10 単位、無機化学 6 単位、スペクトル分析 3 単位、応用数学 3 単位、書籍討論 2 単位）が設定されている。

したがって、この化学系の場合、一般教育科目 30 単位、専門科目 70 単位、自由選択科目 28 単位という構成になっていることがわかる。この 28 単位は、一般教育・専門教育に関係なく、学生個人の興味・関心に基づいて履修できることになっている。なお、化学系以外の学生で化学系の学士号も取得（ダブル・メジャー）しようとするものは、化学系の専門必修科目を履修することによって、取得できることになる。

### (2) 教育課程

このように専門の（選択）必修科目が 70 単位にものぼり、非常に多くなっているのは、専門的知識の内容やレベルが比較的明確な化学という学問分野の性質にもよるが、台湾の多くの大学が、教育課程の体系化や学生の履修順序に関心を払ってきたことも関係している。そのことを示す例が、多くの大学で学年別に履修できる授業科目（領域）の制限を設

け、学ぶ順序を示していることである。

表 4-4 国立清華大学化学系 教育課程の配置

	前期	単位	後期	単位
第 1 学年	普通化学・実験	4	普通化学・実験	4
	普通物理・実験	5	普通物理・実験	5
	微積分	4	微積分	4
	文化経典領域	2	文化経典領域	2
	英文領域	4	英文領域	4
	歴史思惟領域	2	民主法治領域	2
	労働サービス	0	労働サービス	0
	体育	0	体育	0
計 21			計 21	
第 2 学年	有機化学・実験	5	有機化学・実験	5
	物理化学	3	物理化学・実験	5
	応用数学	3	体育	0
	体育	0		
計 11			計 10	
第 3 学年	分析化学・実験	5	分析化学・実験	5
	物理化学・実験	2	スペクトル分析・実験	5
	無機化学	3	無機化学	3
	体育	0	体育	0
計 10			計 13	
第 4 学年	書籍討論	1	書籍討論	1
		計 1		計 1

表 4-4 には一般教育科目（清华大学の用語では、「一般性共同科目」）をも含めて学年ごとに履修する授業科目が設定されている。(狭義の) 一般教育科目 14 単位分等、いくつかは入っていないが、それらの科目は、どの学年であってもその履修が認められ、学生の都合に合わせて学習できることになっている。このような授業科目を設定・制限することによって、学生の学びが、易から難へ、浅から深へとできるだけスムーズに進んでいくように配慮している。またこの表 4-4 には、I, II 等の番号がないが、実際の授業科目には、さらに「普通化学・実験 I」、「普通化学・実験 II」のように順番が設けられている。第 4 学年で必修科目として設定されている「書籍討論」は専門分野の文献を読んで討論するという演習形式の授業である。こうした設定により、4 年次になる前に卒業必要単位数をすべて満たしてしまうことのないよう、4 年間全体を通しての教育を実践しているのである。

また、各授業科目には、表 4-5 のように綱要（シラバス）が示されていて、履修する授業科目の内容が履修決定時に明確になるようになっている。綱要の多くは、当然のこと

表 4-5 化学系必修課程綱要の例

CHEM 2240	有機化学 II Organic Chemistry II	3 単位
課程説明 (Course Description)		
1. Mass Spectrometry, INfrared Spectroscopy, and Ultraviolet/Visible Spectroscopy 2. NMR Spectroscopy 3. Aromaticity. Reactions of Benzene 4. Reactions of Substituted Benzenes 5. Carbonyl Compounds I: Nucleophilic Acyl Substitution 6. Carbonyl Compounds II: Reactions of Aldehydes and Ketones, More Reactions of Carboxylic Acids Derivatives, and Reactions of a,b-Unsaturated Carbonyl Compounds 7. Carbonyl Compounds III: Reactions at the a-Carbon 8. More about Oxidation Reactions and Amines 9. More about Amines and Heterocyclic Compounds 10. Catalysis 11. Pericyclic Reactions 12. Synthetic Polymers		

ながら中国語で書かれているが、中には表 4-5 のように英語で説明されているものもある。

ここでも履修の順序が示されている。各授業科目には「CHEM2240」のように番号がついていて、これは授業科目のレベルを示しているだけでなく、配当学年を示している。この 2240 の最初の数字 2 は、第 2 学年での履修が求められているものである。したがって、学士課程学生用の授業科目は、数字の 1 から 4 であり、修士課程学生用が 5、博士課程学生用が 6 となっている。

日本の大学の多くの授業科目は 2 単位であるが、2 単位以外にも 3 単位である科目も清华大学に限らず多い。実際、この化学系では、ほとんどの授業科目が 3 単位であり、1 単位や 2 単位の科目はわずかである。単位に関しては、「大学法施行細則」において 18 時間の授業に対して 1 単位を計算しているが、授業科目を 1 単位とするか、2 あるいは 3 単位とするかは授業内容の連続性等を考慮して学系の判断で比較的自由に設定しているようである。そして必ずしも週 1 回の授業ということではなく、授業科目によって週に 2 回、3 回設けられていることもある。

こうした履修方法は選択科目についてもみられ、この化学系では選択科目に「有機化学」、「無機化学」等、領域を 6 つ示し、関心のある領域の授業科目を継続的に履修することを勧めている。さらに台湾の大学には、クラス担任に相当する「導師」が存在しており、履修にあたってアドバイスを受けることになっている。その意味で、「迷子になる」学生をで

きるだけ少なくし、効果的な学士課程教育になるような配慮がなされていると言えるのである。

## 5. おわりに

以上、台湾の学士課程の概要を中山大学と清華大学を例として説明してきたが、最後に学士課程で問題となっている点を、2、3指摘することによって章を閉じることにしたい。

第1に、これまでの学士課程教育には多くの問題が存在してきたにも関わらず、社会の関心が入試制度に集中していたため、大きな社会問題となることはなかった。しかし2000年以降、高等教育の大衆化による大学間の競争が激しくなり、また学生の質の問題がクローズアップされるにつれて、学士課程の中身についての関心も徐々に高まっている。この傾向は今後も強まっていくことが考えられる。

第2に、学生の質の問題が取り上げられるとき、学生の教養的な面をどう向上させるのかということが問題視され、そのため矛先は一般教育課程に向かっているという傾向がみられる。1990年代中葉までは、「共同必修科目」ということで教育部が科目を指定してきたが、大学自主権の高まりとともに各大学が決定権をもつよう変化してきている。その場合、実質的には学系が大きく関わっており、学系によっては専門に重点を置き、一般教育を重視していないところもある。その意味で、大学としてどのような教養科目を設定するのかは非常に重要である。したがって、一般教育課程は全学の委員会で十分な審議を尽くしながら決定していく必要があるであろう。

第3に、専門科目の課程編成権は当然のこととして学系に属している。これは学院（学系）自治の観点から望ましいと言えるが、その反面、課程改革が以前のままで遅々として進んでいないという批判も出てきている。専門科目であっても、学系に閉じることなく、さらなる改革ができるようある程度開かれた仕組みが必要である。この点をどう担保しておくのかは今後ますます重要になってくるであろう。

## 【参考文献】

- 教育部「大学法」「大学法施行細則」 <http://www.edu.tw>
- 教育部（2004）『中華民国教育統計 民国九十三年版』。
- 教育部高等教育司編（2006）『九十五学年度 大学校院一覧表』。
- 国立清華大学化学系 <http://www.chem.nthu.edu.tw/main.htm>
- 国立中山大学通識教育中  
[http://www.general.nsysu.edu.tw/html/intro/chapter\\_05.html](http://www.general.nsysu.edu.tw/html/intro/chapter_05.html)

黄政傑主編（1997）『大学的課程與教學』漢文書店。

岡村志嘉子（2003）「台灣の『大学教育政策白書』（全訳）（資料）」『レファレンス』。

## 第5章 修士課程

徐 靜欣

(訳: 南部 広孝)

### 1. はじめに

本章では主として、台湾の大学院修士課程（原語：碩士課程）の概要について紹介する。内容は、台湾の修士課程の現状、入学方法、カリキュラム、学位授与制度などである。主要な資料源は台湾の高等教育関係法規、教育部（日本の文部科学省に相当）がホームページで公開している統計データ、各大学が提供している関連資料であり、本章では主として1999年から2003年にかけての5年間の資料を参照することにする。現在の台湾における大学院教育の状況と発展の動向を理解してもらうことが本章の目的である。

### 2. 概況

台湾教育の普及に伴い、近年高等教育への進学率は年々高まり、加えて教育部がより専門的で深い研究を行うことを一貫して奨励してきたために、各大学はそれぞれの発展の方向性と重点に基づいて多くの研究科（原語：研究所）を設置してきた（修士課程および博士課程は、研究科だけでなく学系に設置されることもあるが、本章では両者をあわせて研究科という名称を用いている—訳者注）。大学数が増加しただけでなく、大学院修士課程および博士課程の設置数も増えており、台湾における高等教育の発展が著しいことを示している。表5-1は、1981年から2003年までの大学および修士課程、博士課程の増加状況である。2003年には修士課程の研究科数がすでに2,000を超えている。

表5-1 大学および修士課程、博士課程数の変遷

年度	大学数	修士課程	博士課程	年度	大学数	修士課程	博士課程
1981	27	230	65	1993	51	559	259
1983	28	259	82	1995	60	656	295
1985	28	292	108	1997	78	759	338
1987	39	314	137	1999	105	1126	416
1989	41	349	169	2001	135	1649	498
1991	50	440	200	2003	143	2185	588

大学数と修士課程の専攻が増加しているだけでなく、大学の卒業生で修士課程に進学する学生の数も年々増加している。最も役に立つデータは教育部が公表している統計データであるが、教育部統計処のデータによれば、台湾の修士課程には2002年に10万3,425人の学生が在籍し、1993年と比べて少なくとも7万5,000人以上増加している。高等教育の純在学率は毎年上昇しているが、それは、大学教育が徐々に普及しているという理由だけでなく、大学院教育が徐々に発展し重視されているからである。

実際、1950年代当時大学院課程は注目されず、修士課程で学ぶ学生はわずかであったが、1966年からは徐々に大学院課程が開設されるようになり、修士課程で学ぶ学生を多く生み出した。教育部統計処から公表されている、全就学生に占める大学院生の比率は表5-2のようになっている。

表5-2 全就学生に占める大学院生の比率

年度	比率	年度	比率	年度	比率
1966	0.03	1992	0.59	1998	1.03
1971	0.07	1993	0.67	1999	1.28
1976	0.10	1994	0.74	2000	1.58
1981	0.16	1995	0.81	2001	1.93
1986	0.27	1996	0.86	2002	2.27
1991	0.50	1997	0.94	2003	2.67

また、実際の在学者数は表5-3(次頁)のとおりである。台湾の現行大学院は、教育部の区分にしたがって大きく教育、芸術、人文、社会科学・心理、商業・管理、法学、自然科学、数学・電機科学、医薬衛生、工業技術、工学、建築・都市計画、農林水産牧畜、家政、運輸通信、観光サービス、マスメディア、その他に分けることができる。またこれらの分野は人文、社会、科学技術の3つの領域に分けることもできる。上述した類別をどのように区分するかは主として各大学に任されていて、明確な規定はない。

この表からわることは、修士課程の在学生数が徐々に増加していることであり、修士課程教育が顕著に発展していることである。また、各専門分野の男女別の人数からは、社会構造において男女の役割の違いも見て取れる。

### 3. 入学試験

台湾の大学院修士課程の入学試験は一般に、選抜入学(原語:甄選入学)と試験入学(原語:考試入学)の2つに分けられる。両者とも各大学が大綱を定め、独自に学生募集するので、各大学・研究科の試験科目や試験方法は異なっている。教育部が公布した「大学が修士課程・博士課程の学生募集に関する審査・認定作業要點」の規定によれば、各大学の

表 5-3 在学者数（男女別）

	1999 年度		2001 年度		2003 年度	
	男	女	男	女	男	女
教育	1,846	2,520	4,163	5,525	5,243	7,985
芸術	544	896	1,111	1,683	1,835	2,643
人文	1,400	2,600	1,953	4,206	2,805	6,020
社会科学・心理	2,432	1,965	3,587	3,053	4,404	4,372
商業・管理	4,819	2,717	8,846	4,948	12,598	8,091
法学	709	369	1,135	569	1,738	933
自然科学	2,914	1,277	3,680	1,770	4,524	2,196
数学・電機科学	3,341	788	5,634	1,375	8,128	1,841
医薬衛生	1,462	1,732	2,095	2,582	2,794	3,663
工業技術	33	5	121	6	124	2
工学	13,508	1,421	18,195	1,955	24,811	2,882
建築・都市計画	976	299	1,470	468	1,872	673
農林漁業・牧畜	1,259	833	1,682	1,245	1,860	1,562
家政	81	233	136	478	182	1,019
運輸通信	397	118	661	180	805	271
観光サービス	28	47	115	147	245	326
マスマディア	270	529	415	684	652	931
その他	398	214	898	480	1,178	701
合計	36,417	18,563	55,897	31,354	75,798	46,111

修士課程の学生募集は「大学法」第 23 条および同施行細則第 18 条にしたがって執り行われ、学生募集方法案は教育部に報告して審査を経た後実施されることになっている。

各大学は学生募集方法の中で、学生募集委員会の編成方式、募集人数の確定手順、出願資格、募集方式、試験日程、合否決定の原則、学生募集で生じた紛争の処理方法、その他受験生の権利と義務に関する事項を明確に定めることになっている。学生募集委員会は学生募集大綱案を策定する他、公平、公正、公開の原則を持って学生募集事務を執り行い、学生募集大綱は遅くとも出願や申請を受理する 20 日前には公表しなければならない。「大学が修士課程・博士課程の学生募集を行うことに関する審査・認定作業要点」にはこれ以外にも、学生募集定員、出願資格、合否決定の原則等に関する規定がある。

### （1）選抜入学

いわゆる選抜入学は、各大学によってその過程は異なるが、主として書面資料の審査、筆記試験、口頭試問の 3 つが含まれる。

資料審査に対する要求は、個人の略歴、自伝、学習計画、研究計画、推薦書 2 通、在学中の成績表、賞状のコピー、大学時に行ったプロジェクトの報告などである。TOEFL や TOEIC など参加した試験があればその成績を添付してもよい。これらの合格証明や資格は、場合によっては、各大学が学生の能力を評価する際に有利な資料となるかもしれない。

筆記試験を課さずに口頭試問を実施する大学も一部あるものの、実際には現在多くの大学が、研究科の入学者選抜において筆記試験を重視している。各大学・研究科の筆記試験科目や出題の形式は、各大学の慣例や各研究科における研究の方向性によって決まっており、その違いは非常に大きい。たとえば、中央大学企業管理学系・研究科、成功大学国際企業研究科、交通大学管理科学研究科などでは「事例分析」という筆記試験が課される。試験時間は100分で、試験問題は7~8頁の英文で書かれた事例であり、受験生は事例の内容にしたがって、問われている問題に解答しなければならないというものである。また政治大学国際経営・貿易学系・研究科の筆記試験の時間は2時間で、試験科目には個別経済と総合経済が含まれていて、このうち個別経済(50%)はすべて基本的な計算問題であり、総合経済(50%)は多くが政策面の分析論述問題であり、かつ時事に関するものである。

最後は口頭試問で、各大学の口頭試問の時間の長さや方式も同じではないものの、概略は次のとおりである。口頭試問はしばしば、選抜入学の過程において当該大学の教授が学生あるいは学生の将来の研究の方向性を理解する最も重要な機会となっているため、口頭試問の内容構成も明らかにかなり多様であり、専門的である。以下、いくつか例を挙げて紹介する。最初の例は台湾大学財務金融学系・研究科である。ここでは4つの試験室に分かれしており、各試験室とも2名の教員と1名の受験生で口頭試問を行う。第1試験室は個人資料に関する質問で、内容は志願の動機、将来計画、研究科入学後の研究の方向性といった問題に関わる。第2試験室は時事問題が主で、台湾の経済、株式市場の見通しと台湾ビジネス界の大陸における投資、政府は資金の海外流出をいかにコントロールすべきかといったテーマの他、口頭試問当日のダウ平均株価、NASDAQ指数、台湾株式相場指数と取引量などが聞かれることさえあるかもしれない。第3試験室は専門的な問題で、企業買収、ブランド価値、先物とその選択などが問われる。第4試験室はすべて英語で解答することになっており、出題内容は出願の動機や将来計画が主であるが、受験生の英語能力を把握することが目的である。2つ目の例は政治大学応用数学系・研究科で、2つの試験室に分けて口頭試問が実施される。口頭試問の内容は受験生の専門的能力を重視しており、第1試験室では基本概念、たとえば微積分の基本定理、緯度定理などを問い合わせ、第2試験室では5名の口頭試問担当教員が順番に専門的な問題を出題し、出題の範囲は相当広い。3つ目は中山大学情報管理学系・研究科であり、ここでも2つの試験室に分けて実施される。第1試験室は自己紹介と自伝(英文)に関する部分で、ここでの問題は多くの場合情報管理に関連する簡単なテーマ(たとえば、マーケティングとは何か、どのようにブランドを作り上げるかなど)である。もう1つの試験室では2編の小論文(1編は中国語、1編は英文)を読んだ後、3名の学生が1組となって自分の意見を発表する。最後に挙げる例は政治大学財務管理学系・研究科である。この研究科の口頭試問は生活に関する問題が主で、しかも、受験生のクラブ活動の経験、コンクール参加経験や、将来何をしたいかなど、す

べて受験生が提出した書面審査資料の中から出題される。口頭試問は約 10 分間で、英語の問題はなく、専門的な問題もとても少ない。

これらからわかるように、多くの大学が選抜入学方式を採用して入学生を選択しているとはいえる、選抜入学の方式、内容だけでなく、時間の長さや採用人数まですべて異なっており、このことは、各大学・研究科には当該大学・研究科の特性や発展の方向性に合致した学生を選択できる十分な自主性があることを示している。

一般的に言えば、台湾における各大学の修士課程の選抜入学期間はおおよそ 10~11 月に出願し、11~12 月に試験・選抜を受ける。一方、次に述べる試験入学は毎年 2~4 月に出願し、3~6 月に試験を受けることが多い。

## (2) 試験入学

試験入学は現在の台湾の大学卒業生が修士課程に進学する最も主要な入学の方式であり、試験入学の定員は選抜入学よりも多く、しかも多くの大学では自伝や略歴、研究計画などの書面審査資料を提出する必要がないため、より多くの学生が参加しており、競争はいつも激しい。試験入学は主として筆記試験と口頭試問という 2 段階の測定試験をとっているが、一部の研究科では口頭試問をなくし、筆記試験のみで合格者を決定している。

まず筆記試験についてみると、同じ分野の研究科であっても、各大学・研究科の研究の視点や強調点が異なるため、筆記試験科目は大きくは一致していても細かい点で相違がある。大まかに言えば、商業管理研究科の試験科目は経済、統計、企業管理、財務管理、微積分、離散数学、データ構造、コンピュータ概論、MIS（情報管理）などの科目である。中国文学研究科では、中国文学史、台湾文学史、中国思想史、音韻学、文字学、訓詁学、英文などの科目が含まれる。教育学関係の研究科では、教育史、教育哲学、教育心理学、教育研究法、教育測定と統計、普通心理学、指導原理、教育行政などである。当然、各分野の試験科目は種類が多く雑多であるが、すべての科目を試験の範囲に加えようとする研究科ではなく、各研究科は自らの要求に照らして試験科目を選択して受験生を評価・選抜することができる。政治大学歴史学研究科と輔仁大学情報工学研究科を例にして、両研究科の最近 6 年間の試験科目をまとめたのが表 5-4（次頁）である。この表から、同じ研究科であっても、時期や求める学生像が異なると試験科目を変更することがわかる。換言すれば、受験生は必ず入学しようとする研究科に照準をあわせてその試験科目の訓練を強化しなければならないのである。

もう 1 つは口頭試問の部分であるが、試験入学において口頭試問が果たす役割は選抜入学における口頭試問ほど重要視されておらず、さらに受験生数がとても多いため、政治大学歴史学研究科など一部の大学の研究科では口頭試問を実施せず、筆記試験の成績のみで新入生を選抜するという選択を行っている。しかし、口頭試問は不可欠であると考える大

表 5-4 筆記試験科目の変化

年度	政治大学歴史学研究科	輔仁大学情報工学研究科
1999	英語、国語、中国近現代史、中国通史、世界通史	数学、コンピュータ・システム、ソフトウェア設計
2000	英語、国語、中国通史、世界通史	数学、コンピュータ・システム、ソフトウェア設計
2001	英語、国語、中国通史、世界通史	数学、コンピュータ・システム、ソフトウェア設計
2002	英語、国語、中国通史、世界通史	数学、コンピュータ・システム、ソフトウェア設計
2003	英語、国語、中国通史、世界通史	数学、コンピュータ・システム、ソフトウェア設計
2004	中国通史、世界通史、歴史英語、中国近現代史と台湾史	数学、コンピュータ・システム、ソフトウェア設計

学もあり、そうした大学の研究科は筆記試験終了後、筆記試験の成績が優れた受験生を篩い分けし、第2段階の試験、つまり口頭試問を実施する。口頭試問は、受験生と主任試験官が対面して相互に口頭の問答を行う一種の測定試験の形式である。各研究科の特色が異なるため、口頭試問の時間、試験の内容、口頭試問の実施方法、さらには口頭試問が試験入学に占める比率などにも自然と違いが生じる。たとえば政治大学企業管理学系・研究科の口頭試問には4つの試験室があり、同大学の他の研究科とは異なっている。第1試験室は英語による口頭試問で、英文が1つ与えられ、主任試験官は英語で文章に関連する問題を出し、受験生は英語で解答することが求められる。第2試験室は時事分析で、受験生はその時々の社会的に重要な事件をテーマとして分析を行う。第3試験室は管理に関する問題が出され、「いわゆる知識管理とは?」、「管理に関する書籍で最も好きなのは?」、「もある企業に管理者がいなかつたらどのような現象が起こりうるか?」といった問い合わせされる。そして第4試験室は自己紹介で、主任試験官が、受験生が提出した資料について質疑応答を行う。もちろんこれは政治大学企業管理学系・研究科における口頭試問の大まかな状況にすぎず、実際、口頭試問は筆記試験と同じように時期によって変わる部分がある。その他の研究科では一部は政治大学企業管理学系・研究科と同じだが、一部は異なっている。同様である点は、大多数の研究科が受験生の資料に的を絞って質疑応答を進めていることである。たとえば受験生がなぜ当該研究科を志願したのか、研究の方向性はどうか、将来に対してどのような展望を持っているかといったことが問われたり、あるいは受験生の答えによって質問をさらに展開したりすることもあり、そのため多くの研究科でまず受験生が自己紹介するよう求められる。相違点は質問の内容で、ある研究科では時事問題の質問が重視され、別の研究科では専門的な問題の解答が強調される。換言すれば、問題の内容は研究科の特徴によって異なり、質疑応答における言語の選択も各大学がそれをどれくらい重視するかによって決まる。たとえば、教育分野の研究科では現在の教育に対する

見方、指導の原理・原則やその応用などが問われるだろうし、外国語文学研究科ではおそらく翻訳の経験の有無や翻訳する際に生じた困難などが問われるだろう。各研究科の口頭試問のテーマはしばしば大きく異なっており、一定のパターンというものはない。

修士課程の志願者数と合格者数については、公的には各研究科の経年の完全な統計資料がないが、毎年の新入生数から修士課程への進学状況を大まかに窺うことができる。表 5-5 は 1999 年から 2003 年にかけての修士課程新入生の男女別人数を示したものであり、毎年の新入生数の増加が各大学の学生募集人数の増加を示している。

表 5-5 男女別修士課程新入生数の変化

年度		男性		女性	
1999	総計	公立	19,185	13,864	9,513
		私立		5,321	
2000	総計	公立	22,596	15,878	11,579
		私立		6,718	
2001	総計	公立	26,069	17,919	13,991
		私立		8,150	
2002	総計	公立	29,515	19,309	16,579
		私立		10,206	
2003	総計	公立	34,024	22,026	19,800
		私立		11,998	

#### 4. 教育課程

修士課程のカリキュラム内容は各大学が自ら策定する。修得すべき単位数も法律の厳格な規定がないため、各大学にはきわめて大きな自主性が与えられており、それによって各大学はそれぞれの発展の方向性と重点に照らしてカリキュラムの提供と履修の要求を行うことができる。しかし一般的に言えば、1 単位のカリキュラムは毎週 1 校時授業に出席しなければならず、1 校時は 50 分間で、午前、午後、そして昼休みの時間帯にも授業が組まれており、細部は各大学が自ら規定している。

以下では 2 つの大学を例とする。1 つは公立である政治大学の歴史学研究科、もう 1 つは私立である輔仁大学の情報工学研究科である。両研究科の関連規定から、卒業単位および必修単位、また学位の授与に関する各大学の規定がそれぞれ異なっていることがわかる。

##### ①政治大学歴史学研究科

修業年限：2～4 年、卒業単位：28 単位

必修単位：2 単位（英文史学名著講読は各学期 1 単位しか認められないため）

履修にあたっての注意事項

1. 英文史学名著講読は 1997 年度から 1 単位のみを卒業単位に認める。

2. 中国史に関する日本語名著講読は 1997 年度から 2 単位を卒業単位に認める。
3. 修士課程選択科目は(A)中国近現代史・台湾史グループ、(B)世界近現代史、(C)一般史グループに分ける。
  - (A)中国近代史・台湾史グループの中核科目：中国近代史特定テーマ研究、台湾史特定テーマ研究、2 つの領域から 1 つを選択する。
  - (B)世界近現代史の中核科目：世界観と世界秩序、歴史哲学観と世界観、欧米史、近代関係史、3 つの領域から 2 つを選択履修する。
  - (C)一般史グループの中核科目：政治類、学術文化類（史学理論を含む）、社会経済類、3 つの領域から 2 つを選択履修する。
4. 1 グループを選択し、当該グループで 14 単位以上（卒業単位の 2 分の 1 以上）履修すれば、当該グループの領域で論文を執筆することができる。
5. 2000 年度入学の修士課程学生は、他研究科や他大学で 2~5 の卒業単位を履修してもよい。
6. 修士課程で学ぶ「○○特定テーマ」という科目は、卒業単位として 8 単位を超えないことを原則とする。

## ②輔仁大学情報工学研究科

修業年限：2 年、卒業単位：36 単位

必修単位：12 単位、テーマ討論 4 単位、論文 6 単位、情報工学特定テーマ 2 単位を含む

### 必修科目

		1 学期	2 学期
1 年次 必修科目	テーマ討論（一）	1	
	テーマ討論（二）		1
	情報工学特定テーマ（一）	1	
	情報工学特定テーマ（二）		1
2 年次 必修科目	テーマ討論（三）	1	
	テーマ討論（四）		1
	論文		6

### その他の規定

#### 1. 履修の要点

- (1)履修科目は、先修、必修、選択に分ける。
- (2)先修科目を本科課程で履修していない者、履修したものの 60 点未満の者、単位数不足の者は、本科課程で補習を受けなければならない。
- (3)先修科目は OS、アルゴリズム、コンピュータ・アーキテクチャ（もしくはコンピュータ構造）で、どの科目も少なくとも 3 単位履修していなければならない。
- (4)先修科目の補習を終えた後、成績が 70 点あれば合格とするが、成績のみを考慮し、

単位には計上しない。

- (5)履修すべき単位は少なくとも 36 単位とし、必修の「情報工学特定テーマ」2 単位、「テーマ討論」4 単位、「論文」6 単位の他、本研究科が認める科目を 24 単位履修しなければならない。
2. 本研究科学生の科目履修に関する提案（最低限度）
- 1 年次 1 学期 テーマ討論（一）、情報工学特定テーマ（一）、プラス 3 科目  
1 年次 2 学期 テーマ討論（二）、情報工学特定テーマ（二）、プラス 3 科目  
2 年次 1 学期 テーマ討論（三）、プラス 1 科目  
2 年次 2 学期 テーマ討論（四）、論文、プラス 1 科目
3. 学生はどんなに遅くとも 1 年次 2 学期が終わるまでには指導教員を選び、その後指導教員の確認のサインを秘書処に提出して登録すること。
4. 本研究科の学生は指導教員が指導教員サイン欄に確認のサインをした後、指導教員を選んだものとみなし、指導教員選択後は勝手に指導教員を換えてはならない。

## 5. 学位制度

台湾の教育部が公布した「学位授与法」および同施行細則は、修士課程の学位制度を規定している。以下に修士課程に関連する法規を挙げる。

### ①「学位授与法」（2002 年 6 月 12 日修正）

第 1 条 学位の授与は、本法の規定による。

第 2 条 学位は学士、修士、博士の 3 つのレベルに分けられ、公立あるいはすでに認可された私立大学あるいは独立学院（以下、大学と略）が授与する。大学が授与する各レベル、各種類の学位の名称は、各大学がこれを定め、教育部に報告して認可を受け、記録にとどめた後実施する。

第 6 条 大学の研究科修士課程の学生で、修士学位のために履修すべき課程を修了して、論文を提出し、修士学位試験委員会の試験に合格した者には修士学位を授与する。

芸術類あるいは応用科学技術類の研究科修士課程の学生は、その論文は書面報告とあわせた創作、展示・演奏か、あるいは技術報告で代替することができる。

修士学位試験委員会には 3~5 人の委員を置き、校長が選考・招聘する。

第 7 条の 1 学生が修士学位、博士学位を獲得するのに合格すべき各種の審査規定は、各大学が策定し、教育部に報告して記録にとどめる。

第 7 条の 2 各大学がその授与した学位について、論文、創作、展示・演奏、書面報告あるいは技術報告に剽窃や不正行為があることが明らかとなり、調査を経て事実であると認められた場合には、それを取り消すとともに、すでに交付した学位証

書の取り消しを公告しなければならない。その他の法令に違反した者は同時に関連する法令によって処理されなければならない。

第9条 修士課程の学生で、修業が1年以上で成績が非常に優れている者は、研究科教授が推薦して、研究科事務会議の審査に合格し、校長が認定して教育部に報告し記録にとどめられた後、直接博士課程に入学して学ぶことができる。

第11条 修士学位試験委員は、修士課程の学生が提出する論文の学問分野、創作、展示・演奏もしくは技術報告について専門的な研究を有する他、次に挙げる資格の1つを備えていなければならぬ。

- 一. 教授あるいは副教授の経験がある者
- 二. 中央研究院あるいは中央研究院の研究員、副研究員の経験がある者
- 三. 博士学位を有し、学術上顕著な成果がある者
- 四. 小規模な、あるいは特殊な学問分野に属し、学術上あるいは専門上顕著な成果がある者

前項第3号、第4号の招聘資格認定基準は各学系（研究科）事務会議がこれを定める。

②「学位授与法施行細則」

第1条 本細則は、学位授与法（以下、本法と略）第16条の規定によりこれを定める。

第2条 本法第6条第2項にいう芸術類、応用科学技術類の研究科は、各大学がその主要な研究領域により自ら認定する。

第5条 博士学位論文、修士学位論文（要旨を含む）は、中国語で執筆することを原則とする。

以前他の種類の学位を取得した論文は、再度提出してはならない。

第6条 本法第10条の規定により、研究科博士課程に出願した者は、その専門論文は各大学が自ら認定する。

以上の法規からみれば、たとえ同じ性質の学問領域であっても、大学における設置のしかたが異なれば、異なる学問領域の学位が授与されることになる。例を挙げると、台北大学都市設計博士学位は法学院に属しているため、卒業証書は法学博士となる。またいくつかの大学の管理学博士は哲学博士であって、商学博士ではない。したがって、学位の種類は、現行「大学法」の規定に照らせば、やはり各大学が自主的に決めている部分が大きい。

学位取得の方式については、「学位授与法」の関連条文によれば、各大学が修了を求める単位を修得し、各大学のその他の関連条件を満たせば学位を得られるのであり、換言すれば、学位の取得もまた、主として各大学の自主性に任されているのである。

## 第6章 博士課程

劉 宜蓁

(訳: 南部 広孝)

### 1. はじめに

本章では、現在の台湾における博士課程の概要を簡潔に紹介する。4つの内容——博士課程の概況、学制、学生募集、カリキュラム——に分かれており、近年の学生数、卒業生数、博士課程の種類、学位制度、学生募集方法、カリキュラムなどの面について基本的な紹介と説明を行うことによって、台湾における博士課程の現在の発展動向を理解してもらうことが目的である。

### 2. 博士課程の現状

台湾社会の進歩と発展、国民所得の向上に伴い、教育も徐々に重視されてきた。教育部(日本の文部科学省に相当)の教育白書では、高等教育を広く設置して質と卓越を追求するという理想が示されており、台湾では高等教育が量的な面で増加傾向をみせている。本節では、博士課程の現状について、学生数と研究科(原語: 研究所)の種類に分けて簡単に述べる(修士課程および博士課程は、研究科だけでなく学系に設置されることもあるが、本章では両者をあわせて研究科という名称を用いている—訳者注)。また学費についても言及する。

#### (1) 博士課程の学生数

教育部の統計資料のデータによれば、現在台湾の博士課程はすでに588にまで増加しており、各大学の学系・研究科のクラス数はあわせて1,146も存在する。2003年時点で博士課程の学生総数は2万1,658人、卒業生総数は1,759人となっている。1991年から2003年までの期間における博士課程の学生数を表6-1(次項)として示す。この表からはつきりと見て取れることは、1991年には台湾全体で博士課程の学生数はわずか5,481人だったのが、それ以降一貫して安定的な成長ラインを示しており、1997年には1万人を超え、2003年には2万人を突破しているということである。

表 6-1 博士課程の学生数（1991～2003 年度）

年 度	1991	1993	1995	1997	1999	2001	2003
学生数	5,481	7,713	8,897	10,013	12,253	15,962	21,658

一般的に言えば、大まかに区分すると台湾の博士課程は人文、社会、科学技術の 3 つの領域に分けることができる。2003 年の学生数からみると（表 6-2），人文領域の男子学生は 1,576 人で女子学生は 1,480 人，社会領域では男子学生が 2,161 人で女子学生が 1,303 人，科学技術領域では男子学生が 1 万 2,539 人で女子学生が 2,599 人となっており，男子学生の方が女子学生より 1 万人近く多い。2002 年度の卒業生数では（表 6-3），人文領域の研究科では男子の卒業生が 114 人で女子の卒業生は 135 人，社会領域の研究科の男子卒業生が 154 人で女子の卒業生はわずか 91 人，科学技術領域の研究科では男子の卒業生が 1,081 人で女子の卒業生は 184 人だった。

表 6-2 2003 年度領域別博士課程学生数

領 域	男 性	女 性
人文	1,576	1,480
社会	2,161	1,303
科学技術	12,539	2,599

表 6-3 2002 年度領域別博士課程卒業生数

領 域	男 性	女 性
人文	114	135
社会	154	91
科学技術	1,081	184

以上のデータからわかるように，人文領域の卒業生でのみ女子学生の方が男子学生よりも多くなっており，社会と科学技術の領域では女子学生の人数は男子学生よりもはるかに少ない。台湾の博士課程で学ぶ人数は男性が多数を占め，女性はいくつかの社会的要因によって，継続して博士課程で学ぶことを選択する人数が限られているのである。

3 つの領域をさらに細かく分けると，教育，人文，社会科学，芸術，体育レジャー，マスメディア，法律，商業管理，情報電機，建築・設計，工学，医薬衛生，農林水産牧畜，数理などの分野に分けることができる。人文領域は中国文学，外国文学，歴史地理，芸術などに関する研究科を含み，社会領域は教育，法律，家政，社会科学などの研究科を含み，科学技術領域は情報・電機，農林水産牧畜，医薬衛生など理工系の研究科に分けることができる。表 6-4，表 6-5（次頁）からは，男性の卒業生数と学生数は情報・電機，工学，数理などの研究科で女性よりもはるかに多く，女性は人文と家政の研究科でのみ男性を上回っていることがわかる。2003 年度の在学者数は男性が 1 万 6,276 人，女性はわずか 5,382 人である。2002 年度の男性卒業生数は 1,349 人，女性卒業生はわずか 410 人である。

## （2）博士課程の種類

初期の台湾では博士課程を設置している研究科は少なく，多くは純粋に学術を行う研究

表 6-4 2003 年度分野別博士課程学生数

分 野	男 性	女 性
人文	687	841
芸術	94	75
体育レジャー	121	30
マスメディア	27	38
教育	674	534
社会科学	726	394
法律	136	42
商業管理	1,266	796
家政学	17	58
情報電機	1,466	238
建築・設計	278	58
工学	6,943	569
医薬衛生	1,326	887
運輸通信	88	31
農林水産牧畜	662	252
数理化	1,765	539
合 計	16,276	5,382

表 6-5 2002 年度分野別博士課程卒業生数

分 野	男 性	女 性
人文	62	95
芸術	0	0
体育レジャー	10	2
マスメディア	3	5
教育	42	38
社会科学	60	29
法律	8	4
商業管理	83	51
家政学	0	3
情報電機	110	17
建築・設計	19	2
工学	616	40
医薬衛生	98	53
運輸通信	12	2
農林水産牧畜	73	20
数理化	153	49
合 計	1,349	410

科が主であったが、最近は科学技術の発達と社会の進歩によって、新たな研究科が雨後の筈のように相次いで作られ、その結果、現在台湾全体の博士課程の数は 588 に達している。

新しいタイプの研究科も数多く現れて、新たな時代の流れに対応している。台湾で博士課程を設置している大学、技術学院、科技大学などはあわせて約 100 校ある。以下では、各タイプの博士課程の種類について簡単に紹介する。

- ①教育：教育研究科は、以前は多くが教員養成機関の体系を主としていたが、近年は教員養成課程の設立が一般の大学にも開放されたため、教員養成の体系にない大学が教育に関する研究科を増設するようになっている。教育に関する研究科では主として各レベルの学校教育や特殊教育の領域についての専門的な研究が進められており、たとえば国民教育研究科や工業教育研究科などがある。
- ②人文：人文研究科は多くの大学が設置するかなり一般的な博士課程であり、大まかに言えば多くが学術的な専門への指向を主とし、たとえば中国文学研究科や歴史研究科などがある。その他、外国語に関する研究科も人文研究科に含まれる。
- ③社会科学：社会科学研究科は大多数が人類社会と関連を有する傾向があり、人類の文明、文化、社会生活を探究している。たとえば社会学研究科、政治学研究科などがある。
- ④芸術：芸術研究科は、音楽、美術、舞踊など芸術に関する領域を主な重点としているが、芸術に関する博士課程は少なく、多くは専門理論を指向していて、専門的な舞踊の研究が欠けている。たとえば造形設計理論研究科、戯劇学研究科などがある。
- ⑤体育レジャー：体育レジャー研究科は、芸術研究科と同様、台湾の高等教育界で重視さ

れているとは言えず、関連する研究科はとても限られている。また、専門的な訓練の設備や教員が不足している。たとえば体育研究科、コーチ研究科がある。

- ⑥マスメディア：平面メディアとニュースメディアの急速な発展と進歩によって、マスメディアは新たな人気の高い研究科の 1 つとなっており、専門的にメディア関係の研究人材を養成している。たとえばメディア研究科などがある。
- ⑦法律：法律研究科は一貫して法律に関する分野である。司法特種試験のほか、継続して研修を行うルートの 1 つであり、さまざまな法律の特殊な要求に応じるために、法律学研究科の中に多様なグループを設置して、専門的な法律の研究を行っている。
- ⑧商業管理：商業管理に関する研究科は台湾における研究科の一大宗派と言ってよく、博士課程の主流の 1 つであり、多くの国立、私立の大学が商業管理研究科を設置している。たとえば台湾大学の商学研究科や銘傳大学の企業管理学系・研究科がある。
- ⑨情報（電機を含む）：情報ネットワークと科学技術の急速な発展に伴い、情報と電機に関する研究科は人気の高い研究科の上位となり、また大企業が人材を求める主要な源にもなっている。たとえば情報工学研究科、電機工学研究科などがある。
- ⑩建築・設計：建築に関する研究科は近年多くが都市開発などの関連テーマと結びつき、いくつかの大学では建築・都市計画研究科を設置している。また設計研究科は多くの分野を包括しており、たとえば園芸研究科などがある。
- ⑪工学：工学研究科は大多数が工業関係の専門的研究に集中しており、たとえば材料工学研究科、土木工学研究科などがある。
- ⑫医薬衛生：医学研究科は人気の高い、引く手あまたの研究科の 1 つである。医学分野の研究科は修業年限が比較的長く、医学の専門的研究の違いによって、長いものでは修業年限は 7 年になる。たとえば病理学研究科、獣医学研究科、医療技術学研究科などがある。
- ⑬生命科学：生命科学研究科は、動植物等地球上の生物の研究を主とする研究科であり、たとえば昆虫学研究科、動物学研究科などがある。
- ⑭地球環境：地球環境研究科は、人類による地球破壊の状況がますます激しくなっていることから徐々に注目され、関心を持たれるようになった研究科であり、たとえば土壤環境科学研究科などがある。
- ⑮農林水産牧畜：初期の台湾は農業を主とする国であり、農林水産牧畜関係の研究科は国立大学における基本的な研究科の 1 つである。たとえば農業普及学研究科、漁業科学研究科などがある。
- ⑯数理化：数理分野の研究科は基本的には純粋理論と応用理論の 2 つの方向性に分けることができ、たとえば応用数学研究科、物理学研究科などがある。

上述した 16 種類の分類を整理したのが表 6-6 であり、各学問分野における博士課程の

数をまとめている。データは過去の資料を整理したものであるため、新興の研究科は表中に含まれていない。また 2 つ以上の分野の特色を備えている研究科もあり、すべての研究科を学術的専門領域の境界線に沿ってはっきりと分けることはできない。

表 6-6 各専門分野における博士課程設置大学数

専門分野	大学数	専門分野	大学数
教育	15	情報	21
人文	24	建築・設計	5
社会科学	16	工学	30
芸術	5	医薬衛生	10
体育レジャー	2	生命科学	15
マスメディア	3	地球環境	9
法律	10	農林水産牧畜	6
商業管理	35	数理化	25

表 6-6 からわかるのは、台湾の博士課程が商業管理、工学、数理化、人文の 4 分野に偏っていることであり、これらの研究科は台湾における基礎的な研究科であると言ってよい。特に理工分野の研究科は大多数が国立大学に設置され、私立大学は多くが人文と商業管理に関する研究科を主として設置している。一般的に言えば、国立大学は教育経費の補助が多く、設備が比較的完備されているので、理工分野など経費のかかる研究科の学術発展や研究を支えることができる。また学士、修士、博士を一貫して学ぶことも可能である。一方私立大学は経費が限られていて、基礎的な学術分野、たとえば数学や化学などの研究科に集中できるのみで、種類も限られている。

### (3) 学費基準 — 公立と私立

博士課程の学費の違いは、国立大学の学費基準は明らかに私立大学よりも低く、およそ 2~3 万元の差があり、また異なる種類の研究科でも違いがある（表 6-7）。

表 6-7 国立大学と私立大学の学費

	医学院	工学院	理・農学院	商学院	文・法学院
私立大学	44,160- 67,110	41,987- 52,500	47,090- 52,000	36,455- 45,300	42,000- 45,000
国立大学	27,070- 37,680	24,320- 28,110	22,980- 27,870	21,130- 24,390	20,810- 24,020

## 3. 博士課程の学位制度

高等教育市場の普及により、政府は関連する法規を制定して高等教育の普及を維持、監

督し、学位取得の合法性と正当性を規定した。博士課程の関連規範や法規には、基本的に「大学法」およびその施行細則、「学位授与法」およびその施行細則などがある。以下ではこれらの法規について簡単に説明する。

#### ①「大学法」（1948年制定）

主として、大学の設置方法および学士、修士および博士課程の学生の修学方法を明文化して規定している。第23条では、修博士学位を獲得した者やそれと同等の学力を有する者で、博士課程の公開学生募集に合格した者は入学して博士課程で学ぶことができると規定されている。修士課程の学生で修学中の成績が傑出している者は、直接博士課程で学ぶことを申請することができる。第27条では、博士課程の学生で、修業期間を終え審査の成績が合格であった者は、大学が博士学位を授与することが規定されている。

「大学法施行細則」は、大学法の規定についてさらに詳細に実施要項を説明している。第18条では、各大学の学生募集活動は学生募集委員会を組織して学生募集に関する事項を専門的に執り行わなければならず、また必要に応じて連合して学生募集をしてもよいことが明記されている。学生募集方法は大学が自ら策定し、教育部に報告して認可を受けるとともに、教育部の認可を受けた学生募集定員を学生募集大綱に明示することになっている。

#### ②「学位授与法」（1935年制定）

主として高等教育の学士、修士、博士学位の授与と認可について、資格の審査方法と条件を規定している。第7条では、大学における博士課程の学生は、次の資格——(1)博士学位の履修科目を終えること、(2)博士学位候補者の資格審査に合格すること——を満たせば博士学位候補者となることができることが説明されている。博士学位候補者で論文を提出し、博士学位試験委員会の試験に合格した者には、博士学位が授与される。博士学位試験委員会には委員を5~9人置かなければならず、学長が選んで招聘する。第7条の1ではさらに、学生が博士学位を獲得するのに合格しなければならない各種審査の規定は各大学が自ら策定することが規定されている。第7条の2は、博士論文の剽窃や不正行為について博士学位の取り消しに関する処分を取り決めている。第9条ではまた、修士課程の学生で修学中の成績が傑出していた場合、研究科教授が推薦し、研究科事務会議が審査して合格とし、学長が確認するとともに教育部に報告して記録にとどめた後、直接博士課程で学ぶことができることを規定している。第10条においては、修業年限が6年以上の学系で、卒業時に学士学位を獲得し、関連する専門的訓練を2年以上受け、修士論文に相当する専門論文を提出して、博士課程の入学試験に合格した者は、直接博士課程で学ぶことができ、また第7条の規定によって博士学位が授与されることが説明されている。第12条では、博士学位試験委員は、博士学位候補者が提出した論文やレポートについて専門的な研究を有すること以外に、次に挙げる資格の1つを満たしていなければならないとされている。

1. 教授の経験がある者
2. 中央研究院あるいは中央研究院の研究員の経験がある者
3. 副教授あるいは中央研究院副研究員の経験があり、学術上顕著な成果がある者
4. 博士学位を有し、学術上顕著な成果がある者
5. 小規模な、あるいは特殊な学問分野に属し、学術上あるいは専門上顕著な成果がある者

そして、第 14 条、第 15 条は名誉博士学位候補者の条件について規定している。

「学位授与法施行細則」は上述の規定について実施方法を説明している。第 5 条と第 6 条では、論文は中国語で執筆することを原則とし、博士課程に出願した者の専門論文は各大学が自ら認定することが説明されている。

台湾の博士課程は各大学に相当大きな自主性が認められている。専門的な学術の自主と自由を維持し尊重するために、博士課程の卒業履修単位や年限などについては制度化された統一的な規定がなく、多くは各大学が自ら策定し、教育部に報告して認可を受けている。

一般的には、博士課程の卒業単位はおおよそ 18~36 単位の間で異なっており、修業年限は 2~7 年と異なっていて、各大学の規定と各研究科の方向性をふまえて定められている。

#### 4. 博士課程の入学

##### (1) 博士課程への入学試験方法

博士課程に入るには、基本的には博士課程への直接進学、選抜入学（原語：甄試）試験、入学試験の 3 つのルートに分けられ、一般学生と在職学生とに分けることができる。博士課程への直接進学は、修士課程の学生が修学中の成績が傑出していることによって直接博士課程に進学できることを指している。一般的に言えば、博士課程への入学方法は入学試験が主であり、入学試験の方法は各大学が各研究科の要求に照らして自ら決めている。

「大学への出願における同等学歴の認定基準」では博士課程の入学試験に出願する資格と同等の学力が規定されている（第 4 条）。また第 6 条は、同等の学力をもって博士課程に出願する者はすべて、学習内容の領域と関連があることを原則とし、その関連する領域の範囲は各大学が自ら策定し、必要であれば、関連の専門的訓練を受けたかあるいは学習内容と関連する仕事に従事した者についても大学が自ら認定することを明確に定めている。

「大学における修士課程・博士課程の学生募集審査・認定作業の実施要点」でも、博士課程の学生募集に関する規定が定められている。まず、各大学における博士課程の学生募集の実施はすべて「大学法」第 23 条およびその施行細則第 18 条に依拠し、公開される学生募集方法を策定するには教育部に報告し認可を受けた後実施しなければならない（第 2 条）。各大学は学生募集方法の中で、学生募集委員会の編成方式、学生募集定員の報告手順、出願資格、学生募集の方式、試験期間、合否の原則、学生募集の紛争処理および受験生の権利と義務に関する事項を明示しなければならない（第 3 条）。また、各大学が博士課程

の学生募集を行うにあたっては、学生募集委員会を組織し学生募集大綱を策定して、公平、公正、公開を原則として関連する事務を行わなければならない。学生募集大綱は必ず、出願資格や試験項目、受験生の権益に関わる事項など学生募集に関する情報を詳細に挙げなければならず、必要な場合にはさらに太字で特別に表記したり、例を挙げて具体的に説明したりして、受験生の注意を促すとともに誤解が生じないようにしなければならない（第4条）。

第5条では、学生募集定員に関する事項を規定している。各大学の博士課程の学生募集定員は、学生募集を行う前に教育部に報告して認可を受けなければならない。一般学生と在職学生をともに募集する場合には、それぞれの定員を学生募集大綱の中に明記しなければならない。在職学生の試験科目および合格基準は在職学生の特性にもとづいて別に策定し、個人の仕事の経験や成果を考慮に入れてもよい。一般学生と同じであるときには、その学生募集定員も一般学生の募集定員とあわせて策定してもよい。教育部が認可したグループ分け以外に、教学、研究の必要上、別に若干のグループを設定することができる。その場合、各グループの試験科目および募集定員は学生募集大綱の中に明記しなければならない。

選抜入学試験の学生募集定員は、当該年度に教育部が認可した各大学の学生募集総数の中に含まれるとともに、当該年度の各研究科における募集定員数の40%を超えないことを原則としなければならず、同一研究科内的一般学生および在職学生あるいは各グループの学生募集定員は各大学が、教育部が認可した学生募集総数の範囲内で自ら合理的に分配し、欠員を流用するかどうかは各大学が学生募集大綱の中で自ら規定する。

博士課程の出願資格は第6条に規定されている。すなわち、教育部の登録を経た国内の大学あるいは独立学院の修士課程を卒業し、修士学位を獲得するか、または教育部が選択認定する、規定に合致した国外の大学または独立学院で修士課程を卒業し、修士学位を獲得した者、またはそれと同等の学力を有する者である。同等学力の資格の認定は「大学への出願における同等学歴の認定基準」の規定に拠らなければならない。出願する者や選抜入学試験を申請する者が関連の学系・研究科を卒業していないいかどうか、在職学生あるいは公費の学生に出願する者が博士課程と関連のある仕事に従事した一定の年数やそうした経験を必要とするかどうかについては、各大学が自ら規定することができる。

各大学で修士課程、博士課程の学生を受け入れるにあたっては、一般の学生募集試験を行う他、必要に応じて推薦や選抜試験（原語：甄試）というオープンな方法で募集を行ってもよく、選抜入学試験の申請条件は各大学が自ら制定するになっている（第7条）。各大学の博士課程の試験項目、評価方法および各項目が成績に占める比率は各大学が自ら定め、学生募集大綱の中に示すことが求められる（第8条）。博士課程の試験期間は、各大学が状況をみて自ら制定することになっている（第9条）。

合否の決定に関しては第10条で、各大学は合格発表前に最低合格基準を定め、その基

準以上で正式に合格としない者は追加合格対象者とするとことができると述べられている。成績が合格基準に達している人数が募集定員に満たないときは、不足分を合格にしなければならない。選抜入学試験の追加合格対象者は、もしさらに欠員があれば、一般的な学生募集試験で補充することができる。正式な合格者が手続きをした後、欠員が生じた場合には、学生募集大綱で定めた期限までに、当初定めていた学生募集人数に達するまで追加合格者を順次補充する。各大学は、大綱の中で、各研究科が合格とする学生の最後の1人について、総合成績の点数が2人以上同じであったときおよび追加合格対象者の総合成績の点数が同じであったときの、合格者の欠員を補充する処理方式を規定しなければならない。各大学の学生募集で合格者を定員より多くしなければならない特殊な状況が生じたならば、学生募集委員会が会議を開いて決定するとともに、会議の記録を関連の証明文書とあわせて、新入生の入学手続きまでに教育部に報告して認可を受けなければならない。

各大学の学生募集で口頭試問、技能試験、実技などの方法を用いる場合、その過程は録音、録画、詳細な文章によって記録しなければならない（第13条）。また、各大学の学生募集大綱には、公費学生および実習や服務の規定がある者（教員養成大学の公費学生、軍警察大学の学生、現役軍人、警官など）が博士課程に出願してもよいか、受験生が自ら関連法令によって手続きを行わなければならないか、当該学生が入学を認められない場合入学資格が保留されるかなどの規定を明確に定めなければならない。

## （2）各大学の博士課程の学生募集人数

教育部統計処の資料によれば、国立大学の博士課程の学生募集定員は私立大学よりも3,000人近く多く、博士課程に出願する人数は一般学生が多数を占め、かつ入学試験の方式が主となっている。また、直接博士課程に入学する人数は2004年度には台湾全体でわずか118人しかいない（表6-8、公立大学は私立大学に加えている）。

表6-8 2004年度国立大学および私立大学の学生募集人数

	選抜入学試験		入学試験		博士課程 直接進学	合 計
	一般学生	在職学生	一般学生	在職学生		
国立大学	116	5	3,814	283	100	4,318
私立大学	110	9	785	137	18	1,053
合 計	226	14	4,599	420	118	5,377

## 5. 博士課程のカリキュラム計画

博士課程カリキュラムの計画は研究科のタイプによって異なっている。大まかには博士課程は2~7年で、卒業単位として少なくとも18単位必要であるが、卒業論文の単位を含んでいないので、卒業までには最低22単位必要だということになる。1週あたり3~5日

授業に出席し、授業時数は時間で計算すれば 1 時間が 1 単位で、必修単位は 3 単位、選択履修科目は 1~3 単位と異なっている。以下では、中国文学研究科（文系）と物理学研究科（理系）を例にし、公立大学と私立大学をそれぞれ 1 つずつ取り上げて簡単に紹介する。

### （1）中国文学研究科（文系）

#### ①国立大学：台湾大学中国文学研究科博士課程

博士課程の修業年限は 2~7 年である。1998 年から、入学した博士課程学生は第 8 学期（休学を含まない）を修了すれば学位試験に申請することができる。在職者は延長しなければならない。博士課程の学生は少なくとも 18 単位履修しなければならず、2001 年からは、入学した博士課程学生の卒業単位は 18 単位から 24 単位に改められ、第 2 外国語を必ず履修するとともに、博士候補者資格試験に合格しなければならなくなつた。上述の単位には卒業論文を含まない。

学生の各科目の学業成績の計算は、本科課程の規定にもとづき、70 点あるいは乙を合格とする。不合格者は再試験を受けることはできず、必修科目は再履修しなければならない。博士論文の単位は必修で 12 単位である。陶淵明詩文研究、謝靈運詩研究、六朝文史資料討論、俗文学特定テーマ、宋元戯曲研究、紅樓夢研究などの選択科目が開設されている。

#### ②私立大学：淡江大学中国文学研究科博士課程

博士課程の学生は修業年限（2~7 年）内に少なくとも 18 単位（論文の単位は別）を履修しなければならない。各学期に履修する単位はどんなに多くても 15 単位までとし、少なくとも 1 科目は履修しなければならない。博士課程学生の修業期間は研究領域の必要性により、指導教授あるいは学系主任が、学生が履修する外国語を 1 つ指定しなければならない。学生は入学後 2 週間以内に、自ら助教のところへ学習考課表（乙）を取りにいき、毎学期の初めと学期末には学系主任に署名・押印してもらわなければならない。論文の口頭試問は 7 年間の修業期間内に終えなければならない。口頭試問が不合格の場合再度受験しなければならず、再度不合格になった者は強制的に退学となる。研究科には、詩学研究、中国学術史、当代新文学特定テーマ研究、清初三儒特定テーマ研究、中国・西洋美学研究などの科目が開設されている。

### （2）理系

#### ①国立大学：台湾大学物理学研究科博士課程

博士課程の学生で、下に挙げる各規定に合致する者は、卒業することができる。

- (1)規定の年限（2~7 年）内に規定の科目と単位を履修し終えること。
- (2)本研究科が規定する博士資格試験と学位試験に合格すること。
- (3)各学期の操行の成績がすべて合格であること。

最低卒業単位は 22 単位とし、そのうち少なくとも 18 単位は頭文字が D の科目でなければならない。直接博士課程に進学して学習した学生は最低卒業単位が 34 単位で、そのうち少なくとも 18 単位は頭文字が D の科目でなければならない。最低卒業単位には博士論文の単位は含まれない。

卒業するために履修しなければならない科目および単位は次のとおりである。

(1)高等テーマ討論（一）～（四）：毎学期各 1 単位。

(2)卒業単位には以下の科目のうち少なくとも 2 つを含まなければならない。

量子力学（三），量子場論（一），固態理論（または固態理論（一）），統計物理（二），古典電動力学（二），高等実験物理（一）

(3)入学前に当該研究科修士課程において、博士課程の卒業に必要だと規定されている科目と単位を履修したものは、当該研究科カリキュラム委員会の審査・認可を経て、当該科目の履修と卒業単位を免じることができる。

資格試験は「量子力学」と「古典物理」の 2 科目を課し、筆記試験によって行う。試験科目は次の通りである。

(1)量子力学：量子力学（一）（二）

(2)古典物理：古典電動力学（一）（60%）と古典力学（40%）か、古典電動力学（一）（60%）と統計物理（一）（40%）のどちらか 1 つを任意に選択する。

資格試験は毎学年 1 度行い、各学年度の第 2 学期が始まって 2 週間以内に実施する。すべての学生は入学後 1 年目に資格試験に参加するとともに、入学後 2 年以内に博士課程資格試験に合格しなければならず、そうでなければ退学となる。2 科目の試験でともに合格したら資格試験の合格となる。不合格者は次の年度に不合格科目を再度受験しなければならない。再受験は 1 度だけとし、再受験でも不合格であれば退学が命じられる。学位試験は、学生が博士論文の研究を主として執筆した論文が少なくとも 1 本、Science Citation Index が摘録を収める定期刊行物に受け入れられた後、実施することができる。

## ②私立大学：淡江大学物理学研究科博士課程

博士課程の学生は 18 単位を履修しなければならず、文献討論 4 単位、論文 6 単位を満たさなければならない。必修科目は物理数学と電動力学である。必ず資格試験に合格しなければならず、Science Citation Index に掲載される刊行物に少なくとも 1 本の論文を発表し、博士論文の口頭試験に合格するという 3 つの条件がそろうと卒業することができる。修業年限は 2～7 年である。統計機械学、物理数学、電動力学、磁場理論、レーザースペクトル分析、計算物理学などの科目が開設されている。

## 6. おわりに

台湾の博士課程の方向性は明らかに多元化と量的拡大へと向いており、高学歴社会に到達し、国民が受ける教育の程度を向上させるために、博士課程を広く開設し、修士課程は至るところで見られるようになっている。しかし、博士課程を広く設置するという趨勢のもとで、高等教育の「質」の問題が生じるおそれがあり、またある領域の研究や研修が軽視されるかもしれない。たとえば芸術や体育に関する博士課程は相当限定的である。これらは政府が高等教育の発展を奨励するときに必ず考慮し注意しなければならない点である。

## 第7章 高等教育行政

南部 広孝

### 1. はじめに

台湾では長い間、「戒厳令」のもと、中央政府に権限を集中させる体制がとられてきた。すなわち、すべての大学が、機関や学系の設置、学生募集計画、予算編成、カリキュラム編成、学位の授与などの面で教育部（日本の文部科学省に相当）の管理を受けていた。そのような状況が大きく変わるきっかけとなったのは1987年の「戒厳令」解除であり、それ以降、政治、経済、社会、文化の各方面で自由化を指向する改革が進められた。その中で高等教育に関しては、一方では政府が経済建設にあわせて策定する高等教育政策に対する疑義が示され、他方では高等教育の需要が非常に高まる中でいっそう開放的で多元的な政策が求められた。そして、とりわけ1994年に行われた「大学法」の改正によって、大学には多くの自主権が与えられ、学術発展の自由も保障された。現行の「大学法」では、第1条で「大学は学術上の自由の保障を受けなければならないとともに、法律が規定する範囲内で自治権を享有する」ことが明記されている。

本章は大きく2つの内容からなる。まず、「大学法」およびその他の関連法規に依拠しながら、1990年代の改革状況と現状を整理する。次に、大学評価制度をまとめている。これらを通じて、台湾の高等教育行政における政府と大学との関係や大学内部の関係の一端を示すことが本章の目的である。なお、本章で主として念頭においているのは「大学法」が規定する高等教育機関であり、その総称として大学の語を用いる。

ここであらかじめ、現行の「大学法」によって規定されている大学の学内組織について説明しておきたい。なぜなら、大学により多くの自主権が与えられることによって、大学内部の組織のあり方がいっそう重要になるからである。まず大学には学長が1名置かれ、校務を総理するとともに校務発展の責任を負い、対外的に大学を代表する。そのもとに各種の行政組織が設置され、各種の会議が開催されるが、行政組織の名称や会議の任務、分担関係などは各大学の組織規程で定めることとされている。ただし、校務会議と教員評価審査委員会は、「大学法」の中で言及されている。校務会議は校務の重大事項を議決する会議で、学長が主宰し、毎学期少なくとも1度は開かれる。学長、副学長、教員代表、学術・行政組織の長および研究者の代表、職員代表、学生代表などから構成される。教員代表は選挙によって選ばれ、会議メンバーの半数以上を占めることとされ、原則としてそのうち

少なくとも 3 分の 2 は教授または副教授の資格を有する者であることが求められている。また、学業、生活、表彰や懲罰に関する規則を制定するときには学生代表を出席させ、その割合は会議メンバーの 1 割以上でなければならないことも規定されている。それ以外の構成メンバーの選出方法や割合は各大学の組織規程で定めることになっている。校務会議の審議事項は、①校務発展計画および予算、②組織規程および重要な規則、③学院、学系、研究科および附属機関の設立、変更、停止、④教務、学生事務、総務、研究およびその他学内的重要事項、⑤教育評価方法、⑥校務会議が設置した委員会あるいはプロジェクトチームの決議事項などとなっている。一方、教員評価審査委員会は、教員の招聘・任用、昇進、停職、解雇などについて審議を行い、この委員会の構成や運用に関する規定は校務会議で審議されることとされている。

以上をまとめると、大学によって学内組織の編成は自由であるが、重要事項は教員代表が少なくとも半数を占める校務会議によって議決され、校務会議の主宰も含めて校務全体を統括する役割を学長が担うという点は法的に定められているのである。なお私立大学に関しては、「私立学校法」の中で董事会を設置することが定められている。

## 2. 1990 年代以降の改革状況 — 大学の自主権の拡大

それでは、1990 年代以降の行政面での改革状況をみていくことにしよう。ここでは教育に関わる事項として①学生募集制度と②教育課程、ヒトに関わる事項として③学長選考制度と④教員資格審査、そしてカネに関わる事項として⑤校務基金制度のあわせて 5 つの内容を取り上げ、従来からの変化と現状を説明する。

### (1) 学生募集制度

大学の学生募集では長い間連合募集方式がとられ、教育部が直接大学入試や学生募集に関わる事項を定めていた。しかし現在は、大学により多くの権限が与えられている。「大学法」第 24 条では「大学の学生募集は、公平、公正、公開の原則に基づき、単独もしくは他大学と連合して行う。その学生募集（試験を含む）方式、定員、受験資格の認定、利益の回避、成績の再審査、受験生からの申し立ての処理手順およびその他遵奉すべき事項の規定は、大学が立案し、教育部に報告して裁定を行った後実施する。」と規定されており、教育部の役割は、この規定にしたがって各大学の学生募集方法と定員を裁定することを除けば、法律に依拠して監督・指導を行うのみとなっている。ただし、一定の監督や指導を通じて教育部の意向が各大学の決定を覆させることは現在でも生じている。たとえば 2006 年に「繁星計画」が試験的に導入されたときには、実施に消極的だった大学に対して教育部が再考を促し、結果的にそれらの大学が実施することにしたという事態があった。

一方、大学側は各大学の学長を代表とする大学学生募集委員会联合会を組織している。

この組織の主な役割は、学生募集方針の討議・策定と、各大学の学生募集要項の調整である。下部組織として、連合分配委員会（原語：聯合分發委員會）と選抜入学総合実施センター（原語：甄選入学彙辦中心）が設置されており、それぞれ試験分配入学と「選抜入学」に関する作業を行っている。教育部は、この聯合会に対して「大学法」にもとづく指導・監督を行うが、上述した各大学の学生募集方法と定員の裁定以外、原則として大学の選抜作業に関与しないとされている。具体的には、試験の日程や選抜方式といった入学者の選抜方法の大枠と募集定員については教育部が一定のコントロールを行うが、どのような試験科目を課すか、各科目の比率をどのように設定するかといった個別の選抜方法は各大学に決定権が認められている。

## （2）教育課程

台湾では従来、質の維持を目的として、大学教育は教育部が制定する規定や基準にしたがって行われていた。学士課程段階では卒業するために 128 単位以上取得することが求められ、そのうち 28 単位については、教育部がすべての大学に対して指定した共通必修科目を学ぶことになっていた。共通必修科目に含まれるのは、1992 年までは表 7-1 のとおりだったが、1993 年からは国語（原語は「國文」、6 単位）、外国語（6 単位）、本国歴史（4 単位）、中華民国憲法・立国精神（4 単位）と、一般教育科目（原語は「通識課程」、8 単位）という 5 つの領域に改められた。これに加えて、軍事訓練と体育も、単位数には計算されないものの必修であった。

表 7-1 1992 年までの教育部指定共通必修科目

科 目	単位数	備 考
国語	8	読解および表現能力を重視すること
外国語	8	
国父思想	4	
中国通史	4	中国文化史を重視すること
中国現代史	2	
中華民国憲法、国際関係、 哲学概論、法学緒論	2	4 つの科目から 1 つを選択すること
総単位数	28	

これに対して「大学法」が修正された 1994 年以降は、とりわけ 1995 年に司法院大法官会議が「教育部指定共通必修科目」を違憲であると正式に宣告したこともあり、教育課程の編成権が大学に与えられている。たとえば、学士課程の修業年限は 4 年が原則であるが、専門分野によっては 1~2 年延長したり、4 年に加えて半年から 2 年の実習を課したりしてもよいことになっているし、碩士課程、博士課程の修業年限はそれぞれ 1~4 年、2~7 年の間で設定することとされている。そしてこうした修業年限の延長や短縮に関しては、大

学が関連の規定を策定し、教育部に報告することになっている。

また「大学法」第 28 条によれば、大学は、ダブルメジャー（原語：双主修）、カリキュラム、学外での選択科目、入学資格の保留、転学、休学、退学、除籍、海外での学歴の認定、服役や出国に関わる学籍の処理など教育課程や学籍に関する事項を学則に記載することになっている。このうち海外での学歴の認定の原則や手順は教育部によって定められることが特に規定されているので、逆に言えば、それ以外の事項に関しては、他の関連法規による制約はあるものの、ある程度までは大学の自主性に任せられているといえよう。

大学によって多様な教育課程が編成されている例として、共通科目に焦点をあててみる。先に述べたように 1994 年の「大学法」改正前後まで共通科目は教育部が統一的に指定してきたが、1999 年に行われた調査では、従来の教育部指定のときと同じ科目を設定している大学は少なく、小幅の調整が行われていたり、科目的分類方法が見直されたりしている。また、専門科目に含まれないものを共通科目であると括っている大学もみられる。全体として、各大学が自らの考え方をしたがって、過去の共通科目のあり方も参考にしながら、共通科目の編成を進めているのが現状である。

### （3）国公立大学における学長選考制度

従来、国公立大学の学長は政府が指名・派遣してきた。1972 年に「大学法」が改正された際、学長の選出方法が明記された。すなわち第 9 条で、「国立（大学——筆者注）は教育部が招聘・任命し、省（市）立は省（市）政府が教育部に提案し、教育部に招聘・任命してもらう。私立は、董事会が教育部に報告し認可を受けた後招聘・任命する」と規定されたのである。したがって、大学内部の者は口をはさむ余地がまったくなかった。なおこのときには同時に、学長は政府職員ではなく学術機関の職員であるとの定義もなされた。

1994 年の「大学法」の修正によって、公立大学には学長選考制度（原語：校長遴選制度）が導入された。現行の「大学法」では、現任学長の任期が終了する 10 か月前に大学が学長選考委員会を設置し、公開された募集手順を経て学長を選出した後、教育部あるいは地方政府が招聘・任命することになっている。大学が設置する学長選考委員会は、大学の校務会議が推薦する大学代表が委員の 5 分の 2、大学が推薦する卒業生の代表および社会の有識者が 5 分の 2 を占め、残りは教育部あるいは地方政府が選んだ代表が委員となることになっている。また、任期終了 10 か月前には、教育部あるいは地方政府が現任学長の評価を行い、当該学長が引き続きその職にとどまってよいかどうかを大学が決定する際の参考とすることも規定されている。なお、新設大学の学長は、国立大学の場合には教育部が選考委員会を設置して直接選出し招聘し、公立大学の場合は主管する地方政府が 2、3 人の候補者を選んだうえで教育部が設置した選考委員会で選出することになっている。

2006 年には国立大学の学長選考委員会の組織や実施方法をより詳細に定めた規定（「国立大学校長遴選委員会組織及運作辦法」）が作られた。それによれば、選考委員会の委員は

11人から21人の間で奇数とし、大学の代表は、少なくとも3分の2は教員の代表でなければならない。この委員会は、候補者の選出方法と選考の手順を決定し、候補者の資格の審査を行い、最終的に学長の人選を行って教育部に報告することなどが任務である。

なお私立大学の学長選考に関してつけ加えれば、上述した1972年の「大学法」改正によって、それまで「董事会が招聘・任命し、教育部に報告して記録にとどめる」という規定だった規定が、先にあげたように教育部の認可を必要とする旨に変更された。教育部の認可を経て招聘・任命されるという手順は現行の「大学法」においても踏襲されている。

#### （4）教員資格審査

従来は、どの大学の教員でも昇任を申請した場合は、教育部の審査を受けて承認を受ける必要があった。教育部は1991年、一定の基準に達した大学に対して自ら教員の昇任に関する事項を審査する権限を与えることを決定し、台湾師範大学を含む10大学が初めてこの権限を与えられた。1994年の「大学法」改正後、この流れはいっそう強化された。

現行法規では、「教師法」において大学を含む高等教育機関の教員資格審査方法は教育部が定めるとされ、それにもとづいて「専科以上の教育機関の教員資格審査方法」が制定されている。これによれば、教員資格審査は基本的には大学が第1次審査を行い、それに続いて教育部が第2次審査を行うことになっている。ただし、教育部が大学に対して自ら審査の第2次審査の一部あるいは全部を行う権限を与え得ることも規定されており、その権限委譲の基準や範囲、作業規定などは教育部が公告するとされている。また、権限を与えられた大学は、この規定よりもいっそう厳格な審査手順と基準を定めることが求められている。

#### （5）国公立大学における財政制度

財政面においても、1994年を画期として大きな変化が見られた。従来国公立大学は財政制度において教育部所属の機関であるとみなされ、教育部がその予算に関する作業を行っていたため、これらの大学の予算および財務運用制度は行政機関で行われるのと同じように執行してきた。そのような状況では、大学が新たな収入源を探したりコストを削減したりするインセンティブが働かないし、大学の管理者はどのように予算を獲得し、それをどのように執行するのかという点に目が向いてしまって大学全体の経営という考えを十分に持つことができず、結果的に予算執行が柔軟でなくなるとともに、非合理的な執行がみられるようになってしまった。また、大学の予算が政府予算の一部を構成することにより、政府予算の他の費目が増加するのに伴い、大学に対して十分な予算を確実に提供することが困難になってきたということもあった。

これまで繰り返し述べているように、1994年の「大学法」改正により、大学自主の原則が確立した。同じ年、教育部が開催した全国教育会議では、公立大学の予算制度を見直し、

各大学の経営責任を強め経営理念を明確にすることが改革の柱の 1 つとして挙げられた。そうした流れの中で構想されてきたのが校務基金制度である。この制度は 1995 年からいいくつかの大学で試験的に始められたが、1999 年に「国立大学等校務基金設置条例」（「国立大学校院校務基金設置条例」、以下条例と略）が制定されるまでは法的根拠を持たないものであり、行政的な位置づけも不明確であった。

現行の条例によれば、校務基金制度は次のようなものである。まず制度の設置目的は、高等教育発展の趨勢に適応し、教育の質向上させ、教育の効果をあげることであるとされている。基金を設置した大学では、すべての収入と支出をこの基金に組み入れなければならない。基金の収支、保管と運用は管理委員会が管理し、校務会議のもとに設置された会計監査委員会が監督する。管理、監督の方法は教育部が定める。管理委員会は 7~15 人の委員を置き、学内の行政職に就いていない教員の代表が少なくとも 3 分の 1 を占めることになっている。委員は学長が選考し、校務委員会の同意を得た後任命する。会計検査委員会も委員は 7~15 人で、校務会議のメンバーから選ばれるが、管理委員会の委員と重複することは認められない。

条例に定められた校務基金の収入源および用途は表 7-2 のとおりである。表にある費用のうち、政府予算からの支出は教育部が手順に則って取り扱い、学雜費の納付基準は教育部の規定によることになっている。また、基金の運用にあたっては、公的あるいは民間の金融機関に預け入れる他、公債や国庫券の購入、その他収益性と安全性があり基金の充実に有用な投資などが規定されている。基金の年度予算編成や執行、決算などは予算法、会計法、決算法といった関連の法令に基づいて行うが、寄付収入、敷地・設備管理収入、生涯教育収入、産学連携収入および運用によって得た収益はその対象外とされ、各大学がそれぞれ收支管理方法を定め、教育部の監督を受けるとされている。

表 7-2 校務基金の収入源および用途

校務基金の収入源	校務基金の用途
一. 政府が編成した予算からの支出	一. 教学および学生奨学金に関する支出
二. 学雜費収入	二. 研究に関する支出
三. 生涯教育収入	三. 生涯教育に関する支出
四. 産学連携収入	四. 産学連携に関する支出
五. 敷地・設備管理収入	五. 資産の増資、拡充、改善に関する支出
六. 寄付収入	六. その他校務の発展と関係のある支出
七. 利子収入	
八. その他の収入	

このような校務基金制度を導入することによって、従来のような政府が一元的に大学の予算を管理するやり方が改められ、多様な財源を確保することができる一方、政府以外のステークホルダーが大きな決定権を握ることも考えられ、大学の自主的な発展を保障する

ために政府支出と自弁経費との比率をどのようにするかが課題となっている。

### 3. 大学評価

台湾では 1970 年代にアメリカから教育評価の考え方が導入され、大学の専門分野ごとの評価が始まられた。1975 年に数学、物理、化学、医学、歯学の 5 つの専門分野の学系、研究科で評価が行われたのを皮切りに、翌年には農学、工学、医学などの学院の評価が、1977 年と 78 年には商学院、法学院、文学院、師範学院の評価が実施された。1991 年からは評価を学術団体に委託することが試験的に進められた。そして 1994 年に「大学法」が改正されたことによって、教育部が大学に対して行う評価は法的根拠を得たのである。

現行の「大学法」第 5 条では、大学が、自ら定めた方法にしたがって、教学、研究、サービス、指導、学内行政および学生参加といった事項について定期的に自己評価を行うことと、教育部が、各大学の発展を促進させることを目的として、評価委員会を設置するか、あるいは学術団体や専門的に評価を行う機関に委託して定期的に大学評価を行うことが規定されている。後者の評価は、教育経費の補助や大学の発展規模を調整する際の参考とすることも明示されている。

2007 年には、教育部が行う評価に関して定めた「大学評価規則」（「大学評鑑辦法」）が公布された。それによれば、大学評価には次の 4 種類がある。1 つは校務評価で、各大学の教務、学生事務、総務、図書、情報、人事および会計などの事務に対して全体的な評価を行う。2 つ目は学院・学系・研究科および教育プログラム（原語：学程）評価で、各大学の学院、学系、研究科、教育プログラムの設計、教員の教学、学生の学習、専門的な水準、教材や設備、行政管理、成果などについて評価する。3 つ目は専門分野評価で、特定領域の学院、学系、研究科、教育課程に対して、研究および教学の成果の評価を行う。そして 4 つ目はプロジェクト評価で、特定の目的やニーズにもとづいて大学の評価を行うものである。このうち最初の 2 つ、すなわち校務評価と学院・学系・研究科および教育プログラム評価は 5~7 年ごとに実施し、3 つ目と 4 つ目は必要に応じて行うことになっている。大学はこれらの評価を受けなければならぬが、しっかりととした自己評価制度を持ち、その自己評価結果が教育部に認められた大学や、教育部が認めた国内外の評価専門機関の評価を受けた大学は、その限りではない。

すでに述べたように、これらの評価は教育部が自ら評価委員会を設置するか、または学術団体や専門的に評価を行う機関に委託して行われる。委託を受けることができる団体・機関は、認可を受けた全国的な学術団体か、認可を受け設立の趣旨が大学教育と関係のある全国的な民間団体か専門機関であって、専門的、客観的な評価を実施する計画を持ち、十分な数の評価分野の専門家と完備された委員選考・研修制度、十分な数の事務職員と健全な組織および会計制度を有していることが求められる。また、必要なときには教育部は

委託を受けた学術団体や専門評価機関の計画、設計、実施、結果報告などに対して事後評価を行うことができる。

評価は次のような手順で行われることになっている。①評価委員会を設置し、全体的な評価事項を統一的に定める。②評価は、実施される1年前に被評価大学に通知される（専門分野評価、プロジェクト評価はその限りではない）。③評価のタイプ、手順、指標、評価結果の処理などを含む評価実施計画が作成され、評価委員会の同意と教育部の認可を経た後公告される。④評価説明会が開かれ、評価計画の実施について被評価大学に詳しく説明される。⑤評価グループが設置され、評価委員会の指導を受けながら評価事務を行う。⑥評価終了後3か月以内に評価レポートの初稿が作成され、被評価大学に通知される。⑦被評価大学から出された申し立ての意見を処理する。⑧評価レポートおよび評価結果が公布される。⑨評価結果の処理方法を定め、定期的に追跡評価を実施する。

「大学法」で評価の結果を教育経費の補助や大学の発展規模を調整する際の参考とすると規定されていることは上述のとおりであるが、「大学評価規則」にはいっそう具体的な規定がみられる。すなわち、評価結果は大学の発展規模、学雜費および経費の補助の参考や根拠とすることができることになっており、このうち大学発展規模の調整には、学院、学系、研究科、教育プログラム、学生募集人数の増加や調整、学生募集の停止といった事項が含まれる。

#### 4. おわりに

1994年の「大学法」改正を主たる契機として、従来政府が有していた多くの権限が大学に委譲され、「大学自主」を基礎とした大学の多様な発展がめざされるようになっている。しかし、高等教育政策の策定と実施において政府は依然として最も重要な役割を演じており、財源が多様化したとはいえ、国公立大学は経費の多くを政府からの支出に頼っているのが現状である。また、国公立大学の学長の選出に関しても、当該大学で候補者を決めることができるようになったものの、最終的な人選は教育部によって行われる。

こうした大学の権限拡大という動きの一環として近年、国立大学の法人化が議論されている。公立大学の法人化じたいは1980年代から提起されていたが、1990年後半に入つて大学の自治や学術の自由を求める考えから国立大学法人化を望む声が高まつた。それを受け教育部は検討を進め、2002年に、「行政法人国立大学」という章を組み込んだ「大学法」改正案を提出し、2003年に立法院での審議にまわされたのである。ただし、改正案が示されて以降、激しい議論が展開されており、大学運営の柔軟性や効率が高まり、大学自身が経営責任を持つといったメリットが強調される一方で、法人化反対の声も小さくない。たとえば2003年3月には国立交通大学の教員団体が「大学行政法人化＝教育部および学長の集権化＋キャンパスの戒厳化」と題する文章を発表して異議を唱えた。また、改正案

では大学が単独で、あるいは複数大学が連合して董事会を設置することになっていたが、その役割と権限が大学自治権と抵触するのではないかとの疑念も出された。そして、2007年11月の時点でも法人化することは合意されていない。

以上のように、大きな流れとしては1990年代以降大学が自主権を有するようになってきており、それを確実にしていくため法令の制定や修正も進められているものの、政府と大学との関係には依然としてあいまいな部分も残っている。国立大学の法人化も含め、今後台湾における高等教育行政がどのように変化するのか、注目していく必要があろう。

### 【参考文献】

- 陳伯璋・蓋浙生主編（2005）『新世紀高等教育政策與行政』高等教育文化事業有限公司。  
陳舜芬（1994）『大學校長遴選』師大書苑有限公司。  
国立教育資料館編（1994a）『我国教育制度發展現況與評估之研究』国立教育資料館。  
国立教育資料館編（1994b）『我国大学教育發展現況與評估之研究』国立教育資料館。  
国立台湾師範大学主編（2003）『教育發展的新方向 為教改開处方』心理出版社。  
黃俊傑（2003）大学通識教育探索：台灣經驗与啓示』中華民国通識教育学会。  
黃政傑主編（1997）『大学的決策與管理』漢文書店。  
黃政傑（2001）『大学教育改革』師大書苑有限公司。  
黃政傑・歐陽教主編（1994）『大学教育的革新』師大書苑有限公司。  
教育部編（1995）『中華民國教育報告書 邁向二十一世紀的教育遠景』教育部。  
教育部「教育部暨所屬館所之法令規章」  
[http://www.edu.tw/EDU\\_WEB/EDU\\_MGT/E0001/EDUION001/private/law.htm](http://www.edu.tw/EDU_WEB/EDU_MGT/E0001/EDUION001/private/law.htm)  
曾建元・陳錫鋒（2005）「從政府改造論大学行政法人化之問題」『教育研究集刊』第51輯  
第1期国立台湾師範大学教育学系，131-164頁。

## 第8章 大学教員

陳 靜如  
(訳: 南部 広孝)

### 1. はじめに

本章では主として台湾の大学教員に関して、概況、養成システム、権限と義務、近年の問題点について紹介し、それによって現在の台湾における大学教員のおおよその状況を示したいと考えている。

最初に大学教員の概況を確認しておきたい。教育部の2003年度大学別専任教員数に関する統計資料が示すように、専門教員数は合計4万4,802人（助教は含まない）で、そのうち男性が3万360人、女性が1万4,442人で、男性の専門教員数は女性の2.1倍となっている。専任教員は教授、副教授、助理教授、講師、その他（教員の招聘任用に基づく研究員、専門技術者などを指す）、そして助教に分けられ、男女別の人数は表8-1に示すようになっている。

表8-1 2003年度男女別専任教員数

	専任教員 数（助教 は除く）	教 授	副 教 授	助 理 教 授	講 師	その他の 教員	助 教
男性	30,360	6,560	8,701	5,317	8,380	1,402	736
女性	14,442	1,142	2,948	2,187	7,459	706	1,934
合計	44,802	7,702	11,649	7,504	15,839	2,108	2,670

ここ10年間、政策的に量的拡充が行われたため、大学数、学生数とともに急速に増加した。こうした量的な拡大は高等教育機会の普及を促し、より多くの人々が大学教育に接することができるようになり、教育機会の不均等や人材浪費の現象も回避することができた。量的な拡大に伴って現れた1つの傾向は、表8-2(次頁)ではっきりと見て取れるように、1986年から公立大学でも私立大学でも学生数の専任教員数に対する比が大きくなつたことで、特に1996年からはその傾向がいっそう明確である。このことは、教員の負担が増加することと、相対的に学生に対して提供できる指導や協力も必然的に減少することを示している。

表 8-2 大学における教員 1 人あたりの学生数

年度	公 立		私 立	
	大 学	独立学院	大 学	独立学院
1976	9.85	10.49	18.56	18.49
1981	9.61	10.04	19.81	13.91
1986	9.71	9.56	20.91	13.53
1991	10.44	8.85	23.43	13.73
1996	11.17	11.31	21.29	17.43
1999	13.18	14.07	24.82	19.26
2000	13.92	15.12	24.86	20.80

## 2. 養成システム

本節では、大学教員の養成システムを紹介する。大学教員の構成、大学教員の資格、大学教員の任用と選抜の 3 点から説明する。

### (1) 大学教員の構成

すでに表 8-1 に示したように、大学教員は教授、副教授、助理教授、講師に分けられる。

一方、大学の行政担当者は次のようになっている。大学は学長 1 名を置き、校務を総理する。また大学の規模により副学長を 1 名か 2 名置き、学長が校務を処理するのに助力するとともに、学術研究を推進することができる。副学長は任期制がとられ、学長が当該組織の規程が定める手順にしたがって教授から選び、教育部（日本の文部科学省に相当）に報告して記録にとどめた後、招聘して兼任させる。各学院には院長 1 名を置き、院務を総理する。学系には主任を各 1 名置き、学系の業務を取り扱う。単独に設置された研究科（原語：研究所）には科長 1 名を置き、研究科の業務を取り扱う。院長、学系主任、科長は任期制をとり、当該学院、学系、研究科がそれぞれ当該組織の規程が定める手順によって教授の中から選出し、学長に報告し招聘を受けて兼任する。教務処、学生事務処、総務処には教務長、学生事務長、総務長を各 1 名置き、教務長、学生事務長は学長が教授を招聘して兼任させる。総務長は学長が副教授以上の人員を招聘して兼任させるか、職員が担当する。秘書室には主任秘書 1 名を置き、図書館には館長 1 名を置いて、学長が副教授以上の教員を招聘して兼任させるか、職員が担当する。大学が個別に設置した組織の長は、組織の種類に応じて、一定の職称以上の教員（職称がそれに相当する人員を含む）を招聘して兼任させるか、または職員が担当することとし、各大学の組織規程において定めることになっている。

## **(2) 大学教員の資格**

大学、独立学院、専科学校の教員は教授、副教授、助理教授、講師に分けられ、授業、研究および指導に従事する。

教授の資格は、①博士学位かそれと同等の学歴証書を有し、学問分野と関係のある研究活動、専門的職業または職務に8年以上従事し、創作、発明、学術上重要な貢献または重要な専門的著作を有する者か、②副教授を3年以上務め、成績が優良であるとともに、重要な専門的著作を有する者で、専科以上の学校の卒業学歴を備えておらず、かつ学術上特殊な貢献を有しており、教育部学術審議委員会委員が2分の1以上出席し、出席した委員の4分の3以上の決議で合格と認めた者である。副教授の資格は、①博士学位かそれと同等の学歴証書を有し、学問分野と関係のある研究活動、専門的な職業や職務に4年以上従事するとともに、専門的著作を有する者か、②助理教授を3年以上務め、成績が優良であるとともに、専門的著作を有する者となっている。助理教授となるのは、①博士学位かそれと同等の学歴証書を有し、成績が優良であるとともに、専門的著作を有する者、②修士学位かそれと同等の学歴証書を有し、学問分野と関係のある研究活動、専門的な職業や職務に4年以上従事するとともに、専門的著作を有する者、③大学または独立学院の医学系、漢方医学系、歯学系を卒業し、臨床業務を9年以上行い、そのうち少なくとも医学センターの主治医師を4年以上務め、成績が優良であるとともに、専門的著作を有する者、④講師を3年以上務め、成績が優良であるとともに、専門的著作を有する者のいずれかの資格を持つ者である。最後に講師の資格は次の3つ、すなわち①研究院、研究科で修士学位かそれと同等の学歴証書を獲得し、成績が優良である者、②大学または独立学院を卒業し、助教として教学・研究を手助けする業務を4年以上務め、成績が優良であるとともに、専門的著作を有する者、③大学または独立学院を卒業し、学問分野と関係のある研究活動、専門的な職業や職務に6年以上従事するとともに、専門的著作を有する者である。

## **(3) 大学教員の任用と選抜**

ここでは、大学の学長、学術・行政組織の長、教員がどのようにして任に就くのかについて概要を説明する。

公立大学の学長は、1994年以前は教育部が招聘任命するか、地方政府が教育部に提案して招聘任命されていた。1994年の「大学法」修正後には、各大学が教員の代表が2分の1以上を占める選考委員会を組織して2~3人を選考し、国立大学では各大学が教育部の組織する選考委員会に報告して同委員会が選考招聘を行い、その他の公立大学では各主管政府が教育部の組織する選考委員会に報告して同委員会が選考招聘を行うことになった。私立大学においては、学長は董事会が教育部に報告し認可を受けた後招聘任用することになっているが、1994年に修正された「大学法」および「大学法施行細則」の規定によって、私立大学の董事会は教育部に報告して人選の認可を受ける前に、まず公立大学と同様の選

考委員会を組織しなければならなくなつた。私立大学の学長の人選も、以前の董事会による独占から大学教員の意見を必ず入れるように改められたのである。

学内の学術・行政組織の長は選挙を通じて就任し、院長、学系主任、科長の就任にあたっては、学長が直接あるいは院長が学長と協議して教授を招聘し兼任させるという従来の規定から、当該学院、学系、研究科が教授の中から選出し、学長に報告して招聘し兼任させるよう改められた。これによって校内の民主的手順が透明化され、各学系の決定が尊重され、学術的な質が向上した。

教員の招聘任用は、修正前の「大学法」の規定によれば、大学の教員は科長または学系主任が院長と打ち合わせて教員任用評価審査委員会に提案し審議した後、学長が招聘任用することになっていた。そのため科長、学系主任に独創的な「提案・評価権」があり、かつ関連する教員の解雇や停職、不再任が学系主任の好き嫌いによって左右され、教員は招聘任用された後も具体的な保障を得ることができなかつた。修正後の「大学法」では、教員任用評価審査委員会は3つのレベル、学系・研究科、学院、大学の教員任用評価審査委員会に分けられ、選考の他、解雇、停職なども必ず3つのレベルの教員任用評価審査委員会を経て、下のレベルから上のレベルに発議されることになった。そのようになった背景には、教員の学術成果および研究・教学能力は同一専門領域の教員および学生が最も詳しくわかるはずだという考え方や、招聘の権限を学系主任のみに与えるよりは学系・研究科の教員任用評価審査委員会に与えるのがよいという考えがある。各大学で教員任用評価審査委員会を構成するにあたっては、その構成員は学系、研究科、学院が各レベルの教員任用評価審査委員会で当然委員となる他、他の構成員は各当該学院、学系が推薦する教授によって構成することになっている。このように、教員の選考と解雇は学術・行政組織の長のコントロールから離れ、学系、研究科のすべての教員の参与へと立ち返っている。

また、大学は教員申立評議委員会を設け、教員の解雇、停職などの決定に関する不服の申し立てについて評議を行う。その構成は、各大学の組織規程で定めることになっている。申立評議委員会の裁決は、当事者が司法訴訟を起こす権利には影響を与えないとされる。

### 3. 教員の権利と義務

本節ではまず教員の権利と義務について簡単に説明し、それから大学教員の招聘任用、授業時数、兼職規定、収入、賞罰、退職について説明する。

#### (1) 権利と義務

大学教員は招聘任用を受けた後、関連法令や大学の規則の規定により、以下の権利を享受する。すなわち、①大学の教学および行政事項に対して改革意見を提案すること、②待遇、福利、退職、補償、手当付き解雇（原語：資謹）、保険等に関する権益と保障を享有す

ること、③在職研修、研究および学術交流活動に参加すること、④教員組織に参加とともに、法令や規定によって行うその他の活動に参与すること、⑤教育行政主管部門や大学の本人に関わる措置について、違法あるいはその権益を不当に損なうと考えたときに、法によって申し立てを行いうること、⑥教員の教学および学生指導は法令および大学の規則により専門的自主性を享有すること、⑦法令が別に規定するものを除き、教員は教育行政機関や大学が差配する、教学とは無関係の業務や活動への参与を拒絶することができること、⑧その他、法律により享受すべき権利である。

教員はまた、法令を遵守し招聘契約を履行しなければならない他、次に挙げる義務を負う。それは、①招聘契約の規定を遵守し、大学の名誉を傷つけないこと、②学生の教育を受ける権利を積極的に擁護すること、③関連法規や大学によって割り当てられたカリキュラムについて教学活動を行うこと、④学生を指導あるいはしつけ、その適性の発達を導くとともに、健全な人格を育成すること、⑤教学に関する研究や研修に従事すること、⑥職分を厳守し、良識に基づき、教員としてのるべき姿と専門職としての精神を發揚すること、⑦関連の法令により大学の学術、行政活動および社会教育活動に参与すること、⑧法律の規定によらないで、学生個人やその家庭の資料を漏洩してはならないこと、⑨指導教員を担当すること、⑩その他、法律の規定により果たすべき義務である。

## （2）大学教員の招聘任期

大学教員の招聘任用は、新規採用、継続採用および長期招聘任用の 3 つに分けられる。その招聘任用は、公平、公正、公開を原則とし、メディア媒体または学術刊行物において招聘に関する情報を掲載しなければならない。新規採用、継続採用の期間および長期招聘任用の資格は、関連する法律の規定によって取り扱わなければならない。

教員で長期招聘任用となった者は、重大な違法で職を失うようなできごとがあり、学系（研究科）事務会議の議決を経るとともに、教員任用評価審査委員会の採決を経た場合を除いて、解雇や停職となることはない。教員で解雇や停職の処置に不服な者は、申立評議委員会に提訴ができる。

招聘の任期は、新規採用は 1 年とし、継続採用の場合、最初は 1 年、それ以降の継続採用は毎回 2 年となっている。

## （3）大学教員の授業時数に関する規定

専任教員の場合、毎週の基本授業時数は原則として、教授 8 時間、副教授 9 時間、助教授 9~10 時間、講師 10 時間となっている（兼任教員については次項を参照のこと）。

21 世紀における高等教育の発展に適応するとともに、大学教員の人的資源を弾力的に運用し、各大学の学術研修水準の基盤を固めるためには、以前教育部が制定した大学教員の授業時数に関する規定は徐々に各大学の教務および研究の発展の要求に合致しなくなつて

いた。国の高等教育の将来的な発展の基礎を固めることに着目するとともに、大学自主に適合させるという考えのもと、2003年に「公立大学専任教員基本授業時数の編成・配分に関する注意事項」が制定され、大学に対して専任教員の授業時数を柔軟に編成・配分する権限が与えられた。この注意事項は、旧来の規定に基づき、それを弾力的に調整している。たとえば専任教員は、毎週の基本的な授業時数は教授8時間、副教授9時間などを維持し、超過時間手当は4時間を超えてはならないことなどもそのままで変わっていない。しかし、各大学の実際の執行を考慮するため、専任教員の毎週の基本的授業時数は1年あるいは2年の平均値で計算してもよいことになり、各大学はまた「研究を主とする教員」の認定方法および弾力的に授業時数を調整する原則を策定してもよいことになった。

#### (4) 大学教員の兼職規定

教育部が制定した「公立の各段階の学校における専任教員の兼職を処理する原則」によれば、教員が兼任する職務は教学や研究で優れた領域に関するものに限定され、教員の兼任する職務が経常的な業務の実施を主とするものであれば、その兼職の時数は毎週合計で8時間を超えてはならないが、教員の産学協力に参加したいという希望を高めるため、教員の大学外での兼職およびその報酬等の制限は緩和されつつある。参考として、公立大学の兼任教員時間手当支給基準を示す(表8-3)。たとえば兼任教授の場合、時間手当は $795\text{ (元)} \times 5.5\text{ (一学期として計算)} \times 4\text{ (毎月 4 週として計算)} \times 2\text{ (単位)}$ となる。

表8-3 公立大学における兼任教員時間手当支給基準(単位:元)

職 階	支 給 額		備 考
	昼間の授業	夜間の授業	
教 授	795	830	一. 夜間の授業は午後6時以降のものである。
副 教 授	685	710	二. 本表は1997年3月21日から実施する。
助 理 教 授	630	665	
講 師	575	615	

#### (5) 大学教員の収入

大学教員の給与は俸級によって計算し、教授レベルについて言えば俸級は1級から9級まであり、俸級が高いほど支給される給与額が大きい。等級額は最高770から475で計算され、月当たり支給額は4万9,965元から3万6,795元と異なっている。教員は月当たり支給額の他、学術研究費も受け取っており、毎月の受取額はあわせて10万2,235元から8万9,065元となっている。副教授、助理教授などもこのようになっている。表8-4(次頁)は教授、副教授、助理教授、講師、助教の簡略化した俸給表である。

表 8-4 2001 年度大学教員および助教の俸給表

職 階	級別	等級額	月支給額	学術研究費	月支給額合計
教 授	1-9	770-475	49,965-36,795	52,270	102,235-89,065
副 教 授	4-13	710-350	48,710-29,585	43,360	92,070-72,945
助理教授	8-17	650-310	45,575-27,705	37,825	83,400-65,530
講 師	10-21	625-245	44,320-23,945	29,655	73,975-53,600
助 教	16-25	450-200	34,290-21,120	21,330	55,620-42,450

学術研究機関の研究者も、その職務のレベルによりそれぞれこの表の規定にもとづいており、研究員は教授に、副研究員は副教授に、助理研究員は助理教授に、研究助理は講師に対応する。ただし、「教育人員任用条例」が修正施行される前に選考任用された講師、助教のレベルに相当する現職者は、修正後の資格に合致することを審査認定されるまでは、もとの職務レベルにより認定する。

#### (6) 大学教員の賞罰

大学の教学研究の質を確保するため、教育部は大学に対して自主的に関連する管理規則を制定し、兼職の時間と金額の上限を合理的に制限するとともに、教員の専門的評価を行い、望ましくないと評価された教員には兼職を認めないようにすることを要求している。それによって、現行の 3 万から 5 万元までの教員学術研究費は削減されるかもしれない。

行政機関が実施し始めた業績賞与の措置に対応するために、「大学教員業績賞与制度」の実施が計画され、政府は国立大学教員業績賞与基金に平均 1 人あたり 5,000 元を組み入れ、各大学の校務基金からも一定の比率で支出された。業績賞与の評価指標、評価基準および支給する教員の人数は、権限を与えて各大学が自ら決定することになっている。これによって大学教員の画一的な待遇が打ち破られ、大学教員で教学研究の成果が特に優れた者を奨励するとともに、大学が世界各地の優秀な人材が帰国して教員になるよう招聘するのを助けることになった。

教員の水準を向上させるため、特に教員奨励制度を設け、現在すでに奨励を実施している大学が 64 校あり、まだ実施していない大学が 12 校ある。この制度では各大学がそれぞれ、専任教員教学優良奨励規則（教学面）、専任教員プロジェクト研究計画執行奨励規則、専任教員国内外学術会議出席規則、教員学術研究奨励規則、教員学術著作奨励規則（以上、研究面）などを定めている。約 96% の大学は教員の在職研修に補助を与えるとともに、教育部や国家科学委員会の関連規定にあわせて、教員が在職のまま学術講演、研究・研修を行うよう申請する各種の規則を定め、同時に実際の研究状況にしたがって休職して給与の支給を停止したり、在職して給与の支給も受けたりすることを申請することを認めている。懲罰に関しては、主として教員が著作の剽窃を行った場合について説明する。教育部の

関連規定では、大学が教員の著作の剽窃事件を処理するにあたって、関連する委員の選考は回避の原則を遵守し、審査の客観性と公平性を維持することになっている。学外の関連専門領域の公正な学者に送付して審査を依頼する前に、送付する予定の審査者と被検挙者との関係を主体的に明らかにしなければならず、教員と学生の関係や、三親等以内の血縁関係、婚姻・姻戚関係、学術協力の関係あるいは利害関係にある者については回避しなければならない。利害関係者の認定は大学が行う。必要な場合、学外の学者や専門家を招いて共同でプロジェクトグループを組織して審査を行うこともできる。また、4か月以内に処理を終えなければならず、調査の過程で時間をかけすぎて、当事者や学生の教育を受ける権益に影響を与えることがないようにし、また大学が対外的に説明したり、校内のよい雰囲気を維持したりするのに不利になることがないようにしなければならない。

#### （7）大学教員の退職

「学校教職員退職条例」によれば、任職が5年以上で年齢が60歳に達している者や任職が25年に達している者は、退職を申請することができ、担当した職務に対して身体や能力の上で制限がある者は、条件の緩和を斟酌することができる。しかし、55歳よりも低くなつてはならない。65歳に達した者あるいは心神喪失もしくは身体に障害がある者で職務を担当するのに耐えられない者は、速やかに退職しなければならない。

退職金の支給は次のとおりである。退職金には、一度に全額を受け取る退職金である一次退職金と、毎月支給される退職金である月毎退職金がある。

- ①任職が5年以上で15年に満たない者は、一次退職金を支給する。
- ②任職が15年以上の者は、退職者が以下の退職金支給から1つを選択して受け取る。
  1. 2分の1の一次退職金と2分の1の月毎退職金をあわせて受け取る。
  2. 3分の1の一次退職金と3分の2の月毎退職金をあわせて受け取る。
  3. 4分の1の一次退職金と4分の3の月毎退職金をあわせて受け取る。

一次退職金と月毎退職金についてはそれぞれ次のような規定になっている。

1. 一次退職金は、退職となった日に在職していた同じ俸級の者の本給の2倍を基数として、任職1年ごとに基数を1.5増やし、最高は35年で基数は53である。端数が6か月に満たない場合は基数を1増やし、6か月以上のものは1年として計算する。教職員が55歳に満たないときには、自ら繰り上げ退職を希望することができ、その場合には基数5の分だけ退職金を加える。
2. 月毎退職金は、在職していた同じ俸級の者の本給の2倍を基数として、任職1年ごとに基数の2%に照らして支給し、最高は35年で70%を限度として支給する。端数が半年に満たない者には1%を加え、半年以上で1年に満たない者は1年として計算する。年齢が50歳に満たず業務能力がありながら退職を申請した者、あるいは年齢が65歳に達するも引き続き業務に従事する者は、月毎退職金を選択して

受け取ったり、一次退職金とあわせて受け取ったりしてはならない。ただし、研究上優れた成果を有する者、学術上の声望がある大学教授で引き続き業務に従事する者、この条例の修正施行前に退職の申請を提出するか、あるいは引き続き業務に従事することが認められていた者は、この限りではない。

#### 4. 近年の問題点

##### (1) 大学人事の自主性

大学の自主的な発展の趨勢に適応し、大学の学術上の自主に対する責任を強化するために、教育部は 1991 年に「大学および独立学院に自ら教員資格審査を行う権限を与えることに関する作業要點」を制定し、条件に合致し、大学内部の教員資格審査制度が健全に運営され、学術審査監視メカニズムが良好な大学を年ごとに選定し、自ら教員資格審査を行う権限を与えることとした。2002 年までに 32 大学が権限を与えられており、それは全大学の 20% を占めている。

台北医学大学は教員構成および申請した審査の合格率がすでに自ら審査を行う権限を与える基準に合致しており、実地訪問視察を経て、各レベルの教員任用評価審査委員会の組織および運営が良好で関連する制度および規則も完備していると考えられたため、2004 年からまず自ら教員資格を審査することを試験的に始め、3 年間の観察期間が与えられ、期間終了後再び実地訪問視察を行い、正式に権限を授与するかどうかを決定することとされた。国立暨南国際大学は、2002 年に実地訪問視察を経て同大学が自ら教員資格を行う観察期間に入ることに原則合意され、同大学が関連規則の修正を行った後、教育部は 2004 年から自ら教員資格を審査することを試験的に始めるに同意した。

##### (2) 学術組織の長と学内会議の権限・責任を明確化する必要性

台湾の伝統的な学長と各レベルの学術組織の長は大きな行政権限を有しており、かつてはそれを過当に使用したこともあり、大学内部の運営を混乱させたが、それによって学長と校務会議との間で権限と責任が明確でないことが明らかとなった。アメリカの大学では、公立であろうが私立であろうが、学内のいかなる会議の決定も生じることがなく、学長は執行の規定に照らしてものとを決める。1 大学の長は、実際の運営では当然多数の意見を尊重するが、学長の決定権は、システム上は董事会の制約のみを受ける。台湾においても、学内の同僚を代表する者が構成する会議は業務の協議とみなすべきであって、行政部門に対する民意代表の監督・制約ではない。しかも学内の全学的な会議は 1 つではなく、たとえば教師評価審査委員会、教務会議、学務会議などがあり、それぞれ役割を有していて、校務会議が他の会議よりも一段上に位置づくものとしてそれらを代表するわけでもない。

### **(3) 学長および学術組織の長の選考方式の改善**

台湾における大学学長の選考は従来、公立大学であれば、教育部が選考し招聘を行っており、私立大学であれば、董事会が選考し招聘を行っていて、法理上明らかな間違いはない。しかし、学長は学術的リーダーであり、選考の過程で学内外の学術専門家の意見を多く聴取することは当然なされるべきである。なぜなら、欧米の公私立大学では、学長選考の決定は董事会が行うが、選考し招聘する手続きでは必ず各界の意見を広範に聴取するからである。したがって、一方では民主の風土を十分に反映し、他方では董事会が学長を所管する管理権を尊重して、学長は董事会に対して校務運営の責任を負うことになる。そもそも学長と各レベルの学術組織の長が学術組織のリーダーであり、管理の責任を負うのであれば、管理者が被管理者の直接選挙によって生まれることになり、そこには基本的な矛盾がある。西洋の大学における組織の長の選考・招聘では、台湾で現在行われているような教授による直接選挙は非常に少ないが、それは彼らの民主的素養が十分でないということではなく、彼らが権限と責任が合致するという基本的な運営原則を尊重しているということである。台湾の大学は観念的な共通認識をつくりあげなければならないのみならず、現行の教育部が新たに修正した「大学法」もすでに学長の選考および校務会議の運営について重ねて規定しており、そのことは校務の順調な運営と発展にとって有利である。

### **(4) 学長の責任と権限**

現行の「大学法」は、学長は校務を総理し、校務会議を主宰すると規定しているので、学長は校務の行政責任者であるのみならず、大学内部の代議制民主組織の会議主席でもあり、1人が2つの異なる役割を負った組織の責任者を兼ねている。校務会議は校務の重要な規則について審議を行うだけでなく、同時に具体的な案件（学院、学系の設立、変更と教務、学務、研究）について決議権を有しており、校務会議自身そもそも構造的に欠陥があるため、そこでなされた決議が学術責任の理念に合致すると期待することは困難である。学長は、校務会議が決議したことを探し進める責任を負うとともに、校務会議の主席である。このような状況において、学長は、もし校務会議の決議がはっきりと違法であるというわけではないが自らの学術理念とは相容れないと考えた場合、それを拒否して執行しないことができるだろうか。

また「大学法」が学長の役割について1人2役を規定していることによって、学長には権限はあるが責任はないという状況か、あるいは責任はあるが権限はないという状況をつくり出してしまう。権限はあるが責任はないという状況は、毎学期1日間だけ校務会議で冷ややかな嘲笑や辛辣な風刺を受けるのを除けば、他の日々は独断専行して、人事定員を掌握し、財務予算配分を主導し、違法でない限りすべての裁量権を手中にしており、教育部でもコントロールすることができないということである。責任はあるが権限はないという状況では、学長はすべて校務会議の決議を最高指導原則とし、すべての事務について校

務会議に裏書きを与える、学長は教員の招聘任用や解雇、継続雇用の非更新についてまったく口をはさむ余地がなく、すべてのことが各委員会で決議されることを意味する。

#### （5）法規の限界

大学の属性は公的機関と同じではないが、台湾では体制として教育機関を公的機関と同じものとしているため、調達、人事、会計などの業務ではいずれも公務機関と同類の管轄を受ける。大学にはまだ合理的な柔軟性がないため、効率が悪く、また急速な社会の変化や産業の進展による人材のニーズに適応するのが困難でもある。大学の卓越性を追求するため、現在積極的に教育機関を公的機関と同一視しないことを推進するとともに、人事、会計などの制度面から規制を緩和しようとしている。

#### （6）人事制度について

大学教員の人事に関する規定は現在、行政命令のような形がとられていることが多い。例を挙げると、第1に出向に関しては、教育部は、国立大学教員について、他の機関や行政機関の業務が公営・民営の事業組織と産学協力をしたり、民意代表を担ったりしなければならないなどの理由から、「教員出向処理原則」によって出向の手続きを行っているが、現在のところ、行政命令で規定しているのみである。第2に兼職については、「教育人員任用条例」第34条で専任教員は法令が規定する場合を除いて学外で兼務教員となったり兼職したりしてはならないことが規定されている他、教育部は「公務員服務法」の兼職に関する規定や「行政院が所属公務員の出向および兼職を制限することに関する要点」をあわせて斟酌し、教員の兼職、教員の兼務の範囲および認可の手順について行政命令・通達で規定している。第3に営利事業への投資の制限では、教育部は「公務員服務法」の投資の制限に関する規定を斟酌し、教員の投資の制限について行政命令・通達で規定している。

このように多くの点が行政命令のような形で規定されている。「行政手続法」の施行後、同法第174条の1の規定により、行政機関が「中央法規基準法」第7条によって制定した命令で、法律をもって規定するか、あるいは法律にその権限授与の根拠を明記しなければならないものは、同法施行後2年以内に法律をもって規定するか、あるいは法律にその権限授与の根拠を明記しなければならないとされている。したがって、教員の兼職、教員の兼務、出向、営利事業への投資の制限など現在教育部が法規命令や通達で行っている規定は、将来法律で定めるか、法律の中で権限授与の根拠を与えなければならない。

また、大学と行政機関は明らかに異なる2つの組織であり、運営方法も構成員の性質も明らかに異なるので、初等・中等教育機関が公教分離を行うのはまだ適切でないとしても、大学にはかなり大きな人事制度の柔軟性が考慮されるべきである。

## (7) 評価メカニズムの確立

教員の評価に対する知識を高め、評価に関するプロフェッショナルな意識と専門的な能力を備えた人材を育成し、それによって評価活動の推進をより専門的、持続的なものにするため、専門的な評価組織を設置して各大学の外部評価活動を行うことは非常に重要である。ただ現在は、専門的な評価組織を設置しようとしても法令の修正、人員および経費、送来的な運用など多くの問題が関わっており、現段階ではまだすぐに設置するというわけにはいかない。教育部はすでに台北市立師範学院に実現可能性についての研究を委託しており、その研究成果が明らかになるのを待つて、関連の計画を進めようとしている。

現在教育部は、専門学術団体に委託して専門分野の評価を行っているが、医学分野の評価のみが追跡訪問視察を実施しており、当該計画は5年間であるため、第1年、第2年に実地訪問視察を行った後、評価報告で1、2年後再度追跡訪問視察を行うことが述べられており、計画の5年間で追跡報告を完成させることになっている。その他次々と進められている専門分野の評価はいずれも1、2年で評価を終え、全体的な評価報告を提出する計画であるが、各大学の改善すべき事項について追跡訪問視察をするには至っていない。評価活動は非常に繁雑で専門的であるので、政府機関の人員が不足している状況では、実際にそれを負担するだけの力がなく、将来評価を専門的に行う組織機関が設置されれば、1つの制度化された評価メカニズム（追跡・改善メカニズムを含む）を作り上げ、継続的に各種の評価活動を行うことが可能となるだろう。

## 5. おわりに

台湾では教員の質を高めるために、他大学での授業担当、補助、懲罰などの措置が具体的に進められている。また近年、国立大学の学・雜費収入を教員の各種給与に支出できるように管理が緩和されている。「国立大学校務基金管理および監督規則」によれば、学雜費収入を、各種給与をやりくりする自弁経費の範囲内に組み入れて用いることや、定員内教員の本給（年功制の給与）支給以外の給与（業績奨金を含む）および当該大学で雇用した者の給与に用いることができ、その支給基準は各大学が定めることになっている。学術研究費も等級に応じて支給することができる。大学教員の待遇の硬直化や画一的平等という問題を改善するため、各タイプの優れた大学が国内外の一流の教員を招聘して特別招聘教授とするのを支援するようになっている。任期中は、本給（年功制の給与）、追加給与（学術研究費）を支給する他、さらに研究奨励費を支給することができ、最高の給与水準は国外の待遇を参考にしてもよく、それによって教学・研究水準の向上をはかるとされている。

教員と学生の権益の保障という点では、大学教員の研究と授業の自由は近年あまり政治的または社会的な勢力の不当な関与を受けなくなっている。教員が大学、学院、学系の意志決定に参与する権利は、「大学法」および大学の組織規程における保障を受けている。

今後の台湾高等教育の人的側面について言えば、大学人事の自主性を高め、各種の権限と責任を明確にし、選考方式を改めるなどして、大学教員がその教学、研究、行政の質を高められるようにしなければならない。

## 第9章 高等教育交流

石森 広美

### 1. はじめに

グローバル化の進展に伴い、台湾の高等教育はますます国際化し、国際的な学生流動化のダイナミズムが増進し続けている。本章では、高等教育段階における国際交流に着目し、外国に留学する台湾人学生、逆に外国から台湾に留学に来る外国人学生の動向を探るとともに、どのような学術交流が展開されているのか、そこにどのような変遷が見られるのかについて分析する。またこのような状況下で、台湾では政府や大学が国際教育交流をどう展開しようとしているのか検討し、台湾における高等教育交流の特質を探ることを目的とする。

### 2. 教育交流支援政策

台湾では 1947 年に教育部が国内および国際レベルにおいての学術文化交流を推進すべく、国際文化教育事業所（BICER）を設立した。海外にもすでに 22 の事務所を開設し、国内外から教育交流をサポートする体制を整えている（『Education in Taiwan 2006』）。そして政府はこの事業所と連携し国際的な学術・文化面での協働を促進するため、外国の高等教育機関との学際協力関係の構築をめざす大学への援助活動を展開してきた。具体的には、海外の学校や研究機関と協力関係を築くだけでなく、台湾における国際会議開催あるいは台湾の研究者が海外での国際会議に参加できるようにするための奨励事業、さらには台湾に留学を希望する外国人学生の獲得支援対策、教師の国際的かつ文化的な交流活動やセミナー、トレーニング等への参加推進事業なども精力的に展開している。また、高等教育機関における二者協定の組織化、台湾の大学生や博士課程の学生および研究者に東南アジアにおける学術交流や海外での国際会議、学会などへの参加を促す活動、アジア太平洋経済協力（APEC）、経済協力開発機構（OECD）、アジア太平洋大学交流機構（UMAP）、EI（Education International）などの主要な国際的学術機関への参加支援も行っている。

台湾の学生がグローバル社会において自らの視野を広げるために、教育部は奨学金留学制度も保証している。それには 2 つの方向性があり、台湾人学生の留学支援のための「政府による奨学金制度」と、台湾で学ぶ希望を持つ外国人学生を吸引するための「台湾奨学

金プログラム (Taiwan Scholarship Program)」である。後者については現在のところ BICER が主幹となり、ひときわ優れた外国人学生が台湾において研究活動を展開することを推奨し、学術交流を強化する契機にしようとしている。この「台湾奨学金プログラム」は教育部以外にも外交部、経済部、行政院国家科学委員会などの政府諸機関の財政支援も受けており、2004 年には 555 人、2005 年には 713 人の外国人学生がこの制度によって台湾に留学する機会を得た。教育部は 2007 年には 1,000 人の外国人学生にこの制度を適用させると表明している (『Education in Taiwan 2006』)。

また BICER は、外国人学生に特別あるいは一般奨学金制度を提供するシステム作りに加え、台湾の学生についても奨学金を獲得し海外留学ができるよう政府、文化教育機関および経済組織、企業とも積極的に連携し協力をしている。日本側のそれについて付記すれば、毎年台湾の学生に計 160 の奨学資金制度を提供している 17 か国の中の 1 つである。

優秀な外国人学生の誘致という意味では、奨学金制度のみならず情報提供にも力を注いでいる。台湾留学に関するウェブサイトの充実のほか、教育部は「台湾教育情報センター」(Taiwan Educational Information Center) をすでにアメリカ合衆国、英国、日本、韓国、フランス、ロシア、オーストラリアといった国々に設立したが、今後さらに増設していく予定である。

このように台湾政府は教育部を中心として BICER や関係諸機関と相互に連動しながら、目下、高等教育レベルの交流を推し進めるための枠組みと支援体制の整備を進め、高等教育交流の活発化を図っている状況であり、学術レベルの教育交流を重要視してきていることがうかがえる。

### 3. 台湾人学生の海外留学

台湾において、これまで学生がどこを留学先に選択し、どのくらいの学生が海外への留学を志しているのかを解明することは、台湾の教育交流の変遷を探るうえで不可欠な視点である。そこで、ここでは 1988~2006 年までの過去 18 年における、外国の留学ビザを獲得した台湾人学生数を概観し、その留学先やビザ取得者数の推移から台湾における留学希望の動向に関しての何らかの傾向の抽出を試みたい。

表 9-1 (次頁) は、主要留学先の国別留学ビザ取得者数の 1988~2006 年までの推移を隔年で表示したものである。1987 年 7 月「戒厳令」解除後、政治の自由化と民主化を急速に推進してきた社会的背景もあり、1989 年に留学希望者が大幅に増加した。以降、年度によって若干の減少が見られた年もあるものの、全体の傾向として留学希望者総数は現在まで増加し続けている。

留学希望先主要 8 か国は、アメリカ合衆国、カナダ、英国、フランス、ドイツ、オーストラリア、ニュージーランド、日本である。表 9-1 に示したデータによると、留学先の

表 9-1 主要留学先の国別留学ビザ取得者数の推移（1988～2006 年）

	1988年	1990年	1992年	1994年	1996年	1998年	2000年	2002年	2004年	2006年
アメリカ合衆国	6382	12002	12936	10309	14325	13109	15547	13767	14054	16451
カナダ	15	1652	1671	1997	3031	2359	2583	2433	2149	1997
英国	49	2324	2021	3968	5905	6173	8567	9548	9207	9653
フランス	115	533	535	457	437	342	552	529	580	690
ドイツ	144	635	460	481	312	305	313	400	402	512
オーストラリア	41		1508	2187	2884	2092	2104	2894	2246	2862
ニュージーランド	2		290	701	275	342	496	740	534	538
日本	1430	2145	2053	1350	1480	1649	1753	1745	1556	2108
その他の国						171	900	1775	1797	2360
合計	8178	19291	21474	21446	26939	26371	32807	33791	32525	37171

変遷における最大の特徴として指摘できるのは、80 年代までは留学先はアメリカもしくは日本、と二極化していたが、90 年代以降徐々にそれ以外の国々への留学者数を伸ばしていることである。

今日までの累計でみると、留学先として不動の位置を占めるのがアメリカ合衆国であることは明白である。次いで英国であり、これら二大英語国家は他国を大きく引き離している。そして前述の留学ビザ取得者数上位 8 か国の中で、5 か国を英語圏国家が占めている。このことは言語上の問題が大きく関係しており、国際語としての英語が持つ有用性と重要性を明確に表しているといえる。アジアでは日本が唯一の上位国であり、1988 年から 2006 年までの留学生ビザ取得人数の総計としては、アメリカ合衆国、英国、オーストラリアに次いで 4 番目に多い。実のところ 2004 年までは日本は 3 番目であったのだが、93 年以降オーストラリアへの留学希望者が増加し続け、2005 年に 3 位と 4 位が逆転したのである（2005 年までのビザ取得者数；オーストラリア 3 万 2,723 人、日本 3 万 1,870 人）。

一方、日本が受け入れる留学生数に着目すると、中国、韓国に次いで台湾人学生が 3 番目に多く、台湾人は日本に滞在する留学生総数全体の約 3.6% を占める（短期留学生を除く。独立行政法人日本学生支援機構データ（平成 18 年）<<http://www.jasso.go.jp/>>）。補足すると、全体に占める割合が低いのは、近年中国からの留学生が急増しているからである。

台湾と日本は緊密な関係を維持し相互に教育交流を展開してきたが、台湾における日本への留学希望者は 91 年をピークにやや減少し、その後横這い状態であり目立った増加は見られない。一方、表 9-1 が示すように、英国、オーストラリアへ留学する台湾人学生は増加傾向を示している。志向の多様化・個性化により、アメリカ合衆国以外の英語圏への留学希望者は今後も増加を示すことが予想される。

また、ここで注目されるのは「その他の国」の増加である。表 9-1 からも明らかなように、特に 98 年以降、主要 8 か国以外の国々を留学先として選択する学生は毎年着実に増えており、2001 年以降はその傾向が顕著である。2001 年以降の具体的な「その他」の国の一覧は表 9-2 のとおりである。

表9-2 2001年以降の「その他の国々」

年	合計 人数	「その他の国々」の内訳
2001年	760	シンガポール：684人；イタリア：156人；ロシア：136人；スペイン：128人；フィリピン：112人；スイス：100人；オランダ：89人；オーストリア：66人；韓国：66人；タイ：56人；南アフリカ：46人；ベルギー：31人；インド：27人；スウェーデン：20人；アイルランド：12人；フィンランド：11人；チェコ共和国：8人；トルコ：6人；デンマーク4人；ノルウェー1人；アイスランド：1人；
2002年	975	スペイン 179人；イタリア 154人；オランダ 135人；スイス 100人；ロシア 94人；韓国 75人；タイ 70人；インド 45人；ベルギー 34人；南アフリカ 26人；スウェーデン 20人；フィンランド 11人；アイルランド 10人；デンマーク 8人；トルコ 8人；チェコ共和国 6人。
2003年	1,719	シンガポール 700人；イタリア 209人；スペイン 206人；オランダ 119人；韓国 89人；スイス 85人；ロシア 78人；タイ 65人；スウェーデン 56人；インド 29人；ベルギー 28人；アイルランド 17人；南アフリカ 16人；デンマーク 13人；チェコ共和国 5人；フィリピン 3人；トルコ 1人。
2004年	1,797	シンガポール 700人；イタリア 209人；スペイン 206人；オランダ 119人；韓国 89人；スイス 85人；ロシア 78人；タイ 65人；スウェーデン 56人；インド 29人；ベルギー 28人；アイルランド 17人；南アフリカ 16人；デンマーク 13人；チェコ共和国 5人；フィリピン 3人；トルコ 1人。
2005年	1,145	オーストリア 356人；イタリア 201人；オランダ 172人；スペイン 168人；韓国 95人；ベルギー 47人；デンマーク 28人；アイルランド 25人；フィンランド 20人；南アフリカ 16人；クウェート 6人；ヨルダン 5人；サウジアラビア 4人；エジプト 2人。
2006年	2,360	シンガポール 740人；韓国 272人；イタリア 228人；スペイン 197人；オランダ 191人；ロシア 169人；スイス 140人；タイ 104人；オーストリア 80人；スウェーデン 60人；インド 43人；南アフリカ 34人；ハンガリー 25人；チェコ共和国 24人；フィンランド 23人；デンマーク 11人；パラグアイ 11人；アイルランド 7人；アルゼンチン 1人。

1998年から、台湾人の留学先が主要8か国以外にも分散するようになり（表9-1）、留学先の国々は徐々に多様化し、上記の主要国以外へ留学する学生数は年々増加している。

内訳をみると、シンガポールが圧倒的に多いことがわかる（表9-2）。シンガポールは人口の7割以上を華人が占め中国語も広く通じる華人文化圏でありながら公用語が英語であることが、台湾人にとっては便利で魅力的な語学環境であると推察される。ほかにも英語が公用語として使用されている南アフリカ共和国、インドへの留学者も少なくない。アジアでは、隣国である韓国の増加が注目される。また、イタリア、スペインを筆頭にスウェーデンやスイスなどヨーロッパ諸国との存在が注目される。選択する留学先は多岐にわたり、台湾人が学ぼうとする語学も英語に限定されず、多様な言語への関心が高まっていることがうかがえる。

以上を要約すると、グローバル化の波は教育にも浸透し台湾人の海外留学を促す原動力にもつながり、留学する学生は年によって多少の増減は生じながらも全体的な傾向としては増加しているといえる。英語習得のニーズやアメリカへの関心の高さから、台湾人が選択する留学先として依然としてアメリカ合衆国が他を凌駕するが、この10年間でアメリ

カ一辺倒という風潮から関心の多様化にシフトしつつあり、アジア諸国も含めた広い意味での英語圏や英語圏以外の国々への留学など、留学先としての選択肢の幅が拡大していることが指摘できる。全体として教育交流相手国は脱固定化し、多彩な顔ぶれになってきているといえるだろう。

#### 4. 台湾の大学に在籍する外国人学生

海外からの留学生は、国際的な友好関係を構築する上での架け橋となる存在である。次に、1986年から2006年までの20年間における、台湾の大学に在籍する外国人留学生の動向を概観する。表9-3は1986年から2006年までの台湾在住の外国人学生数の推移である。

表9-3 台湾在住の外国人学生数の推移（1986～2006年）

86年	88年	90年	92年	94年	96年	98年	00年	02年	04年	06年
3,660	5,569	5,900	5,440	5,596	5,431	5,109	7,524	7,331	9,616	13,070

台湾に留学する外国人は、この20年間で約3.6倍に増加した。参考までにそれ以前の学生数を通覧すると、1950年代は一桁から二桁台の人数だったのだが、60年代は100人台から300人台に、75年に843人まで伸ばした後、76年に破竹の勢いで2,000人を突破した。その後徐々に増加し、1986年から1989年にかけて顕著な増加を示した後、表9-3のデータが示すとおり89年から98年は5000人台でほぼ横這いに推移している。そして、2000年以降再び増加傾向が著しい。それは台湾が国際化時代の進展とともに外国人へ門戸を広げてきたことの表れであり、世界の舞台に留学生を送り出すだけではなく、積極的に留学先としての台湾を宣伝してきたことの成果ともいえる。台湾における留学のメリットについては教育部が管理するさまざまな英語のウェブサイト上で、他国と比較して格安な学費、中国語留学を目的とした学生を対象にした奨学金制度、整備された安全な生活環境といった外的な好条件を紹介しながら、台湾の物理学、半導体の技術、電子工学、農学や医学、生物工学等の研究領域が世界にひけをとらない高いレベルであることをアピールしている。また、中国語留学にも最適な教育環境や設備を具備していることを具体的に記載している。

この2年間の動向に焦点をあてると、台湾での学位取得をめざす留学生は、2005年に2,853人だったのに対し、2006年では3,935人にのぼり1年間で1,082人増加している。その出身国は2006年には107か国に及ぶ。また、台湾における正規の課程(normal program)に登録している交換留学生の数は2005年に694名であったが、2006年は50

か国から 1,409 名おり、前年度に比べ 715 名の増加がみられた。台湾で中国語を学習する語学留学の学生は 2005 年で 8,182 名であったが、翌年 2006 年には 953 名増えて 9,135 名であり、出身国は 111 か国と多岐にわたっている (Education Statistics : Summary of Statistics, June 2007, MOE)。

次に出身国の内訳に注目し、1986 年から 2006 年までの在華外国留学生の総数上位国のこれまでの推移について考察を加えてみたい。総数上位国は順に韓国、日本、アメリカ合衆国、インドネシア、ドイツ、フランス、カナダ、タイ、ベトナム、英国、マレーシア、フィリピンであり、上位 4 か国の 86 年以降の留学生数の推移を表 9-4 に、表 9-5 にはそれに続く 8 か国の動向を示した。

表 9-4 台湾在住外国留学生総数上位 4 か国の推移

	86 年	88 年	90 年	92 年	94 年	96 年	98 年	00 年	02 年	04 年	06 年
韓国	1,089	1,458	2,174	1,978	1,610	1,600	1,331	1,217	1,223	1,115	1,375
日本	481	861	816	789	957	1,286	1,171	1,486	1,832	1,879	2,188
アメリカ合衆国	747	1,253	1,165	1,087	1,144	789	632	721	849	1,252	1,602
インドネシア	259	217	211	245	368	380	579	2,174	961	1,391	1,555

表 9-5 台湾在住外国留学生総数 5 位～12 位の 8 か国の推移

	86 年	88 年	90 年	92 年	94 年	96 年	98 年	00 年	02 年	04 年	06 年
ドイツ	198	478	367	178	117	110	108	110	130	163	250
フランス	142	177	158	145	160	127	134	124	147	169	331
カナダ	54	101	86	138	124	107	122	229	243	361	436
タイ	145	131	108	100	81	75	95	189	175	279	379
ベトナム	0	5	6	4	24	31	58	134	260	503	836
英国	76	119	160	160	127	108	157	167	131	178	266
マレーシア	19	24	27	22	39	25	27	67	146	332	671
フィリピン	112	160	134	114	120	107	89	125	133	207	197

近隣韓国からの留学生数は 90 年代初頭に比べ減少がうかがえる一方、日本が緩やかな増加傾向を示しており日本人にとって台湾は安定した留学先であると考えられる。ここではインドネシアが 99 年以降急増している点が目に留まる (表 9-4)。上位 5 位から 12 位までの 8 か国の中半数である 4 か国を地理的にも近距離である東南アジア諸国が占めているが (表 9-5)，いずれも留学生数が増加しており欧米諸国とは若干異なった様相を呈している点が興味深い。

とりわけ、ベトナムとマレーシアの近年の留学生数は瞠目すべき急増をみせている。タイについても同様である (表 9-5)。東南アジアとの教育交流は、学術協定も盛んに締結されている影響や学会等の組織的連携もあり (5-(1)にて後述)，近年活発な動きをみせて

いる。また、社会的背景としてはアジア文化圏や大小さまざまな経済圏構想の中心としてグローバルなアジアネットワークが構築されてきたことや、近年のエスニシティ意識の高まりから東南アジアに在住する華人が自らの民族的なアイデンティティとして中国語の習得をめざす意欲の向上がみられたこと、それを支える経済力も所有するようになったことなどがあると推察される。こうした動きが今後どうなるかは、さらに動向を追跡していく必要がある。

## 5. 学術交流

### (1) 大学組織レベルの学術国際交流

国際化は教育にも着実に浸透し、大学の国際交流は進化をたどっている。台湾の大学と海外の学校あるいは研究機関とのさらなる交流の発展を維持する目的で、教育部によってあらたに設置された台湾と海外の大学における学術交流調査組織を通じての調査によると、1987 年から 2006 年までの間にとりおこなわれた高等教育段階の学術交流の調印数は 3,077 にのぼる (Statistics on International collegiate academic exchange, Feb 2007, MOE)。

この組織の統計によると、これまでに 144 の台湾の学校が世界 75 か国の 1,639 の学校と学術交流協定を結んだ。2006 年には、その協定数が最高値を記録した。その内容は、台湾の 119 の学校が海外の 502 の学校と合計 746 の学術交流協定を締結し、公的な友好関係を構築したことである。その中でも特に、台湾の学校と最も緊密な交流を展開している 5 か国は、アメリカ合衆国、日本、ベトナム、タイ、韓国である。表 9-6 には、ここ 2 年間に締結された台湾と海外の協定数を示した。2005 年から 2006 年までの 1 年間の間でもその数を飛躍的に伸ばしていることが読みとれる。

表 9-6 過去 2 年間における台湾と海外の協定数

年	調印された 協定数	台湾の調印組織 (学校) 数	海外の調印組織 (学校) 数	姉妹校数
2005	566	108	421	394
2006	746	119	502	425

教育部は公式に学術交流関係を結ぶことで、教育交流の展開をいつそう推進するよう鋭意努力していく意向を表明している。したがって、今後さらに高等教育においても組織レベルでの学術的な国際交流が進展していくであろう。

### (2) 近年の特徴～ラテンアメリカとの交流の拡大

留学生の数は出身国の留学先の国への関心がどれだけかを示す指標でもあるが、ここで

注目されるのがラテンアメリカとの交流の顕著な活発化である。

ラテンアメリカと台湾との学際的な交流はその留学生数が示すとおり、これまで何年にもわたって活発とはいえない状況であった。地理的な距離、言語の問題（ブラジルではポルトガル語、その他のラテンアメリカ諸国が多くがスペイン語を公用語としている）などが交流を妨げる要因となっていたからである。しかしながら、近年は海外の優秀な学生が台湾で学ぶことを奨励するため奨学金制度が設立されたこともあり、精力的に台湾への留学を普及させてきた。その結果、台湾で学ぶことを希望するラテンアメリカからの学生数が毎年増加しており（表9-7）、この傾向は近年の留学生動向において異彩を放つ特徴といえる。のことについて教育部は、両国の関係を推進させるのみならず相互理解と友情を深めることにもつながる意義のある営みだととらえ歓迎している。また、12か国の中南米諸国（パナマ、ドミニカ共和国、グアテマラ、エルサルバドル、パラグアイ、ホンジュラス、ハイチ、ベリーズ、セントビンセント、セントクリストファー・ネーヴィス、ニカラグア、セントルシア）が台湾と外交関係にある状況を鑑みると（参考；外務省 各国地域情勢基礎データ<<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/taiwan/index.html>>），今後も緊密な関係を維持したいという台湾側の意図もうかがわれる。

表9-7 ラテンアメリカからの留学生数の推移

年	1993年	1997年	2001年	2003年	2004年	2005年	2006年
ラテンアメリカ学生数	51	79	100	183	279	493	781

大学間の交流も徐々に行われるようになり、たとえば2006年に台湾のいくつかの大学とコスタリカ大学が共同でスペイン語のセミナー開催を開催したり、2007年にはパラグアイの研究者が国立台湾師範大学と淡江大学においてスペイン語やラテンアメリカ文学や文化に関する講義を行ったりした事例がある。また、教育部はラテンアメリカへの留学はユニークで貴重な経験になるとして休暇中に台湾の大学生をラテンアメリカの大学に派遣する制度を推進したり、2006年に実施して好評を得た「ラテンアメリカスタディーツアー」を淡江大学スペイン語学系、輔仁大学、静宜大学、文藻外語学院の協力のもと継続する方針を出したりして、ラテンアメリカとの交流に意欲をみせている。すでにスペイン語の向上を目的としてラテンアメリカで学ぼうとする台湾の学生への支援策として、教育部はパナマ大学、グアテマラのマロキン大学（Universidad Francisco Marroquín）との姉妹校締結の調印目的に国内の大学から委員の現地派遣も行った。

スペイン語は国連の公用語の1つであり国際社会に有用な言語である。「言語は世界を知る鍵であり学問の可能性を拡大する重要な役割を担う。世界の情報を入手するには英語が最も有効だが、英語だけがすべてではない。すべての言語には文化的な豊かさがあり、それはその言語を直接学ぶことによってのみ獲得できる。英語以外の言語がもっと学ばれ

るべきである」と世界史研究で国際的にも著名な張谷銘（Zhang Gu-ming）博士が陳述しているとおり（Education Categories : Higher Education, Sep 2006, MOE），その認識が深まれば、台湾からラテンアメリカ諸国へスペイン語留学に行く学生もさらに増えるであろう。

これまでではアメリカ合衆国やヨーロッパ諸国などが主な留学先として定着していたが、留学先も多様化しつつあることは先述のとおりである。政府の積極的な支援政策に後押しされ、今後はラテンアメリカ諸国への留学も徐々に増加する可能性が予測できる。

### （3）外交関係を強化する「台湾研究」

国際的な学問領域における「台湾研究」の認知度とその地位を高めるために、教育部は海外での「台湾研究」を推進しようと動いている。LSE (The London School of Economics and Political Science) やケンブリッジ (Cambridge) のような一流大学との協力関係のもと、台湾や台湾語に関する大学の講義を設けるよう組織化し、短期間の研究に従事する国際的な研究者を台湾に招待する方針を打ち出した。

台湾研究の目標としては、台湾を主要な研究領域にすること、学術交流により外交上の孤立を打破すること、著名な大学に「台湾の種」を植えること、海外での学術研究を引き金とし国内研究の充実を図ること、の 4 点が挙げられている（“Taiwan Research” Strengthen Foreign Relations, Education Statistics, Mar 2007, MOE）。

経済界で中国文化圏が勢力を増す情勢において、学術界においても「台湾研究」が海外の研究者から関心を集めることを重点目標に掲げている。また、そうすることにより台湾の国際政治や外交においても諸外国と良好な関係を構築したいとの意図がうかがわれる。さらには、外国の研究機関が台湾研究に従事することは、国内研究の成果にも光が当てられそれを活性化させることになり、ひいては台湾国民の自己理解とアイデンティティの獲得にも貢献することにつながると期待されている。

これまでのところ、2004 年に「台湾研究プログラム」を発動させて以来、2006 年の終わりまでに 18 の国々から 82 名の研究者が台湾研究のために台湾を訪れている。教育部は、2007 年にプログラムをさらに拡大し、62 名の研究者を海外から招聘した。台湾をあげての「台湾研究」の強化は、そのことが台湾と諸外国との良好な関係の育成に寄与するものだと見方を、いっそう明確にしたものであると考えられる。

## 6. おわりに

以上、台湾の高等教育における国際教育交流について、教育部や学術機関レベルの教育交流支援政策、台湾人が外へ出していく動き（台湾人の海外留学）と外国人が台湾に入ってくる動き（外国人の台湾留学）という両側面の現象から検討してきた。これらをまとめると

と、以下の3点にその傾向および特徴を集約できる。

第1に、グローバリゼーションの急速な進展により、台湾においても他国同様に学術交流の増大、高等教育の国際化が進んできているということである。その主たる役割を担うのは日本の文部科学省に相当する教育部であり、それが関係諸機関と協働しながら学術協定の締結や外国人研究者または学生の招致、あるいは台湾人研究者や学生の留学をサポートする条件整備を着実に進めている。

第2に、上の点とも関連するが、教育交流には国策としての政治的な動向の影響を受けているという点である。政府が展開する学術交流支援策の背後には、奨学金や研究者招聘などの制度的な面から国際教育交流を支援することによって、台湾と関係を強化しようとしている国々との外交関係の円滑化を図ろうとする考えがうかがえる。

第3に、これまでの留学生数の動向や留学先および出身国等の分析から、人的流動がますます活発になっていることが明らかになった。海外へ留学する台湾人学生、台湾に留学に来る外国人学生ともに増加の一途をたどっており、その留学先や出身国は年々多様化している状況を指摘できる。価値観の多様化、個性化といった時代の潮流もあり、留学先としての選択肢が大幅に拡大してきている。英語圏への留学志向は依然として高いものの、アメリカ合衆国以外の英国やカナダ、オーストラリアなどへの希望者の増加、公用語を含め「英語圏」を拡張してとらえる認識の変化も認められる。さらに、非英語圏との交流も盛んになってきている。そのような状勢に伴い、日本への留学者は相対的に減少しつつあるようだが、往来の学生数などから緊密な交流関係にあることには変わりがないといえる。一方、台湾の東南アジアとの学術交流は組織的なバックアップもありいつそう活発化しており、交流の力点がそちらへ移行しつつあることも見逃せない特徴として挙げられよう。

日本との交流も含め、台湾の高等教育レベルの学術交流が今後どのように変化していくのかについてさらに長期的に追跡していくことは、台湾の教育政策や諸外国との関係を探るうえでも興味深い営みである。今後の動向にも注目していただきたい。

### 【参考文献】

- Ministry of Education, Republic of China (2003) *2003 EDUCATION in the Republic of China.*
- 教育部（2004）『中華民國教育統計 民國九十三年版』。
- Ministry of Education, Republic of China (2006) 'International Cultural and Educational Exchanges', *Education in Taiwan 2006*. pp.36-41.
- 中華民國教育部国際文化教育事業處 Bureau of International Cultural and Educational Relations (BICER), Ministry of Education

[http://www.edu.tw/EDU\\_WEB/EDU\\_MGT/BICER/EDUANDY001/english/index.htm](http://www.edu.tw/EDU_WEB/EDU_MGT/BICER/EDUANDY001/english/index.htm)  
l?open

Ministry of Education, Republic of China (Taiwan)

<http://english.moe.gov.tw/mp.asp?mp=1>

教育部全球資訊網 <http://www.edu.tw/index.htm>

## 執筆者紹介（執筆順）

\*所属は本書刊行時点のもの  
(◎は編者)

◎ 小川	おがわ	佳万	よしかい	東北大学大学院教育学研究科准教授
◎ 南部	なんぶ	広孝	ひろたか	長崎大学アドミッションセンター准教授
劉	りゅう	語霏	ゆふえい	東北大学大学院教育学研究科博士後期課程
蔡	さい	婉如	わんるい	台湾 基隆市政府教育局
徐	じょ	靜欣	じんしん	台湾 政治大学附属高級中学
劉	りゅう	宜蓁	じんしん	台湾 台北縣丹鳳國小
陳	ちん	靜如	じんじゆ	台湾 輔仁大學教育領導與發展研究所
石森	いしまり	広美	ひろみ	東北大学大学院教育学研究科博士前期課程



台灣の高等教育  
—現状と改革動向—  
(高等教育研究叢書 95)

2008(平成 20)年 3月 31 日 発行

編 者 小川 佳万・南部 広孝  
発行所 広島大学高等教育研究開発センター  
〒739-8512 広島県東広島市鏡山 1-2-2  
電話 (082) 424-6240  
<http://rihe.hiroshima-u.ac.jp>  
印刷所 株式会社 ニシキプリント  
〒733-0833 広島市西区商工センター7-5-33  
電話 (082) 277-6954

ISBN 978-4-902808-37-7

## REVIEWS IN HIGHER EDUCATION

No.95 (March 2008)

### Higher Education in Taiwan: Reform and Change in the 21<sup>st</sup> Century

RESEARCH INSTITUTE FOR  
HIGHER EDUCATION  
HIROSHIMA UNIVERSITY

ISBN978-4-902808-37-7